

第2部 出資金の概要及び統制等

第1章 インTRODクシヨN（監査方針）

出資金は、出資等を通じて実際に市民サービスを行う手段である。

岡山市の各事業において、お金を賢く使いつつ市民サービスを向上させるためには、計画を立て、予算を立案・執行しその後の継続的なモニタリング及び必要な是正措置を行う、という PDCA 体制が全体適格的に実施されるような仕組みとして構築・運用される必要がある。

従って、概括的理解から実際に行政活動を行う手段としての性質を持つ出資金を検証するに当たっては、

- ・現状において、市の事業目的（計画）と整合的か
- ・目的適格的な計画に基づき実施されたとして、その後評価が行われ、適切な是正措置が実施されているか

という点に視点を置いて見ていくことが必要となると考えられる。

一方で出資金については、地方自治法上出資割合が 25%以上の法人については、監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、監査することができる（地方自治法第 199 条第 7 項及び同施行令第 140 条の 7）。更に、出資割合が 25%以上 50%未満の条例で定める法人、50%以上の法人については、予算の執行に関する長の調査権等が及ぶとともに、議会に対する経営状況を説明する書類の提出が課されることとなる（地方自治法第 221 条第 3 項、第 243 条の 3 第 2 項及び同施行令第 152 条第 1 項）。これについては、出資対象団体に対する出資関係も環境変化に応じて変わり得る中で、継続的に持分割合が検証され責任セクターに適切に報告されているか、という点の継続的なモニタリングが必要である。

この点、計画策定からは是正措置に至る PDCA 体制を有機一体的に行うように機能させる、という視点と密接に関係している。

また、新地方公会計においては、連結財務諸表の作成も要請されている。出資割合について、50%超の持分があれば、全部連結の対象とされる（地方公会計マニュアル P168）。したがって、持分割合に対するモニタリングは、市民に対する適切なアカウンタビリティを果たすという観点からも重要である。有効な PDCA 体制構築の観点からは、連結の範囲を適切に設定することにより、適切なセグメント情報を作成し、評価体制に資する有意な情報の提供を果たす、という面においても重要な点である。

そして、出資金は公有財産であり、資産保全の統制に関する問題もある（地方自治法第 238 条第 1 項第 6・7 項）。従って、資産保全活動についても、結局有機一体性を持つての活動の一環であり、有効な PDCA 体制の構築と無関係ではない。

以上のような、概括的理解から得られた知見から導き出された手続及び出資金の質的特性から必要とされるであろうと思われる手続を、次節以降個別論点として見ていきたいと思う。

第2章 定義・監査範囲・概要

第1節 公有財産上の定義（有価証券と出資による権利）

今回のテーマの出資金等であるが、範囲としては有価証券と出資による権利である。どちらも地方自治法第238条1項の公有財産の範囲にて明記された公有財産である。

・有価証券

根拠法令は地方自治法第238条第1項6号であり、「株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示される権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利」と規定される。

平成18年の会社法施行により、株式会社の株券の不発行が原則とされた。それを見据えて、平成14年に地方自治法第238条第1項6号の規定も、それまでの「株券」から「株式」に改められている。

・出資による権利

根拠法令は地方自治法第238条第1項第7号「出資による権利」であり、出資・出捐の対象としては、株式会社、（一般・公益）社団法人、（一般・公益）財団法人、社会福祉法人、特別法上の法人、組合などが考えられる。

この有価証券と出資による権利の財産調書上の区分については、「株式会社への出資に対する権利が株式として証券に化体している場合は、自治法第238条第1項6号に該当することとなるため、財産に関する調書へは有価証券として記載することになる。（地方公共団体公有財産管理事務質疑応答集（第一法規）（3-5 有価証券と出資による権利との区別）」に基づき、株券を所持している場合は「有価証券」として、株券不発行の場合は「出資による権利（岡山市の財産調書上は「出資等」と表示している）」として岡山市においては管理している。

第2節 地方公会計上の有価証券と出資金の表示区分と公有財産上の区分との関係

地方公会計マニュアル上出資金は、「公有財産として管理されている「出資等」をいいます（地方公会計マニュアル P47（107）」、と規定されている。

岡山市においては、財産調書上上述質疑応答集に則り、株券保有会社を「有価証券」として管理し、それ以外を「出資等」として管理している。これにしたがって、貸借対

照表の計上区分上も、株券を保有しているものを「有価証券」として計上し、株券を保持している有価証券以外を「出資金」として計上している。

すなわち、金融商品取引法第2条1項に列記されたものを「有価証券」として記載する一般的な会計とは表示ルールが異なるのである。

この点について、総務省に問い合わせたところ、総務省の中でも、公有財産上の区分と地方公会計上の表示区分について合致すべきである、という意見とそれぞれ別のものであり、公会計上は一般に公正妥当と認められる会計の慣例に準拠して表示すべきである、という意見に割れているようだ。

これについては、近々公会計に関する研究会の実施が予定されており、その検討議題に挙げられるそうである。したがって、現状は研究会の結果を待つしかない。

第3節 出資金の監査範囲と概要

後述するが、地方自治法上要請される有価証券及び出資による権利の扱いとしては、変わりはないので、今回の監査テーマである出資金の監査範囲としては、岡山市の地方公会計上の表示区分上の投資及び出資金を見てゆく。

・残高の推移

地方公会計マニュアルによる決算が行われた平成28年度から直近会計期間である令和2年度までの岡山市における全体会計における出資金等の推移である。

(単位：百万円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
投資及び出資金	18,384	18,486	18,590	18,610	18,740
有価証券	340	339	339	339	331
出資金	18,045	18,147	18,251	18,271	18,408

大きな変動はなく逡増傾向であることが分かる。

・出資先別一覧表【令和2年度末残高より】

次に出資金を見ていくに当たっての管理表としての一覧表を作成した。

今回のテーマとしては、お金を賢く使うという点にも重点を置いていることから、岡山市においての統制上出資に対して管理責任を負う担当課中心の一覧管理表とした。

担当課No	担当課	出資先No	出資先名称	外郭団体	現状出資額 (円)	割合 (%)	
1	I C T 推進課	1	株式会社 オービス		42,650,000	0.23%	
		2	岡山ネットワーク 株式会社		150,500,000	0.80%	
		3	地方公共団体情報システム機構		2,000,000	0.01%	
2	スポーツ振興課	4	一般財団法人 岡山市スポーツ協会	外郭団体	30,000,000	0.16%	
3	プロモーション・M I C E 推進課	5	株式会社 岡山コンベンションセンター	外郭団体	50,000,000	0.27%	
4	下水道河川計画課	6	一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構		460,000	0.00%	
5	下水道経営企画課	7	公益財団法人 岡山県下水道公社	外郭団体	9,853,500	0.05%	
6	環境保全課	8	公益財団法人 岡山県環境保全事業団		25,000,000	0.13%	
		9	公益財団法人 児島湖流域水質保全基金		45,300,000	0.24%	
7	観光振興課	10	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会	外郭団体	57,400,000	0.31%	
		11	株式会社 池田動物園		1,000,000	0.01%	
8	給与課	12	一般財団法人 地域社会ライフプラン協会		17,000,000	0.09%	
		13	一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会		26,000,000	0.14%	
9	文化財課	14	公益財団法人 岡山県郷土文化財団		14,205,000	0.08%	
10	交通政策課	15	井原鉄道 株式会社		20,000,000	0.11%	
		16	岡山空港ターミナル 株式会社		29,000,000	0.15%	
		17	一般財団法人 岡山県牛窓海岸スポーツ振興会		7,000,000	0.04%	
11	広報広聴課	18	株式会社 岡山シディエフエム		20,000,000	0.11%	
		19	RSKホールディングス 株式会社		5,710,000	0.03%	
12	高齢者福祉課	20	一般社団法人 岡山市老人クラブ連合会		10,000,000	0.05%	
13	財産活用マネジメント推進課	21	社会福祉法人 愛隣会		1,500,000	0.01%	
		22	岡山市土地開発公社	外郭団体	20,000,000	0.11%	
14	財政課	23	地方公共団体金融機構		76,000,000	0.41%	
		24	株式会社 日本宝くじシステム		2,000,000	0.01%	
15	産業振興・雇用推進課	25	株式会社トマト銀行		4,788,000	0.03%	
		26	一般財団法人 岡山市勤労者サポートプラザ	外郭団体	100,000,000	0.53%	
		27	岡山信用保証協会		234,190,000	1.25%	
		28	独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構		330,796	0.00%	
16	産業政策課	29	岡山県総合流通センター 株式会社		40,000,000	0.21%	
17	市街地整備課	30	岡山市整備 株式会社	外郭団体	6,375,000	0.03%	
		31	岡山市開発 株式会社	外郭団体	1,540,000,000	8.22%	
		32	公益財団法人 区画整理促進機構		10,000,000	0.05%	
18	市場事業部	33	岡山市市場冷蔵 株式会社	外郭団体	5,000,000	0.03%	
		34	岡山花き精算 株式会社		2,400,000	0.01%	
		35	岡山水産物精算 株式会社		2,000,000	0.01%	
19	政策企画課	36	一般財団法人 吉井川水源地域対策基金	外郭団体	34,695,000	0.19%	
		37	岡山県広域水道企業団		14,765,904,389	78.81%	
		38	一般財団法人 地域活性化センター		5,000,000	0.03%	
		39	一般財団法人 地域総合整備財団		50,000,000	0.27%	
20	生活安全課	40	公益財団法人 岡山県暴走追放運動推進センター		80,541,000	0.43%	
21	地域包括ケア推進課	41	公益財団法人 岡山市シルバー人材センター	外郭団体	50,000,000	0.27%	
22	庭園都市推進課	42	公益財団法人 リバーフロント研究所		2,500,000	0.01%	
		43	公益財団法人 岡山市公園協会	外郭団体	189,135,869	1.01%	
23	道路港湾管理課	44	岡山港埠頭開発 株式会社	外郭団体	7,000,000	0.04%	
		45	株式会社 岡山会館		1,000,000	0.01%	
24	農林水産課	46	一般財団法人 岡山市水産協会	外郭団体	230,000,000	1.23%	
		47	岡山県農業信用基金協会		28,650,000	0.15%	
		48	岡山県漁業信用基金協会		1,600,000	0.01%	
		49	公益財団法人 おかやまの森整備公社		33,270,000	0.18%	
		50	公益社団法人 岡山県野菜生産安定協会		1,950,000	0.01%	
		51	公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団		36,455,000	0.19%	
		52	公益財団法人 岡山県林業振興基金		15,784,409	0.08%	
		53	岡山森林組合		131,000	0.00%	
25	福祉援護課	54	有限会社 サウスヴィレッジ		1,500,000	0.01%	
		55	公益財団法人 岡山市ふれあい公社	外郭団体	100,000,000	0.53%	
26	文化振興課	56	一般財団法人 太平洋戦争全国空爆犠牲者慰霊協会		350,000	0.00%	
		57	公益財団法人 岡山文化芸術創造	外郭団体	454,459,332	2.43%	
27	保育・幼児教育課	58	表町第一開発ビル 株式会社		6,100,000	0.03%	
		59	学校法人内山下保育会		19,950,000	0.11%	
28	保健管理課	60	公益財団法人 岡山県動物愛護財団		10,142,000	0.05%	
		61	公益財団法人 岡山県健康づくり財団		1,121,000	0.01%	
		62	公益財団法人 岡山県腎臓バンク		43,000	0.00%	
					(合計)	18,734,944,295	100.00%
【出資金から漏れていた団体】							
29	医療政策推進課	63	地方独立行政法人 岡山市立総合医療センター		2,322,148,685		

※一覧表は出資額で作成したため、全体財務書類貸借対照表残高との差異はある。(評価益及び強制評価減による差)

現状出資額の残高のうち、担当課 No19 政策企画課 出資先 No37 の岡山県広域水道企業団に対する出資残高の割合が 78.8%となっている。残高推移における毎年の出資金額の通増は同団体に対する出資である(内容については『第5章 第4節 担当課毎の統制検討』参照)。

また、本来出資金として計上すべき出資である担当課 No29 医療政策推進課 出資先 No63 の地方独立行政法人岡山市立総合医療センターが漏れている(漏れた経緯については『第4章 資産保全に関する統制状況』参照)。

一覧は、全体財務書類を基本として作成している。

連結の範囲を検討した際に一般会計等財務書類上公営企業に対する出資金の計上が漏れていることを検出した(『第3章 第7節 連結範囲の検討』参照)。

・法人類型別分類

法人形態	出資先数
株式会社	19
有限会社	1
一般財団法人	10
公益財団法人	18
一般社団法人	2
公益社団法人	1
社会福祉法人	1
地方公社	1
地方独立行政法人	1
独立行政法人	1
一部事業組合	1
学校法人	1
特別法等	6
合計	63

最後に岡山市の出資先を法人類型別で把握して見ると、(一般・公益)財団法人28が最多であるが、株式会社形態の団体に対しても19と比較的多く出資している。このように様々な類型の出資先に、各担当課を責任セクターとして縦割行政で統制を行っているため問題も生じる。

次章以降、岡山市における統制状況を確認してゆく。

第3章 出資割合に応じて要請される統制と岡山市における執行状況

第1節 地方自治法上及び地方公会計上の統制の概要

前章で記載したように、有価証券と出資金については地方公会計上の表示の問題があるが、いずれにしても公有財産として出資割合に応じて地方自治法上同種の統制が要請されていることに変わりはない。

・ 予算の執行に関する長の調査権

地方三公社及び地方独立行政法人、また、50%以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社、さらに 25%以上 50%未満出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものについては、予算の執行に関する長の調査権等が及ぶとともに、議会に対する経営状況を説明する書類の提出が課されている（地方自治法第 221 条第 3 項、第 243 条の 3 第 2 項及び同施行令第 152 条第 1 項）。

・ 地方公会計（連結の範囲）

また、地方公共団体の出資比率が 50%以上の「第三セクター等²」はすべて連結対象とするとされ（地方公会計マニュアル P172 (20)）、全部連結の対象とされることから、地方自治法上の統制のみならず、市民へのアカウントビリティ一面についても、影響を与えうる。

・ 監査委員による監査対象

地方自治法の規定により出資金等の出資割合が 25%以上の法人については、監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、監査することができる（地方自治法第 199 条及び同施行令第 140 条の 7）。

² 地方公会計上の連結の範囲検討に当たっての第三セクター等には、社会福祉法人も含まれる（地方公会計マニュアル P173 (25)）。

※ここで注意すべきは「第三セクター等³」ではなく「法人⁴」として立法されている点である。

このように、出資割合に応じて地方自治法上の統制が決まっているのである。したがって、地方自治法上の統制のトリガーとなる出資割合について、担当課でどのような統制が行われ、それが適正に運用されているか、という点についての検証が必要となる。

第2節 岡山市における出資割合の管理統制状況

第1項 岡山市における管理統制の概要

出資割合については、基本的に出資に対する責任を負っている各担当課が把握している。それを元に毎年作成する財務書類等において、強制評価減や連結対象法人を検討する財政課がその数値を集計し、統一的な基準による財務書類等の附属明細書や連結会計における財務書類等を作成している。財務書類等の作成に当たり、全体の数字を集計するのは、財政課であるので、全体的な数字の把握についても責任を負っているかといえ、そうではなく、全体的な数字の把握の責任は外郭団体等の改革推進セクターである行政改革推進室である、という認識を持っている。実際には、行政改革推進室が外郭団体管理指導のため、若しくは、総務省に対する第三セクター等の報告資料作成のために調査を行う団体については、その数値を利用し、それ以外の団体については財政課が出資額より独自に数字を算定して行政活動を実施（財務書類等の作成）している。

統制内容	担当課	調査（算定）頻度	対象団体数
①総務省が要請する「第三セクター等の状況に関する調査」 （②の外郭団体のうち13団体を含む。）	行政改革推進室	2年毎	22
②岡山市の外郭団体	行政改革推進室	毎年	17
③ 上記以外の団体	財政課	毎年	46

第2項 第三セクター等の状況に関する調査

岡山市においては、上述した通り行政改革推進室が第三セクター改革の責任セクターであるため、総務省が要請する2年毎の「第三セクター等の状況に関する調査」に関する

³ 第三セクター等とは、地方公共団体が出資または出捐を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人の「第三セクター」に、土地開発公社などの「地方公社」を合わせた概念である。

⁴ 法人とは、法律上法人格を認められ、法律行為を有効になし、権利義務の主体となりうる資格を与えられたものである。

る回答のために、出資割合を含めた第三セクターの経営状況について各担当課に対し、直接出資先に対する調査を依頼した上で集計作業を行っている。この総務省の調査依頼範囲を見ると、①（一般・公益）社団法人、（一般・公益）財団法人、②会社法等の規定により設立された法人、③地方3公社、④地方独立行政法人とある。ただし、事業活動の範囲が全国的な法人または全国規模で設立されている法人は、調査範囲から除外されており、更に調査表自体確認すると、市が出資割合で1位ではない第三セクター等については、調査範囲から除かれている。

第3項 岡山市が外郭団体と定めた法人

外郭団体について、地方自治法上の定義があるわけではない。この外郭団体について岡山市では、

- ① 出資割合が25%以上の法人（市が設立した地方独立行政法人を除く）
- ② 岡山市から継続的に人的又は財政的な関与を受け、且つ市の政策・施策の遂行と密接な関係を有する法人

以上のように定めたうえで、外郭団体の経営状況等を把握・公表するために毎年出資割合を調査している。

以上が、岡山市における出資割合に関する統制内容である。

第3節 岡山市における出資割合に関する運用状況について閲覧確認

次に行政改革推進室がまとめた「令和3年度第三セクター等の状況に関する調査」及び「外郭団体の概要」、並びに財政課が作成する統一的な基準による財務書類等（附属明細書）を入手して閲覧を実施した。

- ・「令和3年度第三セクター等の状況に関する調査」及び「外郭団体の概要」

検出事項

- ① 岡山市の100%出資法人である、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターについて、出資金及び公有財産から漏れていることを検出（詳細については、第4章「資産保全に関する統制状況」参照）。

- ・ 統一的な基準による財務書類等（附属明細書）

検出事項

- ① 出資割合を純資産に対する出資の割合で算定しているものが散見される。
- ② 下落率が 30%以上の出資金に対し評価減の検討が行われていないものが散見される。

岡山市の出資割合に関する把握統制状況を検証した結果、行政改革推進室での数値把握統制は、各課に対して調査時点での実際の出資割合を出資先に対してヒアリングした結果をまとめたものであるため、正確な数字による統制が行われている（出資金から漏れていた団体について、岡山市において情報が共有されていない点は問題がある）。

一方、財政課は統一的な基準による財務書類等（附属明細書）作成において出資割合をまとめる作業が必要なのであるが、責任セクターとしての認識は薄い。本来的には、連結範囲の検討・強制評価減の検討など、市民に対するディスクローズという点で、出資割合については、重要な数字であるとの認識は必要であると考えられるが、現状の統制として出資割合については、出資先に対する責任を負う各担当課の責任であるため、この点の認識についてはさておき、責任セクターとしての責任を負うというところまでは難しいようである。

岡山市における現状の統制内容の閲覧確認により検出事項が複数検出されたため、次項以降より詳細な手続を実施する。そして、具体的な統制の改善案については、詳細な行政活動に対する影響をまとめた後に提案していきたいと思う。

第4節 出資割合に関する追加手続と実施に当たっての検討事項

第1項 追加手続と出資割合算定方法についての検討

「第三セクター等の状況に関する調査」の調査範囲となっていない団体及び市場価値がある団体以外について、再度、各担当課に対し出資割合の調査を依頼する。その調査結果を踏まえ、次節以降、岡山市の行政活動に与える影響をまとめた上で報告を実施する。

前節において財政課作成の統一的な基準による財務書類等の附属明細書の出資割合についての異常値が散見される点については、述べたとおりである。

統一的な基準による財務書類等の附属明細書上の出資割合については、出資金額/資本金で算定されるようなマクロとなっている。この場合、強制評価減で出資金額が減少した場合・無償減資で資本金が減少した場合、当初の本来あるべき出資割合よりも強制評価減の場合には低く・無償減資の場合には高く算定されてしまう。

地方公会計マニュアルにおいては、このような場合発行済株式数に対する保有株式数などを使った持分割合で算定した数値を計上した上で、その旨を注記することとなっている（地方公会計マニュアル P395 (Q&A 集 18)）。また、これについては、（一般・公益）財団等において指定正味財産を一般正味財産に取り崩した際も同様の取扱いとなる。

それ以前に、市の附属明細では、出捐金に関する出資割合が純資産に対する割合となっている事例が多く見られる。出捐金の出資割合の考え方について、次節でまとめた上で検証したいと思う。

第2項 出捐金の出資割合についての検討

岡山市における法人類型については、（一般・公益）財団法人が最多であるが、このような類型の団体に対する出資割合について、検出事項が散見される。次節以降で手続を進めるにあたって、それらの法人類型に対する出資の考え方についてまとめた上で手続を進める。

出捐金については、基本的に寄付であり資産性はないのであるが、地方自治法第238条第1項7号にて「出資による権利」とされていることから、新地方公会計基準においても引き続き資産として取り扱うことが決定された（「基準モデル」及び「総務省方式改定モデル」に関するQ&A 問22）。

このように資産性が基本的にはないものを法的に資産として取り扱っているため、出捐金の出資割合については、統一的に運用されていない面があるのではないかと考えられるが、先述したとおり、出資割合に応じて地方自治法上の統制が求められることから、出捐金といえども出資割合を、いい加減に算定するべきではない。

基本的には、対象団体の指定正味財産に対する出捐割合で検討すべきであろう。ただし、一般正味財産とされたとしても、定款により、出捐者の権利として指定正味財産以上の権利を定めているケースなど自由な法人設計も行いうることから、個別具体的な検討が必要である。このようなことから、監督官庁の総務省で出捐金に対する出資割合に関する質問を受けた際には、出捐時の出資割合で検討するように、と回答しているようだ。

（一般・公益）財団法人等は用途を指定して寄付された財産について、その計画通りに、基本財産などとして運用しその運用益、または当該財産を取り崩すことにより、計画された事業を実施することが定款上義務付けられているのであって、そのような観点からすると、それは、出捐者の権利ともいえる。そうであるならば、出捐金に対する出捐割合を指定正味財産に対する割合で検討するということは、地方自治法第238条1項7号の観点からも整合的な考え方である。

とはいえ、公益財団法人のように毎年指定寄付を受けることにより出資割合が変動することが前提となっているような法人もある。このような団体については、対象団体に

において、出資割合を検討しているはずであるので、各担当部署が毎年対象団体に問い合わせ地方自治体の出資割合について確認すべきであろう。出捐したからには、出捐計画通りに対象団体が資金運用しているか、その運用益を元に計画通り運営されているか、等については継続的にモニタリングしてしかるべきである。

第5節 出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響

【調査結果一覧表】

※一覧表では、行政改革推進室調査の出資金額と公会計及び公有財産上の出資金額の比較検討は『出資額の差』に、出資割合一斉調査結果比較は『出資割合の差』としてまとめている。

担当課No	担当課	No	出資先名称	外郭団体	出資額の差			出資割合の差			検出事項	
					現状出資額(円)	外郭団体概要上出資金(円)	差異(円)	第三セクター等の状況に関する調査出資割合	現状出資割合①	調査出資割合②		差異①-②
1	ICT推進課	1	株式会社 オービス	/	42,650,000	調査対象外	/	調査対象外	10.15%	10.15%	0.00%	
		3	地方公共団体情報システム機構	/	2,000,000	調査対象外	/	調査対象外	0.03%	1.50%	△1.47%	
2	スポーツ振興課	4	一般財団法人 岡山市スポーツ協会	外郭団体	30,000,000	30,000,000	0	48.24%	調査対象外	/	/	
3	プロモーション・MICE推進課	5	株式会社 岡山コンベンションセンター	外郭団体	50,000,000	50,000,000	0	50.5%	調査対象外	/	/	
4	下水道河川計画課	6	一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構	/	460,000	調査対象外	/	調査対象外	0.02%	0.07%	△0.05%	
5	下水道経営企画課	7	公益財団法人 岡山県下水道公社	外郭団体	9,853,500	9,853,500	0	調査対象外	32.85%	32.85%	0.00%	
6	環境保全課	8	公益財団法人 岡山県環境保全事業団	/	25,000,000	調査対象外	/	調査対象外	0.17%	1.54%	△1.37%	
		9	公益財団法人 児島湖流域水質保全基金	/	45,300,000	調査対象外	/	調査対象外	18.5%	18.7%	△0.20%	
7	観光振興課	10	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会	外郭団体	57,400,000	0	57,400,000	調査対象外	49.58%	0%	49.58%	※1
8	給与課	12	一般財団法人 地域社会ライブラリ協会	/	17,000,000	調査対象外	/	調査対象外	0.82%	0.88%	△0.06%	
		13	一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会	/	26,000,000	調査対象外	/	調査対象外	0.51%	0.53%	△0.02%	
9	文化財課	14	公益財団法人 岡山県郷土文化財団	/	14,205,000	調査対象外	/	調査対象外	1.41%	2.28%	△0.87%	
10	交通政策課	15	井原鉄道 株式会社	/	20,000,000	調査対象外	/	調査対象外	2.86%	2.86%	0.00%	
		16	岡山空港ターミナル 株式会社	/	29,000,000	調査対象外	/	調査対象外	3.37%	3.37%	0.00%	
		17	一般財団法人 岡山県牛窓海岸スポーツ振興会	/	7,000,000	調査対象外	/	調査対象外	6.70%	7.20%	△0.50%	
11	広報広聴課	19	RSAホールディングス 株式会社	/	5,710,000	調査対象外	/	調査対象外	1.90%	1.9%	0.00%	
12	高齢者福祉課	20	一般社団法人 岡山市老人クラブ連合会	/	10,000,000	調査対象外	/	調査対象外	34.98%	48.10%	△13.12%	※2
		21	社会福祉法人 愛隣会	/	1,500,000	調査対象外	/	調査対象外	0.22%	50.00%	△49.78%	※3
13	財産活用マネジメント推進課	22	岡山市土地開発公社	外郭団体	20,000,000	20,000,000	0	100%	調査対象外	/	/	
14	財政課	23	地方公共団体金融機構	/	76,000,000	調査対象外	/	調査対象外	0.46%	0.46%	0.00%	
		24	株式会社 日本宝くじシステム	/	2,000,000	調査対象外	/	調査対象外	1.49%	1.49%	0.00%	
15	産業振興・雇用推進課	26	一般財団法人 岡山市勤労者サポートプラザ	外郭団体	100,000,000	100,000,000	0	100%	調査対象外	/	/	
		27	岡山信用保証協会	/	234,190,000	調査対象外	/	調査対象外	0.47%	4.25%	△3.78%	
		28	独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構	/	330,796	調査対象外	/	調査対象外	0.0004%	0.0004%	0.00%	
16	産業政策課	29	岡山県総合流通センター 株式会社	/	40,000,000	調査対象外	/	調査対象外	11.10%	11.1%	0.00%	
17	市街地整備課	30	岡山市整備 株式会社	外郭団体	6,375,000	6,375,000	0	51%	調査対象外	/	/	
		31	岡山市開発 株式会社	外郭団体	1,540,000,000	1,540,000,000	0	52.2%	調査対象外	/	/	
		32	公益財団法人 区画整理促進機構	/	10,000,000	調査対象外	/	調査対象外	0.38%	0.28%	0.10%	

担当課No	担当課	No	出資先名称	外郭団体	出資額の差			出資割合の差			検出事項
					現状出資額 (円)	外郭団体概要上出資金 (円)	差異 (円)	第三セクター等の状況に関する調査出資割合	現状出資割合①	調査出資割合②	
18	市場事業部	33	岡山市場冷蔵 株式会社	外郭団体	5,000,000	5,000,000	0	33.3%	調査対象外		
19	政策企画課	36	一般財団法人 吉井川水源地域対策基金	外郭団体	34,695,000	34,695,000	0	調査対象外	48.18%	32.80%	15.38%
		37	岡山県広域水道企業団		14,765,904,389	調査対象外		調査対象外	21.43%	23.00%	△1.57%
		38	一般財団法人 地域活性化センター		5,000,000	調査対象外		調査対象外	0.12%	0.18%	△0.06%
		39	一般財団法人 地域総合整備財団		50,000,000	調査対象外		調査対象外	0.44%	0.47%	△0.03%
20	生活安全課	40	公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター		80,541,000	調査対象外		調査対象外	4.57%	5.42%	△0.85%
21	地域包括ケア推進課	41	公益財団法人 岡山市シルバー人材センター	外郭団体	50,000,000	50,000,000	0	98%	調査対象外		
22	庭園都市推進課	42	公益財団法人 リバーフロント研究所		2,500,000	調査対象外		調査対象外	0.16%	0.46%	△0.30%
		43	公益財団法人 岡山市公園協会	外郭団体	189,135,869	57,000,000	132,135,869	50%	調査対象外		※4
23	道路港湾管理課	44	岡山港埠頭開発 株式会社	外郭団体	7,000,000	7,000,000	0	31.8%	調査対象外		
24	農林水産課	46	一般財団法人 岡山市水産協会	外郭団体	230,000,000	230,000,000	0	90.1%	調査対象外		
		47	岡山県農業信用基金協会		28,650,000	調査対象外		調査対象外	0.50%	1.0%	△0.50%
		48	岡山県漁業信用基金協会		1,600,000	調査対象外		調査対象外	0.00%	1.10%	△1.10%
		49	公益財団法人 おかやまの森整備公社		33,270,000	調査対象外		調査対象外	0.23%	3.80%	△3.57%
		50	公益社団法人 岡山県野菜生産安定協会		1,950,000	調査対象外		調査対象外	3.70%	3.80%	△0.10%
		51	公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団		36,455,000	調査対象外		調査対象外	4.94%	7.30%	△2.36%
		52	公益財団法人 岡山県林業振興基金		15,784,409	調査対象外		調査対象外	0.83%	0.80%	0.03%
25	福祉援護課	55	公益財団法人 岡山市ふれあい公社	外郭団体	100,000,000	100,000,000	0	100%	調査対象外		
		56	一般財団法人 太平洋戦争全国空爆犠牲者慰霊協会		350,000	調査対象外		調査対象外	1.63%	1.52%	0.11%
26	文化振興課	57	公益財団法人 岡山文化芸術創造	外郭団体	454,459,332	454,459,332	0	87.2%	調査対象外		
27	保育・幼児教育課	59	学校法人内山下保育会		19,950,000	調査対象外		調査対象外	5.21%	21.60%	△16.39%
28	保健管理課	60	公益財団法人 岡山県動物愛護財団		10,142,000	調査対象外		調査対象外	7.79%	10.14%	△2.35%
		61	公益財団法人 岡山県健康づくり財団		1,121,000	調査対象外		調査対象外	0.05%	1.07%	△1.02%
		62	公益財団法人 岡山県腎臓バンク		43,000	調査対象外		調査対象外	0.05%	0.05%	0.00%

追加一斉調査の結果、地方自治法上の統制に対して指摘事項となる事象は以下の通りである。

【指摘としたもののまとめ】

担当課No	担当課	No	出資先名称	外郭団体	出資額の差			出資割合の差			検出事項	
					現状出資額 (円)	外郭団体概要上出資金 (円)	差異 (円)	第三セクター等の状況に関する調査出資割合	現状出資割合①	調査出資割合②		差異 (①-②)
7	観光振興課	10	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会	外郭団体	57,400,000	0	57,400,000	0%	調査対象外		※1	
12	高齢者福祉課	20	一般社団法人 岡山市老人クラブ連合会		10,000,000	調査対象外		調査対象外	34.98%	48.10%	△13.12%	※2
		21	社会福祉法人 愛隣会		1,500,000	調査対象外		調査対象外	0.22%	50.00%	△49.78%	※3
22	庭園都市推進課	43	公益財団法人 岡山市公園協会	外郭団体	189,135,869	57,000,000	132,135,869	50%	調査対象外		※4	

表にまとめた指摘事項は、地方自治法上要請される統制活動に明確に影響を与えうる出資割合及び出資額の相違についてであるが、再調査の結果として、正確な数値が把握されていない出資先は調査結果一覧表の通り複数あり、担当課による継続的なモニタリングが行われていない状況や算定方法を誤認している状況が散見される。

【指摘 1】(P34 下の表中の※ 2・3)

出資先 No20 (高齢者福祉課) 一般社団法人岡山市老人クラブ連合会 (出資割合 48.1%)
出資先 No21 (高齢者福祉課) 社会福祉法人愛隣会 (出資割合 50%)
については、行政改革推進室担当の外郭団体の統制から漏れている。

さらに出資先 No20 (高齢者福祉課) 一般社団法人岡山市老人クラブ連合会 (出資割合 48.1%) については、外郭団体の統制からもれていたため、結果として地方自治法第 199 条第 7 項の対象外となっていた。

出資先 No20 は、当初は任意団体において設置されたシルバー基金に対する出捐であった。平成 25 年度に法人格を取得したのであるが、それ以降も、担当課においてシルバー基金という形で認識されていたことや、担当課と行政改革推進室との情報共有が十分になされていなかったことなどから、外郭団体から漏れており、更には地方自治法第 199 条第 7 項の対象外となっていたようである。現状の統制としては、責任セクターは各担当課であり、各担当課が行政改革推進室及び財政課に報告することにより、適正な行政活動が行われることを企図したものであるが、これがうまく運用されていない。このような統制の仕組みには無理があると思われる。(『第 8 節小括』参照)

出資先 No21 は、現状の担当課の同法人に対する出資割合に関する認識としては 0.22% であるが、今回の一斉調査の結果を踏まえての追加調査の結果、外郭団体の統制からは漏れている一方で、地方自治法第 199 条第 7 項の対象となっていた。

同法人は、岡山市が旧建部町を合併した際に岡山市に組入れられたのであるが、当時の担当者は、出資割合を正確に把握し、地方自治法上の適法な措置を行ったようである。社会福祉法人については、外郭団体とならないという認識の下、統制対象団体から外したようであるが、現状岡山市の外郭団体の定義において対象とならない法人は、岡山市が設立した独立行政法人だけであるため、地方自治施行令第 152 条第 1 項に定める「法人」と一致するよう定義を変更することで、同法人が外郭団体の対象とならないような措置を行うことが望ましい。

【指摘2】(P34 下の表中の※1・4)

出資先 No10 (観光振興課) 公益社団法人おかやま観光コンベンション協会
所管課報告出資額 0、財産調書上出資額 57,400,000 円

出資先 No43 (庭園都市推進課) 公益財団法人岡山市公園協会

所管課報告出資額 57,000,000 円、財産調書上出資額 189,135,000 円

については、出資額について、公有財産と行政改革推進室への報告額(担当課が公有財産として認識している金額)がずれている。

評価減をした場合には、地方公会計上の出資額が切り下げられるケースもありうるが、現状、評価減をしていない先について、公有財産上の出資額・行政改革推進室への報告出資額・公会計上の出資額がずれている出資先がある。

本来、出資額は一つのはずである。

これについては、同法人が旧一般財団法人岡山市建部町観光協会を吸収合併した際、指定正味財産受することなく、一般正味財産受けしたために、岡山市として出資による権利として取り扱うものがなくなったケースにおいて、担当課では出資額ゼロとして扱っているのであるが、それがそのまま会計上公有財産上計上されている(つまり出資後の取り崩しの報告がなされていない)ということ、原因として差異が生じているのが出資先 No10 のケースである。

出資先 No43 のケースは、担当課では出資による権利として認識しているものについては把握しており、それを岡山市の調査に当たって報告しているのであるが、出資による権利としては、純然たる寄付であると認識しているものも公有財産として登録しているために生じた差異である。

このような統制状況の中にあって出資先 No7 (下水道経営企画課) 公益財団法人岡山県下水道公社では、基本財産とならない出捐金は全て寄付金として処理している。このような、運用上の差異が生じる根本的な原因としては、公有財産とすべき額について岡山市として統一的な運用がなされていないためである。

【意見 1】

出資金額のずれについては、行政改革推進室の調査対象法人であるから明確に差異が把握可能であったのであるが、その他の法人に関しても差異が生じている出資先は存在する。

これは、岡山市としての出資に対する統一した運用方針がないため、各担当課で十分な検討及びそれに伴う処理が出来ていないという事象が生じているためである。岡山市の類型として一番多い（一般・公益）財団法人に対する出捐金については、出資による権利として資産性を認定され、さらに必要となる自治法上の統制活動に必要な出資割合の算定を求められるという、非常に難度の高いタスクが求められるのであるが、この統制について岡山市における指針がない中で、その第一義的な責任は各担当課となっており、そのことが検出事項に繋がっている。

他地方自治体では、出資による権利について、運営上の指針となるような内部的な通知を出し、純然たる寄付金については、出捐金から消却を行っている地方自治体もあることを考えると、岡山市としても何かしらの通知を出して統一的に運用することが望ましい。

その上で、岡山市の出資に当たる場合の明確な手続規程を策定することが望まれる。

出資金額の継続的なモニタリングにおいて主に問題となるのは出捐金についてであるが、一部株式会社においても利益剰余金の資本組入れにより出資額を増額させた事例が資産保全の調査において検出されており、担当課間の理解に差があると感じる（『第4章 資産保全に関する統制状況』参照）。

基本財産等を出資割合の算定基礎とする際には留意が必要な点がある。

これは、株式会社においてのそれを考えるとわかりやすい。株式会社で利益剰余金の資本金組入れがおこなわれたとしても、出資割合は変わらない、一方で発行済株式が消却された場合には、発行済株式数が減少するので出資割合は増加する。

したがって、基本財産等をその算定根拠とする場合には、一般正味財産から基本財産に繰り入れた場合については、注意を要する。あくまでも、出資割合の算定基礎とすべきは、指定寄付として出捐されたものを原資とすべきであろう。この点、平成 21 年度の外郭団体に関する包括外部監査において「(公財) 岡山市公園協会 (出資額 114,000 千円・岡山市出資額 57,000 千円) (岡山市出資割合 50%) について、同団体が、一般正味財産を基本財産に充当した結果、岡山市の出資割合がそのようになっているだけで、実質的には 100%の出資団体である。」との記述があるが、これに対しての是正措置は岡山市において現状行われていない。

また、指定正味財産から充当された基本財産が取り崩されて権利が及ぶものがすでに存在しない場合には、株式会社において株式消却が行われた場合と同義であるため、対応する出資金については公有財産及び会計上の金額より消却すべきであろう。前述の団

体において出資額にズレが生じているのは、この処理を岡山市において行っていないためである。

指摘事項1・2については、出資に関する入口の統制が岡山市において明確化されていないということから、生じたものである。第5章の個別検討で岡山市からの出資に当たって全く資料が作成されていないという事象も生じている。岡山市からの拠出が出資となる場合には、出資計画の作成並びに予定出資割合による地方自治法及び地方公会計上要請される措置に関して担当課において関連検討資料を作成するような統制を敷くことで、同じようなエラーを防ぐことが出来ると考えられる。

規程設置に際しては、金額の重要性についても設定しても良いと思われる。

【意見2】

- ① 岡山市として出資による権利のうち出捐計画通り基本財産等に充当された金額の調査（出資割合算定の分子となるもの）
- ② 出資先において、指定正味財産を原資とする基本財産等の金額の調査（出資割合算定の分母となるもの）

ということが必要となると考えられる。

また、現在の担当課の管理では検出事項が散見されることから、岡山市の統制として出資に関してファクトチェックを行う部署は設けた方が良いと思われる。

第6節 出資割合が岡山市の地方公会計に与えている影響

【調査結果一覧表】

担当課No	担当課	No	出資先名称	外郭団体	連結の範囲	現状出資額(円)	出資割合	毀損率	実質持分(円)	直近会計期間の純資産額(千円)	備考
1	ICT推進課	1	株式会社 オービス			42,650,000	10.15%	353.72%	193,511,679	1,906,519	
		2	岡山ネットワーク株式会社			150,500,000	5.97%	62.68%	244,838,834	4,101,153	
		3	地方公共団体情報システム機構			2,000,000	1.50%	5323.04%	108,460,771	7,230,718	
2	スポーツ振興課	4	一般財団法人 岡山市スポーツ協会	外郭団体	第三セクター等	30,000,000	48.24%	14.37%	34,313,243	71,130	
3	プロモーション・MICE推進課	5	株式会社 岡山コンベンションセンター	外郭団体	第三セクター等	50,000,000	50.50%	1167.33%	633,665,564	1,254,783	
4	下水道河川計画課	6	一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構			460,000	0.07%	217.84%	1,462,060	2,088,658	
5	下水道経営企画課	7	公益財団法人 岡山県下水道公社	外郭団体		9,853,500	32.85%	1210.06%	129,086,693	393,557	
6	環境保全課	8	公益財団法人 岡山県環境保全事業団			25,000,000	1.54%	800.69%	225,171,754	14,621,542	
		9	公益財団法人 児島湖流域水質保全基金			45,300,000	18.70%	1.06%	45,780,876	244,818	
7	観光振興課	10	公益社団法人 おかやま観光コンベンション協会	外郭団体	第三セクター等	57,400,000	0.00%	△100.00%	0	55,613	※1
		11	株式会社 池田動物園			1,000,000	1.20%	△297.91%	△1,979,060	△164,922	過年度において0円まで評価減を実施済
8	給与課	12	一般財団法人 地域社会ライフプラン協会			17,000,000	0.88%	9.25%	18,571,837	2,063,537	
		13	一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会			26,000,000	0.53%	3.74%	26,972,212	5,089,097	
9	教育・文化財課	14	公益財団法人 岡山県郷土文化財団			14,205,000	2.28%	62.15%	23,033,374	1,010,236	
10	交通政策課	15	井原鉄道株式会社			20,000,000	2.86%	△14.59%	17,082,065	597,275	
		16	岡山空港ターミナル株式会社			29,000,000	3.37%	170.12%	78,334,942	2,324,479	
		17	一般財団法人 岡山県半島海岸スポーツ振興会			7,000,000	7.20%	4.66%	7,325,892	101,749	
11	広報広聴課	18	株式会社 岡山シイエフエム			20,000,000	13.70%	△29.77%	14,045,041	102,519	
		19	BSKホールディングス株式会社			5,710,000	1.90%	7538.34%	436,149,103	22,955,216	
12	高齢者福祉課	20	一般社団法人 岡山市老人クラブ連合会			10,000,000	48.10%	37.50%	13,749,995	28,586	※3 過年度において0円まで評価減を実施済
		21	社会福祉法人 愛隣会			1,500,000	50.00%	22959.30%	345,889,488	691,779	
13	財産活用マネジメント推進課	22	岡山市土地開発公社	外郭団体	地方三公社	20,000,000	100%	4702.12%	960,423,042	960,423	
14	財政課	23	地方公共団体金融機構			76,000,000	0.46%	1961.65%	1,566,856,600	340,621,000	
		24	株式会社 日本宝くじシステム			2,000,000	1.49%	63.67%	3,273,452	219,695	
15	産業振興・雇用推進課	26	一般財団法人 岡山市勤労者サポートプラザ	外郭団体	第三セクター等	100,000,000	100.00%	69.43%	169,432,180	169,432	
		27	岡山信用保証協会			234,190,000	0.47%	4.36%	244,411,877	52,002,527	
		28	独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構			330,796	0.00%	52.30%	503,800	125,950,047	
16	産業政策課	29	岡山県総合流通センター株式会社			40,000,000	11.10%	23.82%	49,527,735	446,196	
17	市街地整備課	30	岡山市整備株式会社	外郭団体	第三セクター等	6,375,000	51.00%	643.49%	47,397,599	92,936	
		31	岡山市開発株式会社	外郭団体	第三セクター等	1,540,000,000	52.20%	6.74%	1,643,813,422	3,149,068	
		32	公益財団法人 区画整理促進機構			10,000,000	0.28%	△26.40%	7,359,980	2,628,564	
18	市場事業部	33	岡山市場冷蔵株式会社	外郭団体	第三セクター等	5,000,000	33.30%	168.44%	13,422,097	40,307	
		34	岡山花き精算株式会社			2,400,000	24.00%	528.31%	15,079,534	62,831	
		35	岡山水産物精算株式会社			2,000,000	20.00%	1218.71%	26,374,282	131,871	
19	政策企画課	36	一般財団法人 吉井川水源地域対策基金	外郭団体		34,695,000	32.80%	△34.81%	22,616,186	68,952	※2
		37	岡山県広域水道企業団			14,891,328,389	23.00%	△29.08%	10,560,423,632	45,914,885	
		38	一般財団法人 地域活性化センター			5,000,000	0.18%	57.77%	7,888,510	4,382,505	
		39	一般財団法人 地域総合整備財団			50,000,000	0.47%	6.62%	53,310,451	11,342,649	

担当課No	担当課	No	出資先名称	外郭団体	連結の範囲	現状出資額(円)	出資割合	毀損率	実質持分(円)	直近会計期間の純資産額(千円)	備考
20	生活安全課	40	公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター			80,541,000	5.42%	18.48%	95,422,121	1,760,556	
21	地域包括ケア推進課	41	公益財団法人 岡山市シルバー人材センター	外郭団体	第三セクター等	50,000,000	98.00%	414.22%	257,108,584	262,356	
22	庭園都市推進課	42	公益財団法人 リバフロンテ研究所			2,500,000	0.46%	194.95%	7,373,800	1,603,000	
		43	公益財団法人 岡山市公園協会	外郭団体	第三セクター等	189,135,869	50.00%	73.48%	328,077,343	656,155	
23	道路港湾管理課	44	岡山港埠頭開発 株式会社	外郭団体	第三セクター等	7,000,000	31.80%	915.39%	71,077,204	223,513	
24	農林水産課	46	一般財団法人 岡山市水産協会	外郭団体	第三セクター等	230,000,000	90.10%	3.86%	238,878,891	265,126	
		47	岡山県農業信用基金協会			28,650,000	1.0%	100.69%	57,498,667	5,749,867	
		48	岡山県漁業信用基金協会			1,600,000	1.10%	181.15%	4,498,337	408,940	
		49	公益財団法人 おかやまの森整備公社			33,270,000	3.80%	1713.62%	603,392,437	15,878,748	
		50	公益社団法人 岡山県野菜生産安定協会			1,950,000	3.80%	4.09%	2,029,741	53,414	
		51	公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団			36,455,000	7.30%	47.85%	53,897,656	738,324	
		52	公益財団法人 岡山県林業振興基金			15,784,409	0.80%	△3.17%	15,283,335	1,910,417	
		53	岡山森林組合			131,000	0.40%	187.47%	376,591	94,148	
		54	有限会社 サウスヴィレッジ			1,500,000	21.4%	920.58%	15,308,746	71,536	
25	福祉支援課	55	公益財団法人 岡山市ふれあい公社	外郭団体	第三セクター等	100,000,000	100.0%	782.27%	882,269,853	882,270	
		56	一般財団法人 太平洋戦争全国空襲犠牲者慰霊協会			350,000	1.52%	△6.67%	326,667	21,491	
26	文化振興課	57	公益財団法人 岡山文化芸術創造	外郭団体	第三セクター等	454,459,332	87.20%	28.48%	583,890,909	669,600	
		58	表町第一開発ビル 株式会社			6,100,000	20.30%	1209.09%	79,854,674	393,373	
27	保育・幼児教育課	59	学校法人内山下保育会			19,950,000	21.60%	246.00%	69,026,154	319,566	
28	保健管理課	60	公益財団法人 岡山県動物愛護財団			10,142,000	10.14%	30.43%	13,228,170	130,455	
		61	公益財団法人 岡山県健康づくり財団			1,121,000	1.07%	2101.63%	24,680,237	2,306,564	
		62	公益財団法人 岡山県腎臓バンク			43,000	0.05%	12.02%	48,170	96,340	

【指摘事項としたもの等のまとめ】

担当課No	担当課	No	出資先名称	外郭団体	連結の範囲	現状出資額(円)	出資割合	毀損率	実質持分(円)	直近会計期間の純資産額(千円)	備考
7	観光振興課	10	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会	外郭団体	第三セクター等	57,400,000	0.0%	△100.00%	0	55,613	※1
19	政策企画課	36	一般財団法人 吉井川水源地域対策基金	外郭団体		34,695,000	32.8%	△34.81%	22,616,186	68,952	※2

【指摘3】 (P40 下の表中の※1・2)

出資先 No36 (政策企画課) 一般財団法人吉井川水源地域対策基金 (出資額 34 百万円、出資割合 32.8%、毀損率△34.8%) については、強制評価減の検討がされていない。

そもそも、地方公会計マニュアルが想定する会計方針に岡山市が対応していない (地方公会計マニュアル P145 (97))。

また、【指摘2】の結果として、出資先 No10 (観光振興課) 公益社団法人おかやま観光コンベンション協会 (出資額 0 円、出資割合 0%、毀損率△100%) が地方公会計上出資金として計上されている。

※こちらについては、評価損というよりは過去における消却未処理の問題である。

【連結の範囲に与える影響について】

50%超となるような法人で全部連結の対象となる法人は検出されなかった。

ただし、岡山市の連結の範囲を確認した結果として検討が必要な事象が生じているため、第7節において、この点についての報告を行う。

【参考】

このままいくと評価減が必要となる法人

出資先 No18 (広報広聴課) 株式会社岡山シティエフエム
(出資額 2 千万円、出資割合 13.7%、毀損率△29.77%)

出資先 No37 (政策企画課) 岡山県広域水道事業団
(出資額 148 億円、出資割合 23%、毀損率△28.6%)

出資先 No37 の強制評価減については、最大出資者である、岡山県の統一的な基準による財務書類等 (附属明細書) を確認すると過年度に強制評価減の検討を実施した上で投資損失引当金を計上しているため、岡山市における強制評価減の体制不備を考えると、過年度において措置を失念しているだけだと思われる。

第7節 連結範囲の検討

第1項 岡山市の連結範囲

財務書類		会計名等		会計名および団体名称	連結の方法	比例連結割合	出資割合	検出事項		
一般会計等 財務書類	一般会計等	一般	地方公共団体	一般会計						
		特別会計		岡山市用品調達費特別会計	全部連結					
	岡山市災害遭児教育年金事業費特別会計	全部連結								
	岡山市公共用地取得事業費特別会計	全部連結								
	岡山市学童校外事故共済事業費特別会計	全部連結								
	岡山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計	全部連結								
	岡山市公債費特別会計	全部連結								
	岡山市立総合医療センター病院事業債特別会計	全部連結								
	岡山市国民健康保険費特別会計	全部連結								
	岡山市介護保険費特別会計	全部連結								
	岡山市後期高齢医療費特別会計	全部連結								
全体財務書類	公営事業会計	公営企業会計		岡山市下水道事業会計	全部連結		100%		※1	
			岡山市水道事業会計	全部連結		100%		※1		
			岡山市工業用水道事業会計	全部連結		100%		※1		
			岡山市市場事業会計	全部連結		100%		※1		
			岡山市病院事業会計	全部連結		100%		※1		
			連結財務書類	一部事務組合・広域連合	岡山県後期高齢者医療広域連合	比例連結	32.02%		資本金なし	
					岡山県市町村総合事務組合	比例連結	1.993%		資本金なし	
					神崎衛生施設組合	比例連結	68.20%		資本金なし	
					備南衛生施設組合	比例連結	53.50%		資本金なし	
					旭川中部衛生施設組合	比例連結	53.70%		資本金なし	
					岡山市久米南町衛生施設組合	比例連結	52.50%		資本金なし	
					旭東用排水組合	比例連結	29.37%		資本金なし	
岡山市他1市大正池水利組合	比例連結	85.00%				資本金なし				
六ヶ郷組合	比例連結	79.60%				資本金なし				
四ヶ郷組合	比例連結	72.27%				資本金なし				
西一郷半組合	比例連結	18.15%				資本金なし				
三ヶ村組合	比例連結	66.67%				資本金なし				
田原用水組合	比例連結	34.48%				資本金なし				
漣井十二箇郷組合	比例連結	40.31%				資本金なし				
岡山県広域水道企業団	比例連結	22.93%			22.93%					
岡山県南部水道企業団	比例連結	4.45%				本市の出資なし				
岡山市久米南町国民健康保険病院組合	比例連結	53.30%				資本金なし				
岡山市土地開発公社	全部連結				100%					
地方独立行政法人	地方独立行政法人岡山市総合医療センター	全部連結				100%				
第三セクター等	一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザ	形式基準による全部連結				100%				
	公益財団法人岡山市シルバー人材センター	形式基準による全部連結				98%				
	一般財団法人岡山市水産協会	形式基準による全部連結				90.10%				
	公益財団法人岡山市ふれあい公社	形式基準による全部連結				100%				
	公益財団法人岡山市公園協会	形式基準による全部連結				50%	※2			
	株式会社岡山コンベンションセンター	形式基準による全部連結				50.50%				
	岡山市整備株式会社	形式基準による全部連結				51.00%				
	岡山市開発株式会社	形式基準による全部連結				52.20%				
	公益財団法人岡山文化芸術創造	比例連結	87.20%		87.20%	※3				
	岡山市場冷蔵株式会社	実質基準による全部連結			33.30%					
	岡山港埠頭開発株式会社	実質基準による全部連結			31.80%					
	一般財団法人岡山市スポーツ協会	実質基準による全部連結			48.24%					
	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会	実質基準による全部連結			0%	※4				

岡山市の連結範囲を全体会計及び連結会計の注記よりまとめると表のようになる。

	都道府県・市町村	一部事務組合・ 広域連合	地方独立行政法人	地方三公社	第三セクター等
全部連結	○ (全部連結)	—	○ (業務運営に実質的に 主導的な立場を確保し ている地方公共団体が 全部連結)	○ (業務運営に実質的に 主導的な立場を確保し ている地方公共団体が 全部連結)	○ (出資割合50%超又は 出資割合50%以下で業 務運営に実質的に主導 的な立場を確保してい る地方公共団体が全部 連結)
比例連結	—	○ (経費負担割合等に 応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に 主導的な立場を確保し ている地方公共団体を 特定できない場合は、 比例割合、活動実態等 に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に 主導的な立場を確保し ている地方公共団体を 特定できない場合は、 比例割合、活動実態等 に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に 主導的な立場を確保し ている地方公共団体を 特定できない場合は、 比例割合、活動実態等 に応じて比例連結)

また、地方公会計マニュアル上の連結範囲の定義は上記の通りである。
複数の検出事項があるので、次項以降順を追って報告する。

第2項 地方公営企業に対する出資金

地方公営企業法により、地方公営企業に対しての出資が認められており、岡山市においても出資を行っている（地方公営企業法第18条）。

【指摘4】(P42 表中の※1)

岡山市の、統一的基準による財務書類（一般会計等）において、地方公営企業に対する出資が投資及び出資金に計上されていない。

これについては、地方公会計マニュアルの出資金の定義が「公有財産として管理されている出資等」とされており、地方公営企業に対する出資金は公有財産とされていないことから、平成28年度の新公会計の適用初年度の期首において、出資金として計上しない処理を行ったようである（地方公会計マニュアル P145 (95)）。

出資金が上述したような定義であるため、計上しないことが地方公会計上の正しい処理のように思える。これについては、財務書類作成要領のQ&A23において、「財務会計上の費目で出資金となっている場合は、出資金として仕訳する必要があります」と規定され、財務諸表上の記載としては出資金のその他の項目に記載することが想定されているため（地方公会計マニュアル P395 (財務書類作成要領23)）、一般会計等の財務書類等にて未計上とした公営企業に対する出資金について、適正な会計処理を行う必要がある。また、地方公会計マニュアルでは市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体及び会計に対するものについて、投資損失引当金の対象としており、一般会計等財務書類において、地方公営企業に対する出資金が計上されることを前提とした規定もある（地方公会計マニュアル P146 (98)）。

第3項 一部事務組合に対する出資金

一部事務組合については、通常出資による権利となるものがないため、出資金は生じることはない。しかしながら、企業団のように全部法適用会社の場合は、出資による支援も可能であり、そのような場合には地方公営企業に対する出資と同じであるため、出資金となる。一部事務組合については、企業団のように全部法適用会社であり出資がある種類の法人に対する出資についても、出資金として扱っていない地方自治体も多数あり地方公会計上の会計慣行が確立されていない分野ではある。

一部事務組合に対する出資が、公有財産となりうるかについては、難しい問題がある。地方公営企業に対する出資は、地方公共団体自体ということで公有財産とはしていない。同じく一部事務組合は法的性質としては、特別地方公共団体であるため、公有財産とはならないという理論もありうる。岡山市が公有財産とした経緯について推察すると、一部事務組合の処理についての都道府県単位の処理の統一性があると考えられる（地方公会計マニュアル P170(13)）。岡山県の担当者は金額的重要性がある同企業団について、地方公会計マニュアルより、公有財産としなければ出資金と出来ないと理解したため、団体に対する出資を公有財産としたうえで公会計上出資金として処理した。そして、岡山市もその指導の通りの処理をしたのであろう。

第4項 第三セクター等

第1 形式基準により連結対象となっている第三セクター等

【出資割合再調査より】

担当課No	担当課	No	出資先名称	外郭団体	連結の範囲	出資割合	備考
1	ICT推進課	1	株式会社 オービス			10.15%	
		2	岡山ネットワーク株式会社			5.97%	
		3	地方公共団体情報システム機構			1.50%	
2	スポーツ振興課	4	一般財団法人 岡山市スポーツ協会	外郭団体	第三セクター等	48.24%	
3	プロモーション・MICE推進課	5	株式会社 岡山コンベンションセンター	外郭団体	第三セクター等	50.50%	
4	下水道河川計画課	6	一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構			0.07%	
5	下水道経営企画課	7	公益財団法人 岡山県下水道公社	外郭団体		32.85%	現状補助金なし・職員派遣なし・流域の本市の下水道事業を受託してはいるが岡山県主導の団体
6	環境保全課	8	公益財団法人 岡山県環境保全事業団			1.54%	
		9	公益財団法人 岡山県清流域水質保全基金			18.7%	
7	観光振興課	10	公益社団法人 おかやま観光コンベンション協会	外郭団体	第三セクター等	0.0%	
		11	株式会社 池田動物園			1.2%	
8	給与課	12	一般財団法人 地域社会ライフプラン協会			0.88%	
		13	一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会			0.53%	
9	教育・文化財課	14	公益財団法人 岡山県郷土文化財団			2.28%	
10	交通政策課	15	井原鉄道株式会社			2.86%	
		16	岡山空港ターミナル株式会社			3.37%	
		17	一般財団法人 岡山県牛窓海岸スポーツ振興会			7.20%	
11	広報広聴課	18	株式会社 岡山ティエフエム			13.7%	
		19	RSKホールディングス株式会社			1.9%	
12	高齢者福祉課	20	一般社団法人 岡山市老人クラブ連合会			48.10%	※6 本市の補助金が団体の収益の半分程度を占める
		21	社会福祉法人 愛隣会			50.00%	現状補助金なし・職員の派遣なし・業務の委託もなし
13	財産活用マネジメント推進課	22	岡山市土地開発公社	外郭団体	地方公社	100%	
14	財政課	23	地方公共団体金融機構			0.46%	
		24	株式会社 日本宝くじシステム			1.49%	
15	産業振興・雇用推進課	26	一般財団法人 岡山市勤労者サポートプラザ	外郭団体	第三セクター等	100.00%	
		27	岡山信用保証協会			0.47%	
		28	独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構			0.0004%	
16	産業政策課	29	岡山県総合流通センター株式会社			11.1%	
17	市街地整備課	30	岡山市整備株式会社	外郭団体	第三セクター等	51.0%	
		31	岡山市開発株式会社	外郭団体	第三セクター等	52.2%	
		32	公益財団法人 区画整理促進機構			0.28%	
18	市場事業部	33	岡山市場冷蔵株式会社	外郭団体	第三セクター等	33.3%	
		34	岡山花き精算株式会社			24.0%	
		35	岡山水産物精算株式会社			20.0%	
19	政策企画課	36	一般財団法人 吉井川水源地域対策基金	外郭団体		32.8%	岡山県の全部連結対象団体
		37	岡山県広域水道企業団			23.00%	
		38	一般財団法人 地域活性化センター			0.18%	
		39	一般財団法人 地域総合整備財団			0.47%	
20	生活安全課	40	公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター			5.42%	
21	地域包括ケア推進課	41	公益財団法人 岡山市シルバー人材センター	外郭団体	第三セクター等	98.00%	
22	庭園都市推進課	42	公益財団法人 リバーフロント研究所			0.46%	
		43	公益財団法人 岡山市公園協会	外郭団体	第三セクター等	50.00%	
23	道路港湾管理課	44	岡山港埠頭開発株式会社	外郭団体	第三セクター等	31.80%	
24	農林水産課	46	一般財団法人 岡山市水産協会	外郭団体	第三セクター等	90.10%	
		47	岡山県農業信用基金協会			1.0%	
		48	岡山県漁業信用基金協会			1.10%	
		49	公益財団法人 おかやまの森整備公社			3.80%	
		50	公益社団法人 岡山県野菜生産安定協会			3.80%	
		51	公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団			7.30%	
		52	公益財団法人 岡山県林業振興基金			0.80%	
		53	岡山森林組合			0.40%	
		54	有限会社 サウスヴィレッジ			21.4%	
25	福祉援護課	55	公益財団法人 岡山市ふれあい公社	外郭団体	第三セクター等	100.0%	
		56	一般財団法人 太平洋戦争全国空爆犠牲者慰霊協会			1.52%	
26	文化振興課	57	公益財団法人 岡山文化芸術創造	外郭団体	第三セクター等	87.20%	
		58	表町第一開発ビル株式会社			20.30%	
27	保育・幼児教育課	59	学校法人内山下保育会			21.60%	
28	保健管理課	60	公益財団法人 岡山県動物愛護財団			10.14%	
		61	公益財団法人 岡山県健康づくり財団			1.07%	
		62	公益財団法人 岡山県腎臓バンク			0.05%	

まず、出資割合が 50%超で全部連結の対象となるような団体の漏れについてであるが、出資割合再調査結果を集計した結果、漏れは検出されなかった。

【指摘 5】 (P42 表中の※ 3)

出資先 No57 公益財団法人岡山文化芸術創造については、出資割合 87.2%であり出資割合 50%超の形式基準で全部連結対象法人とされる出資であるが、比例連結とされている。

これについては、出資割合が 50%超である第三セクター等であるため、全部連結対象団体である。

地方自治法上出資割合 50%以上を出資している第三セクター等には、予算の執行に関する長の調査権が及ぶとともに、議会に対する経営状況の提出義務が課せられる（地方自治法第 221 条第 3 項、第 243 条の 3 第 2 項及び地方自治法令第 152 条第 1 項）。このような地方自治法上の統制もあり、出資割合 50%超の第三セクター等の場合は、地方公共団体の関与及び財政支援の下で、実質的に主導的な立場を確保しているといえるため、全部連結の対象となる（地方公会計マニュアル P172 (19)）。

【意見 3】 (P42 表中の※ 2)

出資先 No43 公益財団法人岡山市公園協会については、一般正味財産を基本財産に組入れたことにより、50%の出資割合となっているだけであり、実質持分 100%の団体である。この点、現状 50%となっており実質基準にて全部連結対象団体とされているが、調査修正後 50%超出資の形式基準にて全部連結となっている法人という分類にすることが望ましい。

第2 実質基準により連結対象となっている第三セクター等

出資割合 50%以下の団体であっても、実質的に主導的な立場を確保している場合は全部連結の対象団体となる。判断基準としては、企業会計に準拠することとなっているが、地方公会計マニュアルにて以下のように例示されている。

1	第三セクター等の資金調達の総額の過半（50%超）を設立団体からの貸付額が占めている場合（資金調達額は設立団体及び金融機関等からの借入など貸借対照表の負債の部に計上されているものとする。設立団体からの貸付額には損失補償等を含むこととするが、補助金、委託料等は含まれないものとする。）
2	第三セクター等の意思決定機関（取締役会、理事会等）の構成員の過半数を行政からの派遣職員が占める場合、あるいは構成員の決定に重要な影響力を有している場合
3	第三セクター等への補助金等が、当該第三セクター等の収益の大部分を占める場合（人件費の相当額程度を補助するなど重要な補助金を交付している場合）
4	第三セクター等との間に重要な委託契約（当該第三セクター等の業務の大部分を占める場合など）が存在する場合
5	業務運営に関与しない出資者や出捐者の存在により、実質的には当該地方公共団体の意思決定にしたがって業務運営が行われている場合

このような定義に当たる団体としては、岡山市において外郭団体とされた団体である。

出資割合 0%で全部連結対象団体となっている出資先 No10（公社）おかやま観光コンベンション協会は、「市から継続的に人的又は財政的な関与を受け、且つ市の政策・施策と密接な関係を有する法人」という岡山市の外郭団体の定義に当たるため外郭団体になっており、岡山市からの補助金が団体の営業収入の半分を占める。そのような理由から、全部連結の対象団体とされている。

同じく同じ定義で岡山市の外郭団体となっている、社会福祉法人岡山市社会福祉協議会についても、岡山市からの補助金等の収入が過半であり、例示 3 により全部連結対象団体となっても良いと思われるが、対象団体とはされていない。これについては、他の地方自治体のほとんどでそのような扱いとなっている。

社会福祉法人については、地方公会計マニュアル上は第三セクター等に含めると規定されている（地方公会計マニュアル P173 (25)）。これに対し、総務省の第三セクター等の経営健全化等に関する指針においての第三セクター等の定義では、社会福祉法人が含まれていないため、同種の団体を連結対象としている例がほとんどないのではないかと推察するが、単に社会福祉協議会を連結対象としない、という地方公会計上の会計慣行なのかもしれない。

次に、外郭団体で全部連結の対象から外れている団体を確認してみる。

出資先 No7 公益財団法人岡山県下水道公社については、県主導の事業ではあるが、応負担に基づく岡山市の負担割合が一番多い。岡山県が全部連結の対象としていないことから、岡山市が全部連結の対象としても良い団体といえるが、現状連結対象とはされていない。

出資先 No37 一般財団法人吉井川水源地域対策基金については、岡山県が全部連結対象団体としているため、岡山市では連結対象としていない。

以上、実質基準による岡山市の検討状況について確認を実施した。

【意見4】

連結範囲の検討について連結の範囲に含めた際には検討しているが、財政課では每期検討されていない。形式基準でも誤りがあったが、実質基準では地方公会計マニュアルに例示された状況を每期確認し連結の範囲に入るかどうか、という点を検討することが必要となる。そのような観点から、全体的な連結範囲の検討シートを每期作成したうえで連結作業を実施することが望ましい。

また、総務省の地方公会計マニュアルには、チェックリストもあるため、財務書類等を作成したのち、チェックリストにて確認することも望まれる。

連結範囲の検討シートとしては、第1項で例示したような形式であろう。また、チェックリストを確認すると、連結財務書類用のチェックリスト番号4-1に「出資割合が50%超の第三セクター等を全部連結の対象としているか。」というチェック項目があり、このチェックリストによる統制を敷いていれば、岡山市側で検出出来たエラーである。

【意見5】

出資先 No20 一般社団法人岡山市老人クラブ連合会について、連結範囲の再検討の結果全部連結対象団体に当たる場合には、過年度に行った強制評価減を修正する処理を行うことが望ましい。

出資先 No20 一般社団法人岡山市老人クラブ連合会については、出資割合再調査の結果出資割合が48.1%であり外郭団体に当たる。更に、岡山市からの補助金が団体の収入の過半であることを考えると、本来的には平成25年度に法人格を取得して以降岡山市の外郭団体であったのみならず、岡山市の全部連結対象団体であったと思われる。この出資について、過年度において強制評価減を行ったうえで簿価を0円まで切り下げているのであるが、現状当初出資額以上に回復している。

この点、本来連結対象団体の評価減については、投資損失引当金により簿価切下げではなく引当金を計上することから、過年度に行った処理を過年度損益修正として繰り返

すことが望ましい（公会計マニュアル P146（98））。

第8節 小括（改善案について）

（出資割合把握に関する統制組織の基本体制について）

まず、全体的な出資割合に関する統制組織の改善についてであるが、出資割合をモニタリングする統制組織として、現状、行政改革推進室が、外郭団体に対しては毎年、また総務省への報告のため第三セクター等に対して出資割合を直接問い合わせるように各担当課に指示を出しそれを集約しており、これが最も正しい数値になっていると考えられる。そうであるならば、調査範囲について第三セクター等に範囲を絞るのではなく、出資金全てについて毎年実施すれば、継続的モニタリング体制を整えることは可能であろう。

現状の統制としては、責任セクターは各担当課であり、各担当課が毎年モニタリングを行い、数値に変動があれば、集計セクターである行政改革推進室及び財政課に報告して適正なディスクロズ等の行政活動が行われることを企図したのであるが、これが上手く運用はされていない。そもそも、会計的な知見を有する人材が希少な中で、このような統制の仕組みには無理があると思われる。そうであるならば、どこか一つの課（室）が集計責任セクターとなって正しい数値を把握するような体制を構築・運用する方がより望ましいと考えられる。

この際、注目したいシステムとしては、財務会計システムに構築されたポータルである。このクラウドシステムでは、各課が出資額等の異動についてモニタリングした結果を毎年集計し、財産活用マネジメント推進課が取りまとめている（具体的な統制内容については『第4章 資産保全に関する統制状況』参照）。

このポータルへの入力情報として、行政活動上重要な出資割合の調査結果についても每期モニタリングを行い入力してもらおう。それを検証・本登録した上で、行政改革推進室や財政課などそれを利用して行政活動を行う課（室）が情報を吸い上げ利用することにより、総務省が現在推進している DX に準拠した活動として改善活動を実施しうると考えられる。

この点は、後述する会計課が行う地方自治法第 149 条 6 号（同法第 170 条第 2 項 5 号）に基づく現物の保全統制活動についても同様である。せっかく全体効率化するようなシステムが構築されても、それが部門横断的なシステムとして利用されていない事象というものは、これ以外にも多数あるだろうと感じる。このような、DX 推進上障害となるのは過去の慣例の踏襲というものを起因とする統制組織の設計面のまずさであろう。今回の監査結果を契機として、全体的な見直しをすることで、より効率化を図ることが可能な行政活動は多数あるはずである。システムを構築することが DX 推進の目標ではないはずであるので、その点も考慮した上で、出資割合の継続的モニタリングに関する

統制組織の改善を進めていただきたいと思います。

そのような統制環境が構築され、有効かつ効率的に運用されれば、行政活動上の問題をいち早く現場からボトムアップさせ、それに対する最適な解決策を総合計画に落とし込むことにより、対策を講じることが可能となり、市民に対するニーズをより向上させた行政活動を行うことが可能な行政組織となると考えられる。

第4章 資産保全に関する統制状況

第1節 有価証券及び出資による権利の管理

岡山市においては、有価証券及び出資による権利について、公有財産として岡山市公有財産取扱規則により取得管理及び処分に関する事務の取り扱いが定められている。

その規則により、有価証券及び出資による権利にあたる公有財産については、当該財産を取得した課の課長が管理及び処分に関する事務を行うとされている（岡山市公有財産取扱規則第4条1項）。

そして、公有財産について、財産活用マネジメント推進課長が公有財産台帳を整備し、常に公有財産の状況が明らかとなるようにして（岡山市公有財産取扱規則第15条1項）、各課長はその管理する公有財産について常に状況を把握し、公有財産と公有財産台帳等との符号、公有財産台帳等の記載事項の適否について特に注意しなければならないと定められている（岡山市公有財産取扱規則第14条5号、6号）

一方で、会計管理者の権限である有価証券（基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関することは、岡山市では会計管理室が置かれ、会計課出納係が同事務を担当することとなっている（岡山市会計管理室設置及び事務分掌規則第4条4項）。

第2節 管理状況

第1項 岡山市の出資金

第1 公有財産台帳

公有財産台帳については、現在はシステム上で電子化されており、各担当課で照会できるよう運用されている。財産活用マネジメント推進課では、年2回、公有財産台帳の記載内容を正しく記録するよう各担当課に依頼をしている。

【指摘6】

現在運用されている公有財産台帳については、岡山市公有財産取扱規則第15条1項に定める様式第6号が要求する保管場所を記載する欄が設けられていないため、様式を改めるか公有財産台帳の書式を変更するべきである。

まず、本監査において、公有財産台帳の内容を確認した。各出資金について公有財産台帳が整備されていた（第2項で述べる出資金除く）が、下記のとおりの問題が確認された。

【指摘 7】

公有財産台帳については、正確な記載をすべきである。

公有財産台帳の記載内容について、数量や単価の記載について誤ったものが数多く見られ、正確な記載となっているものは少数であった。また保管の有無に関する記載もほとんど記録されておらず、保管なしと記録しているものもあった。

システム上の問題も存すると思われるが、常に固有財産の状況を明らかにするものであるため、正確に記録すべきものであり、そのように運用できるシステムとすべきである。

一番多かった誤りは、数量、単価の誤りであり、これはシステム上出力した際に誤った表示がされてしまっているものと思われるが、決算上の数値を誤って記録しているものはなかった。このほか、各担当課により取得相手方の記載をしていないもの、保管の有無を記録していないものなどまちまちであったため、出資金について記載すべき内容等は統一すべきものである。

【指摘 8】

公有財産台帳の有価証券及び出資による権利の区別について、正確にすべきである。

公有財産台帳の中に、すでに株券が電子化されているトマト銀行株式会社への出資について、有価証券として分類され、記録されていた。

なお、ヒアリング後に、当該出資についての公有財産台帳の分類を出資による権利として訂正されている。

有価証券と出資による権利の区別については、前述の通り、意見が分かれているところではあるようであるが、岡山市として決めた区別のルール（株券不発行の株式については出資による権利とする）については、遵守すべきところである。

また、各公有財産台帳に記載の内容について、各担当課のヒアリングの際に確認をした。

【指摘 9】

公有財産の取得については、正確に把握すべきである。

岡山都市整備株式会社について、利益剰余金の資本組入れにより、株式の評価額が増加したものについて、新規に公有財産（株式）を取得したものとして公有財産台帳に登録されていた。

なお、ヒアリング後に、誤って登録していたものを削除するなど公有財産台帳を修正済みである。

岡山都市整備株式会社が平成 5 年及び平成 15 年に利益の資本組入れをした際に誤って新規に公有財産を取得したものと取り扱ったと思われる。決算上の数値には影響はないが、正確に把握すべきである。

このほか、公有財産台帳に記載のない出資金が存することが確認された。

【指摘 10】

公有財産である出資金については、正確に把握し管理すべきである。

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターについて、平成 26 年度に地方公営企業から地方独立行政法人へ経営形態を変更していたところ、公会計上の処理においては、地方独立行政法人設立当初は、岡山市からの出資を出資金として計上していたが、新公会計制度の適用初年度である平成 28 年度の期首に地方公営企業に対する出資を未計上とした際に、当該法人についても資産として計上していない。平成 26 年度の設立当初から公有財産として管理できておらず、公有財産台帳に登録されていない状況である。当該団体に対する出資金について、公有財産として管理すべきである。

岡山市において、そもそも病院事業について平成 26 年度の地方独立行政法人設立時に、出資金として公有財産の管理が行われていなかったところ、平成 27 年度決算までは地方公営企業に対する出資については資産として計上されていた。

そして、岡山市における国の「統一的な基準による地方公会計」基準導入初年度である平成 28 年度の期首に、地方公営企業に対する出資金を資産上、未計上としており、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターについても資産として計上していない。

平成 26 年度の設立当初から公有財産として管理が行われておらず、平成 28 年度からは資産としても未計上となり、管理されないままとなったものと思われる。

【指摘 11】

出資金に関する資料について、少なくとも出資をしている間は、保存することとすべきである。

意見 1 でも述べたが、出資に当たって検討すべき内容等の規程が存しないことから、出資計画書等の出資を検討した際の資料の存否も不明であり、岡山市文書分類基準表に定める保存年限も明確ではない。

後に出資の妥当性、相当性等を確認するためにも、少なくとも出資をしている間は資料を保存するよう規程を定めておくべきである。

第 2 有価証券

岡山市では、各課の管理する公有財産の有価証券等について、各担当課から依頼があったものについて、会計課において保管している。

会計課においては、公有財産台帳とは別に有価証券保管状況一覧を作成し、管理している。株券のみならず、出資による権利についても出捐証書等を会計課において保管している。

各担当課が会計課において保管中の有価証券等を確認するといったことは行われていなかった。

本監査において、株券等の実査を会計課にて実施したところ、以下の問題が確認された。

【指摘 12】

有価証券である株券については確実に保管すべきである。

岡山ネットワーク株式会社の株券 1 枚 (10 株券) について、現物の確認ができず、紛失の状況である。平成 19 年頃名義変更の際に管理されなくなったものと思われるが、紛失の経緯等も不明な状況である。平成 19 年以降 10 年以上にわたって現物の確認がされていないことも問題であり、有価証券については毎年実査を行うなど確実に保管されていることを確認すべきである。

岡山市が、平成 19 年に旧瀬戸町と合併した際に、旧瀬戸町が出資していた株券を引き継いだことによって起きたものと思われる。名義変更中というメモが残されていたため、旧瀬戸町において手続中の紛失か、岡山市に引き継がれて以降の紛失かは分らないが、いずれも最終的に名義変更完了を確認しなかったことが問題である。

株券については善意取得される（会社法第 131 条 2 項）リスクがあり、管理については特に注意すべきものである。

【意見6】

有価証券等の管理にあたっては、現在の状況を確実に把握できるようにするのが望ましい。

会計課作成の有価証券保管状況一覧については、基本的に担当課から保管依頼があったときの状況で作成されており、その後の状況変化（商号変更、担当課変更、株券廃止など）に対応していない。会計課においても各課からの情報や公有財産台帳を確認して現在の保管状況を正確に確認できるようにすることが望ましい。

会計課独自の資料による管理を否定するものではないが、小括にも述べるとおり、公有財産台帳を活用して管理する方が効率的と考える。

第2項 地方公営企業が出資する出資金

上記のほか、地方公営企業である岡山市市場事業が出資する株券等（出資先 No33、34、35）については、岡山市公有財産取扱規則の対象外となっており、有価証券についても会計課は管理していない。この点で、他の地方自治体においては、地方公営企業の保有する公有財産の管理等について、まとめて管理規程を設けているところもあるが岡山市には存しない。

市場事業部において、岡山市市場事業が出資している株券等（出資先 No33、34、35）を管理しており、株券の現物についても外部金融機関の貸金庫にて保管している。また株券不発行会社についても対象会社から株主名簿記載事項証明書を取得の上、保管している。

市場事業部では、年2回は株券等の現物の確認を行っているとのことである。実査の結果、保管状況に問題は見られなかった。

第3節 小括

上記の通り、岡山市では、出資金について、公有財産台帳により管理されている。財産活用マネジメント推進課においては、各課の管理する公有財産について正しく記載するよう指示はしているが、正確な内容となっていることの確認まではできていない状況である。

また、有価証券については、各担当課から会計課に保管依頼されているが、各課において、一定の期間を定めて現物の確認を行っている様子はみられず、有価証券等がどこに保管されているかが分からない担当課もあった。

会計課においても、保管依頼を受けて以降は、独自の保管上のデータを作成・管理し、各担当課から処分等の連絡のない限り担当課に確認を求めることはしていない。このた

め、株券がない状態であることや株券廃止などの情報が会計課において把握されていなかった。

以上のことからすると、各担当課、財産活用マネジメント推進課、会計課がそれぞれの立場で管理しており、相互の確認が行えていないことが問題と思われる。

そこで、この点に関しても、公有財産台帳を活用することが有効ではないかと考える。公有財産台帳については、システム上にあり、各担当課で確認することができるものである。会計課においても保管している有価証券等についての情報を確認でき、会計課で保管していることを台帳上に明確にしておけば、別途作成している有価証券保管状況一覧の作成も必要なくなると思われる。

また、有価証券の現物についての確認も、いつ誰が行ったかの記録も台帳上に残しておけば、確認の履歴を残すことができ、問題が起こったときに確認することができる。実際には有価証券の取得から処分まで動きがないものが多いとは思われるが、現実には株券が確認できない事案もあることからすれば、1年に1回は現物を確認するなどの規程を定めて、各担当課及び会計課において実施するようにすることが望ましい。

そして、公有財産台帳の記載内容については、財産活用マネジメント推進課においても、各担当課が正しく記録しているか、依頼のみならず確認できる体制をとられたい。

以上について、それぞれがうまく機能しているかを監督する組織として、たとえば公有財産の管理等の適正を図るために設置された岡山市公有財産管理委員会（岡山市公有財産管理委員会規程第1条）が各担当課の管理する公有財産が適正に管理されているか、有価証券の現物が確実に保管されているかなどを積極的に調査審議し、監督する体制がとられることが望ましいと考える。

第5章 出資金に関する個別検討

第1節 検討方針

前節までは、出資金に関して検討すべき総括的な内容を抽出したうえで、検証を行ってきた。

そこでは、出資割合・現物管理において、関連部署間の連携の問題が検出されたが、これは、そもそもの統制の設計のまずさに起因するところが大きい。言い換えれば、設計さえ改善すれば、有機一体的に機能するとも言える。そして、このような全体適合的な活動となるような統制設計の改善は、総合計画を中心とした PDCA 体制の機能化に対しても、有意な改善へと繋がるはずである。

この章では、各出資金を個別に見てゆくことにより、テーマとした内容に対して有意な提案が出来るように手続を進めたいと思う。

個別の出資金を検討する際の指針としては、総務省の第三セクター等改革指針として公表された「第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書（債務調整等に関する調査研究会平成 20 年 12 月 5 日）」がある。要点として、市民に対する行政活動の一環として保有する以上大前提として「行政目的と合致しているか」、という点である。あまりに一致していなければ、たとえ収益性があるといっても処分相当というのがその際の指針である。これは、市民のために行政活動を行う団体としては当然に具備すべき共通の視点であろう。

この指針を岡山市に当てはめると、最低限政策企画課が作成する総合計画に紐付けているか、ということになると思う。ただし、紐付けているだけではもちろん駄目である。

第三セクター等の現状の方針としては、平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間の第三セクター改革計画が終了し、現状は自主運営されているかどうかを継続的に把握することが求められている（第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 102 号 総務省自治局長通知における指針）。これは、原則 25%以上の出資のある法人に対する指針であるが、出資が「出資による権利」であり公有財産であることから、出資金の資産保全面からは当然に留意すべき指針となるものであろう。

この点については、每期決算書を出資団体に対し徴求し継続的にモニタリングされているか、検出事項については改善活動が行われ、計画等に反映されているか、といった活動が継続的な責任セクターの活動として求められるであろう。有機一体的に全体適合的な活動として機能するということは、個別のリソースで達成されてこそ担保されるものである。その意味で、このような個別検証を行っていく意味はあるものと考えられる。

第2節 手続範囲

手続範囲としては、全体会計財務書類上の出資金とする（ナンバリングは次ページ参照）。

ただし、全国的な組織については、岡山市がほとんど主導的な立場となることはなく、従って、地方公会計上の評価減検討に出資割合の検証が必要となるぐらいであるため、簡単な法人の紹介にとどめる。

また、一般会計等財務書類及び全体財務書類への計上漏れが検出された、出資先 No63（地独）岡山市立総合医療センターを加える。更に、一般会計等財務書類での漏れが検出された地方公営企業について、上水、工水、下水の3事業について、金額的重要性及び岡山市における上水、工水、下水の3事業の評価という観点から、追加の手続範囲として加えたうえで評価検討を行った。

担当課No	担当課	出資先No	出資先名称	外郭団体
1	I C T 推進課	1	株式会社 オービス	
		2	岡山ネットワーク 株式会社	
		3	地方公共団体情報システム機構	
2	スポーツ振興課	4	一般財団法人 岡山市スポーツ協会	外郭団体
3	プロモーション・M I C E 推進課	5	株式会社 岡山コンベンションセンター	外郭団体
4	下水道河川計画課	6	一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構	
5	下水道経営企画課	7	公益財団法人 岡山県下水道公社	外郭団体
6	環境保全課	8	公益財団法人 岡山県環境保全事業団	
		9	公益財団法人 児島湖流域水質保全基金	
7	観光振興課	10	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会	外郭団体
		11	株式会社 池田動物園	
8	給与課	12	一般財団法人 地域社会ライフプラン協会	
		13	一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会	
9	文化財課	14	公益財団法人 岡山県郷土文化財団	
10	交通政策課	15	井原鉄道 株式会社	
		16	岡山空港ターミナル 株式会社	
		17	一般財団法人 岡山県牛窓海岸スポーツ振興会	
11	広報広聴課	18	株式会社 岡山シテイエフエム	
		19	RSKホールディングス 株式会社	
12	高齢者福祉課	20	一般社団法人 岡山市老人クラブ連合会	
		21	社会福祉法人 愛隣会	
13	財産活用マネジメント推進課	22	岡山市土地開発公社	外郭団体
14	財政課	23	地方公共団体金融機構	
		24	株式会社 日本宝くじシステム	
		25	株式会社トマト銀行	
15	産業振興・雇用推進課	26	一般財団法人 岡山市勤労者サポートプラザ	外郭団体
		27	岡山信用保証協会	
		28	独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構	
16	産業政策課	29	岡山県総合流通センター 株式会社	
17	市街地整備課	30	岡山都市整備 株式会社	外郭団体
		31	岡山都市開発 株式会社	外郭団体
		32	公益財団法人 区画整理促進機構	
18	市場事業部	33	岡山市場冷蔵 株式会社	外郭団体
		34	岡山花き精算 株式会社	
		35	岡山水産物精算 株式会社	
19	政策企画課	36	一般財団法人 吉井川水源地域対策基金	外郭団体
		37	岡山県広域水道企業団	
		38	一般財団法人 地域活性化センター	
		39	一般財団法人 地域総合整備財団	
20	生活安全課	40	公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター	
21	地域包括ケア推進課	41	公益財団法人 岡山市シルバー人材センター	外郭団体
22	庭園都市推進課	42	公益財団法人 リバーフロント研究所	
		43	公益財団法人 岡山市公園協会	外郭団体
23	道路港湾管理課	44	岡山港埠頭開発 株式会社	外郭団体
		45	株式会社 岡山会館	
24	農林水産課	46	一般財団法人 岡山市水産協会	外郭団体
		47	岡山県農業信用基金協会	
		48	岡山県漁業信用基金協会	
		49	公益財団法人 おかやまの森整備公社	
		50	公益社団法人 岡山県野菜生産安定協会	
		51	公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団	
		52	公益財団法人 岡山県林業振興基金	
		53	岡山森林組合	
		54	有限会社 サウスヴィレッジ	
25	福祉援護課	55	公益財団法人 岡山市ふれあい公社	外郭団体
		56	一般財団法人 太平洋戦争全国空爆犠牲者慰霊協会	
26	文化振興課	57	公益財団法人 岡山文化芸術創造	外郭団体
27	保育・幼児教育課	58	表町第一開発ビル 株式会社	
		59	学校法人内山下保育会	
28	保健管理課	60	公益財団法人 岡山県動物愛護財団	
		61	公益財団法人 岡山県健康づくり財団	
		62	公益財団法人 岡山県腎臓バンク	
【出資金から漏れていた団体】				
29	医療政策推進課	63	地方独立行政法人 岡山市立総合医療センター	
【公営企業】				
30	水道局企画総務課	64	岡山市水道事業会計	
		65	岡山市工業用水道事業会計	
31	下水道経営企画課	66	岡山市下水道事業会計	

第3節 手続実施方法

事前に、各出資金に対する責任セクターである各担当課に、共通の質問書を一齐に依頼し回収、更にその内容を調書化したうえで、個別に検証を実施した。(各出資金に対する検証内容の表は、各担当課におけるモニタリング状況を報告するために作成したものであり、基本的には各担当課の回答内容をまとめたものとしている。)

外郭団体がテーマとされた平成21年度の包括外部監査においては、各外郭団体の運営方針についての意見もなされている。意見ではあるが、確認すると既に岡山市において対応済みのものがほとんどであるが、経過措置を提言されているもの及び未対応のものがあるので、その点について現状をヒアリングし意見を記載している。

【参考：平成 21 年度包括外部監査 外郭団体再編スキーム図】

(別紙) 外郭団体の再編スキーム



第4節 担当課毎の統制検討

第1項 ICT推進課

- ① 株式会社オービス（出資先 No 1）
- ② 岡山ネットワーク株式会社（出資先 No 2）
- ③ 地方公共団体情報システム機構（出資先 No 3）

① 株式会社オービス（出資先 No 1）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和63年 6月23日	<p>当社は、産業分野をはじめとする地域の情報化を推進することを目的として、第三セクター方式より昭和63年（1988年）に設立されました。以来、地域とともに歩み、ICTを通じて地域社会に貢献すべく取り組んでまいりました。</p> <p>現在は、自治体や地域におけるICT基盤の設計・構築及び保守・運用等の関連サービスを主要な業務としております。コンピュータ・ネットワークの調査・設計、構築、運用・保守を一貫して行うことができるのが当社の特徴であり、長年携わってきた経験を生かして、仮想化、サイバーセキュリティなど、次世代に相応しいシステムも提案しています。</p> <p>なお、当社は第三セクターであるため、設計に当たっては、特定のメーカーにとらわれず、お客様に最適なものを選んでベストプランを提案しており、自治体等が取り組む最適化計画等を支援するとともに、お客様のパートナーとして、ICTの利活用を進め、地域社会の発展に貢献しています。</p>	<p>旧社名株式会社岡山広域産業情報システムとして設立。</p> <p>同社は岡山地域（岡山市、倉敷市、早島町）が経済産業省のニューメディア・コミュニティ構想のモデル地域に指定されたことから、高度情報化時代に対応した県経済の発展と県民生活向上に寄与するために、国・県・市町村・産業界の協力のもとに昭和63年6月に設立されました。</p> <p>本市としても設立の趣旨に賛同し、出資しています。</p>	変更なし	なし	なし	政策30 ③行政のスマート化
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			売上高	1,570,550	2,222,186	1,456,049
			経常損益	157,361	335,972	148,194
			当期純利益	102,347	220,476	87,747
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	純資産	1,975,746	1906519	1,702,602
	42,650,000	42,650,000	資本金	420,000	420000	420,000
	評価減の検討	現状出資割合	実質持分	200,538	193,512	172,814
	問題なし	10.15%	毀損率	370.20%	353.72%	305.19%

設立当初は、経済産業省主導のニューメディアコミュニティ構想を進める団体として行政目的を持った団体であり、所管は当時の経済局商工観光部商工振興課であった。

岡山県も出資している法人で、平成10年度に岡山県の外郭団体の見直し10団体に選定された。その後平成14年に経営改善活動が行われた際に定款目的を変更した上で減資をして累積欠損を解消、平成15年に現在の社名に変更された上でICT推進課に所管が変更された。

このように、経営改善はされた状態であるが、当初行政目的とされていた、ニューメディア構想については今はない（平成9年ごろまでは実施されていたようである）。目的変更なしと回答しているが、現状、民間の力を借りたネットワーク中心のITを営む

傍ら、岡山県が推進する岡山情報ハイウェイを利用した行政活動を行う推進団体として行政目的を持った活動を行っており、岡山県高度情報推進協議会（岡山市は会員として参画）の運営も担っている。同ネットワークは市内とインターネットの接続用ネットワーク、防災ネットワーク、御津・建部地域での GIGA スクール用ネットワークなどに活用されており、同社はその運用保守を担っている。なお、同ネットワークについては、岡山県が契約し、岡山市は岡山県行政財産使用料徴収条例に基づき無償で利用している。

② 岡山ネットワーク株式会社（出資先 No 2）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成 4 年 1 月 6 日	山陽新聞グループのケーブルテレビ局である。岡山市からの資本も受けている第 3 セクターである。	市民に市の発信する情報が広く伝わるようにするためには、多様な情報発信手段を活用する必要があり、ケーブルテレビは市域に密着した情報を市民に届ける上で、非常に有効な手段であるため。	変更なし	なし	なし	政策 30 ③ 行政のスマート化
			(単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
			売上高	2,034,514	1,866,208	1,826,258
			経常損益	180,854	189,099	291,179
			当期純利益	100,028	113,847	186,271
	当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	純資産	4,191,091	4,101,153	4,002,442
	3,000,000	150,500,000	資本金	2,522,700	2,522,700	2,522,700
	評価減の検討	現状出資割合	実質持分	250,208	244,839	238,946
	問題なし	5.97%	毀損率	66.25%	62.68%	58.77%

出資額が当初出資額より多額となっている。この点、課の認識としては、事業拡大に伴う運転資金見合いとして行政目的上必要な増資引受であったとの理解である。一時は経営難に陥ったこともあるので、資金支援という意味合いもあったのかもしれないが、現状出資額を大幅に上回る持ち分となるに至っており、行政目的上の業務を遂行していれば問題ない団体である。

この点、ケーブルテレビによる番組放送として、市政情報提供番組や市民活動、SDGs 等をテーマとした情報番組の制作・放送を行っている。

地域 BWA を利用した無線 LAN システムに関する覚書を締結し、無線によるインターネットの無線環境を整備し、地域防災への活用や地域住民の利便性の向上を図っている。また、旧建部町、瀬戸町が構築したケーブルテレビやインターネット回線の保守管理を行っており、市内のテレビ難視聴地域の解消、インターネットの地域格差の是正による情報格差の是正を図っている。

岡山市災害情報の放送に関する協定書を締結し、災害発生時に迅速で正確な災害情報をケーブルテレビ放送により提供する体制を整備している。

以上、行政目的上の業務を行う法人として運営されており、この点も問題ないと考えられる。

また、10株券1枚について、名義変更中に喪失している（詳しくは、『第4章 資産保全』参照）。

【株主権の行使について】

①株式会社オービス及び②岡山ネットワーク株式会社について株主権の行使状況について確認したが、同課の職員が岡山市長の代理として総会に出席し、総会の決議事項についても、局内承認を経たうえで行使していることを確認した。

【指摘 13】

岡山ネットワーク株式会社の取締役会に、岡山市から選任されている取締役が出席しておらず、会社法第363条第2項違反の状況が続いている。

岡山ネットワーク株式会社については、岡山市長が取締役に就任しているため、取締役としての職務の遂行状況について確認を行った。これについては、直近4回開催の取締役会について全て公務を理由に欠席しており、職務を適切に果たしている状況とはいえない。代りに、ICT推進課職員がオブザーバー出席しており、取締役として他課のように担当課職員が就任することにより、取締役としての責務を適切に行うべきであろう。

③ 地方公共団体情報システム機構（出資先 No 3）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係	
昭和54年 4月23日	地方公共団体情報システム機構（略称：J-LIS）は、平成26年4月1日に地方共同法人として設立されました。マイナンバー制度関連システムの構築や地方公共団体の情報化推進を支援するための各種事業に尽力しており、主に、住民基本台帳ネットワークシステム、自治体中間サーバー・プラットフォーム、公的個人認証サービス、コンビニ交付サービス、マイナンバーカードの発行・更新等に關する各システム等の行政サービスを支える基盤となる各種システムの運用を担っており、令和3年5月12日に成立したデジタル社会形成整備法（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律）及び関係法律の改正により、令和3年9月1日から、国と地方公共団体が共同で管理する法人となりました。	【当初の出資】 平成26年出資（地方公共団体情報システム機構法により、前身である財団法人地方自治情報センターへの出捐金が地方公共団体情報システム機構の出資金に変更されました。） 【目的】 財団法人地方自治情報センターは、昭和45年5月に、都道府県及び政令指定都市などが地方公共団体におけるコンピュータの有効かつ適切な利用の促進を図るため、地方公共団体のコンピュータ専門機関として創設しています。本市も設立の趣旨に賛同し、出資しています。	変更なし	なし	なし	なし	政策30 ③行政のスマート化
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度	
			営業収益	90,291,735	47,225,159	33,419,482	
			経常損益	3,909,563	4,723,004	3,140,719	
			当期純損益	560,840	1,456,735	205,567	
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	純資産	7,230,718	6,669,877	5,213,142	
	2,000,000	2,000,000	地方公共団体出資金	134,000	134,000	134,000	
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	108,461	100,048	78,197	
	問題なし	1.50%	毀損率	5323.04%	4902.41%	3809.86%	

マイナンバーカードの普及という、日本のDXの今後の要ともいえる政策を国と地方がスクラムを組んで進める全国組織の団体である。

第2項 スポーツ振興課

① 一般財団法人岡山スポーツ協会（出資先 No 4）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係				
平成28年 2月17日	所在地：岡山市北区春日町5番6号 会長：原憲一 設立：昭和23年10月11日 目的：岡山市におけるスポーツの普及振興に関する事業を行い、もって市民の健康増進と体力向上を図るとともに、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。 事業： 1. 生涯スポーツの普及振興及び市民の健康・体力づくりの推進 2. スポーツ競技者の育成指導及び指導者の養成 3. スポーツ少年団の育成 4. スポーツに関する功労者、優秀選手等の表彰 5. スポーツに関する調査研究及び広報活動 6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業	本市における生涯スポーツ及び競技スポーツの一層の推進及び市民の健康・体力の増進を目的として、地域のスポーツ統括団体である岡山市体育協会が法人化した際、公益増進の担い手として安定的な経営を継続させ、また、事業の公共性・公益性を担保するため出資したものである。	変更なし	0人 理事：1名（スポーツ振興課長） 名誉会長：岡山市長	種別：一般財団法人岡山市スポーツ協会補助金 目的：スポーツの普及・振興及び市民の健康・体力の増進を図るため 金額：42,127,195円（R2年度） 40,643,144円（R3年度） 資料：一般財団法人岡山市スポーツ協会補助金交付要綱、補助金等交付決定通知書（R3年度）	政策10 ③ライフステージに応じたスポーツの振興				
							(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
							経常収益	48,660	49,441	62,171
							当期経常増減額	1,168	982	2,215
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	指定正味財産	61,780	61,780	61,750				
	30,000,000	30,000,000	正味財産合計	71,130	69,963	68,951				
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	34,313	33,750	33,262				
	問題なし	48.24%	毀損率	14.37%	12.50%	10.87%				

岡山市スポーツ協会は、生涯スポーツの普及振興及び市民の健康・体力づくりの推進、スポーツ競技者の育成指導及び指導者の養成、スポーツ少年団の育成、スポーツに関する功労者、優秀選手等の表彰、スポーツに関する調査研究及び広報活動、その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う団体である。岡山市は、生涯スポーツ及び競技スポーツの一層の推進及び市民の健康・体力の増進を目的として、地域のスポーツ統括団体である岡山市体育協会が法人化した際、公益増進の担い手として安定的な経営を継続させ、また、事業の公共性・公益性を担保するため出資している。

当期経常増減額は直近3期連続で黒字、正味財産合計額も堅調に推移しており、問題とすべき毀損はない。

第3項 プロモーション・MICE 推進課

① 株式会社岡山コンベンションセンター（出資先 No5）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係				
平成12年 6月27日 (振込日)	所在地：岡山市北区駅元町14番1号 代表者：山本修司 設立：平成12年7月10日 事業：コンベンション施設の管理運営、コンベンションの誘致営業、駐車場施設の管理運営、飲食物、土産品の販売 課題：施設・設備の更新・修繕費用の計画的執行が必要となる見込み 改革目標：①貸館業務（室料・備品・料飲）及び駐車場業務のサービス質向上・利用者増で営業収入の拡大を図る ②経費の効率化に努め利益最大化を図る ③第三セクターとしての公益への貢献	岡山コンベンションセンター及びママカリパーキングの管理運営を利用料金方式（独立採算運営）で行う会社を設立する	変更なし	産業観光局長が取締役として就任している。 元市職員：2名	種別：岡山市指定管理業務継続支援金 目的：新型コロナウイルス感染症の感染拡大による予約の取消の増加や利用者の減少により収入が減少する一方、感染症の予防や拡大防止等のための新たな経費の負担が必要となった公共施設の安定的で適切な管理運営を行うため 金額：45,670,000円（R2年度） 57,080,000円（R3年度） 資料：岡山市指定管理業務継続支援金交付要綱（R3年度）	政策4 ②産官学連携によるコンベンションの誘致				
							(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
							営業損益	△100,237	△97,435	105,876
							経常損益	△46,042	△42,942	107,369
			当期純損益	△46,764	△42,657	68,523				
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	資本金	99,000	99,000	99,000				
	50,000,000	50,000,000	資本合計（純資産）	1,158,432	1,205,197	1,254,783				
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	590,801	614,650	639,939				
	問題なし	51.00%	毀損率	1081.60%	1129.30%	1179.88%				

岡山コンベンションセンターは、コンベンション施設の管理運営、コンベンションの誘致営業、駐車場施設の管理運営、飲食物、土産品の販売を行う団体である。岡山市は、岡山コンベンションセンター及びママカリパーキングの管理運営を利用料金方式（独立採算運営）で行う会社を設立する目的で出資している。

令和2年度及び令和3年度の営業損益、経常損益、当期純利益はいずれも赤字であるが、純資産は高い残高で推移しており、問題とすべき毀損はない。

第4項 下水道河川計画課

① 一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構（出資先 No 6）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成3年度	砂防フロンティア整備推進機構は、砂防指定地等及びその周辺の保全整備と砂防事業等に関連する地域活性化のための調査研究を行い、その成果を幅広く社会に提供すること等を目的とした財団法人として平成3年10月18日に設立され、その後平成24年4月1日に一般財団法人となって現在に至っています。	本市の条例、内規等はありません。一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構定款による。	変更なし	なし	なし	政策23 ①総合的な浸水対策の推進
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	1,140,197	1,200,218	1,246,416
			当期経常増減額	△159,277	△203,532	1,395,782
			一般正味財産増減額	△159,971	△205,574	△150,661
当初出資額（円）	現在の出資額（円）	正味財産	2,088,657	2,248,629	2,454,203	
460,000	460,000	指定正味財産	412,600	412,600	412,600	
評価減の検討	現状出資割合	実質持分	1,525	1,641	1,792	
問題なし	0.07%	毀損率	231.46%	256.85%	289.47%	

砂防ダムに関する調査研究を行う全国組織の団体である。

第5項 下水道経営企画課

① 公益財団法人岡山県下水道公社（出資先 No 7）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和63年 3月18日	<p>下水道は、安全で快適な生活環境の確保及び、公共用水域の水質の保全等住民が健康で文化的な生活を営むために不可欠の公共施設であり、その整備は急務となっている。</p> <p>本県においても、県・市町村ともに下水道の整備を積極的に推進しているが、特に児島湖流域については、都市化の進展に伴う水質の悪化を防止するため、県が事業主体となり、岡山市・倉敷市・玉野市・早島町の4市町と協力して児島湖流域下水道事業に取り組んでいる。</p> <p>この下水道の機能を十分に発揮させるためには、関係市町と密接な協体制の下に、適正かつ効率的な維持管理を行う必要がある。</p> <p>このため県と関係市町は、児島湖流域下水道の供用開始に当たり、それぞれの役割を担い、共同して運営することを基本理念とした「財団法人岡山県下水道公社」を設立することとした。</p> <p>この公社は、児島湖流域下水道の維持管理に関する業務を受託することを主たる業務とし、県内市町村からの下水道に関する工事・設計・水質分析等の受託、下水道技術者の養成、下水道技術の調査研究、下水道知識の普及啓発等を行い、県及び市町村の下水道事業の推進に協力し、もって県民の福祉の向上に寄与しようとするものである。</p>	<p>地方自治法第238条第1項第7号 岡山市、倉敷市、玉野市及び早島町が協力して児島湖流域下水道事業を行うために共同出資した。</p>	変更なし	なし	なし	政策26 ②環境負荷低減への取組
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			経常収益	1,870,862	1,702,719	1,677,772
			当期経常増減額	195	195	142
			一般正味財産増減額	195	195	142
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	正味財産	393,557	391,960	390,296
	9,853,500	9,853,500	指定正味財産	389,812	389,410	386,941
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	129,283	128,759	128,212
	問題なし	32.85%	毀損率	1212.06%	1206.73%	1201.18%

児島湖流域の下水道事業を行うという行政目的を持った岡山市の外郭団体である。平成21年度の外郭団体をテーマとした監査においても団体の事業活動内容より存続で問題ないとされている。

下水道事業に必要な設備は岡山県が所有し、本団体は該当事業の受託運営を行うという、いわゆる上下分離方式により運営されている。下水道事業は全国的に良好な傾向にあるのであるが、このような仕組みも相まって現状経営的にも問題はなく、毎年の市の補助金負担なし、更に、当初出資額から追加の出資も要請されていない。

ただし、設備については老朽化しており、2020年から2030年の10年間での改築更新を計画している。更新計画を確認すると、全体計画130億円のうち県が起債及び国の補助金で108億円を負担することにより市町村負担分は計画期間を通じて22億円に抑えられている。この市町村負担分を、全体計画最終年度（令和17年）日時最大汚水量により各市町（岡山市・倉敷市・玉野市・早島町）の負担割合を決定するとともに、県に対して建設負担金を支出している。下水道事業については、関連設備の更新に国の補助金が投入されるようなスキームとなっており、上下分離方式も相まって、設備更新を含めても岡山市の事業として経営的に問題ない状況となっている。

第6項 環境保全課

- ① 公益財団法人岡山県環境保全事業団（出資先 No 8）
- ② 公益財団法人児島湖流域水質保全基金（出資先 No 9）

① 公益財団法人岡山県環境保全事業団（出資先 No 8）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
平成元年 7月5日	岡山県環境保全事業団は、1974年（昭和49年）の創立より、「地球環境の保全」、「良好な生活環境の確保」、「資源循環型社会の形成」、「自然共生社会の形成」を主な事業領域として、行政施策と協調しながら多様な事業に取り組んできました。廃棄物処理事業、環境調査・分析事業を中心に、環境教育、公共施設の管理運営受託など、幅広い事業を展開しています。	目的：当該事業団設立のため（※設立目的…岡山県の区域において、資源循環型社会の形成、良好な生活環境の確保、自然共生社会の形成及び地球環境の保全など、環境の保全及び創造に関する事業を行うことにより、快速で持続可能な地域社会の実現に寄与すること。）。	変更なし	※評議員1名（岡山市環境局長）、理事1名（岡山市環境局長）	なし	政策26 ①生物多様性の保全と環境との共生 政策28 ①ごみの減量化とリサイクルの推進
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	4,572,584	4,736,721	4,448,515
			当期経常増減額	773,670	897,485	914,682
			一般正味財産増減額	773,920	823,753	912,275
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	正味財産	14,621,542	13,847,622	13,023,869
	25,000,000	25,000,000	指定正味財産	0	0	0
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	225,172	213,253	200,568
	問題なし	1.54%	毀損率	800.69%	753.01%	702.27%

廃棄物処理事業（岡山市の下水処理場の汚泥の焼却再資源化）を主に行う団体に対する出捐金である。廃棄物処理事業という一見非常に収益事業的な事業を行っているのであるが、上述したように下水道事業という公共的事業関連の環境浄化事業を行っていることもあり公益認定されたようである。毎期多額の経常増額を上げているのであるが、収支相償要件を満たすように固定資産取得見合いの特定資産を積み立てることにより対応している。

基本財産5億円があるが指定正味財産とされていない。これについては、出捐者の企図のない通常の寄付として一般正味財産受けした上で、その後理事会にて、基本財産に充当したものであると団体より説明を受けた。その真偽について、設立時の出捐計画について団体に提出を求めたが、設立が1974年とかなり遡るため、設立時の資料は残っていないようである。

団体の説明が正しいならば岡山市として基本財産に対して何等の権利を有している

わけではなく、出捐時に純然たる寄付金として出捐されたに過ぎないため、公有財産からの消却を検討すべきであるともいえる。

② 公益財団法人児島湖流域水質保全基金（出資先 No 9）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成元年 7月5日	公益財団法人児島湖流域水質保全基金は、児島湖及びその流域河川の水質浄化のため、県、流域市町及び流域住民が一体となって水質浄化意識の高揚を図り、児島湖及びその流域河川の良好な環境保全に資することを目的として、平成元年6月に財団法人として設立され、その後平成25年に公益財団法人に移行しました。 県と流域市町からの出捐金及び流域住民等の募金により造成された基金の運用財産により、環境保全推進のための啓発活動や、地域において展開されるさまざまな水質浄化実践活動への支援などを行っています。	当初に出資を行った日：平成元年7月5日 目的：当該基金設立のため（※設立目的：児島湖及びその流域河川の水質浄化に関する事業を行い、児島湖及びその流域の良好な環境の保全に寄与すること。）。	変更なし	なし	なし	政策26 ②環境負荷低減への取組
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	3,343	3,345	3,345
			当期経常増減額	211	△430	△135
			一般正味財産増減額	501	501	501
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	正味財産	244,818	244,105	244,033
	14,900,000	45,300,000	指定正味財産	241,808	241,808	240,805
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	45,781	45,648	45,634
	問題なし	18.70%	毀損率	1.06%	0.77%	0.74%

児島湖流域については、水質問題が顕在化し問題となっているが、それに対する啓蒙活動や、水質浄化事業を行うという行政目的を持った団体に対する出捐金である。

基本財産の運用益により団体の目的とする事業を行うという、公益財団として理想的な財務運営を行っているのであるが、昨今の低金利で運用益は年間3百万ほどである。このように、近年は事業規模が小さくなっているものの、関係団体が一体となり、地域に密着した事業に取り組むとともに、研究成果が地方自治体の事業に結びついた例（L字型肥料・テナガエビ）もあるなど、行政目的を着実に実行しているのも事実である。

団体への出捐金は設立当初より目標とする基本財産額を3ヵ年計画で達成するという出捐計画に基づいて充実させてきた結果として設立初期に当初出捐額より倍増し現在の出資額となっている。

第7項 観光振興課

① 公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（出資先 No10）【外郭団体】

② 株式会社池田動物園（出資先 No11）

① 公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（出資先 No10）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
旧建部町から合併により承継	所在地：岡山市北区厚生町3-1-15 商工会議所6階 代表者：石井 清裕 沿革：昭和27年2月に任意団体として、岡山市観光協会が発足 平成25年4月に公益社団法人おかやま観光コンベンション協会へ 令和2年5月に一般財団法人岡山市建部町観光公社を吸収合併 目的：岡山市の文化的・社会的、経済的特性を活かしたコンベンションの常時開催体制の整備及び誘致を戦略的に推進するとともに、観光施設の整備運営、市民の観光意識の普及及び向上並びに観光客誘致宣伝事業の促進等によって観光事業の健全な振興を図り、もって地域経済の発展と市民の生活、文化の向上発展に寄与すること	旧建部町から合併により承継	変更なし	1名 令和2年4月1日現在（法人全体） 役員（常勤）：1名 役員（非常勤）：20名 正規職員：25名	種別：岡山市指定管理業務継続支援金 目的：指定管理施設について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市の方針による施設の休館や管理運営の補助としての支援金 金額：R2年度 16,530,000円（岡山城天守閣） 3,700,000円（鳥城公園） 7,000,000円（たけべ八幡温泉） R3年度 7,300,000円（たけべ八幡温泉） 資料：岡山市指定管理業務継続支援金交付要領（R2.11.4）	政策4 ②産官学連携によるコンベンションの誘致 政策4 ①広域的な観光・インバウンドの推進
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	455,794	362,481	
			当期経常増減額	△9,041	3,558	
			当期一般正味財産増減額	60,156	3,117	
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	一般正味財産(*)	115,769	55,613	52,496
	57,400,000	57,400,000	正味財産合計	115,769	55,613	52,496
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	57,884	27,806	26,248
	問題なし	50.00%	毀損率	0.84%	△51.56%	△54.27%

(*) 指定正味財産の計上がないため、一般正味財産を記載

岡山市のコンベンションの誘致を行っている事業体。公益社団法人おかやま観光コンベンション協会は令和2年に一般財団法人岡山市建部町観光公社を吸収合併している。平成19年の市町村合併以前に旧建部町が財団法人岡山市建部町観光公社に対して出捐金を拠出していたため、岡山市が出捐を引継ぎ形となっている。

吸収合併された後の、公益社団法人おかやま観光コンベンション協会の貸借対照表内訳表においては、基本財産が存在しないため、岡山市が出捐金の支出によって資産の運

用について影響力を持っている部分は貸借対照表上では存在していない。

この点につき、担当課へ質問を実施したところ、公益社団法人には、不可欠特定財産の規定があるが、当該財産は公益事業を執行する上で不可欠な美術品や文化施設を想定しており、金融資産や通常の土地建物は該当しないためと回答を得ている。また、岡山市は外郭団体を所管する立場として職員を理事として派遣することで人的関与をするとともに、岡山市外郭団体個別改革方針に基づき、毎年、経営状況及び経営方針の把握及び関与を行っている。

ただ、上記回答は公益社団へ移行した法人について不可欠資産に定期預金を設定することができないというだけであり、基本財産として金融資産を設定できたと考えられる。

よって、岡山市は現状において法人の運営について深く関わっているものの、出捐金の拠出による公益社団法人おかやま観光コンベンション協会への影響力を財務上失っていると考えるべきであり、出捐金額を取り崩す処理が必要と考える。(『2章2部5節の指摘2』参照)

令和2年度において、新型コロナウイルスの影響により岡山城施設入場料等収益が5千7百万円、たけべ八幡温泉事業収益が2千万円程度の前年比減収となっている等の影響により、経常増減額が赤字計上となっている。また、一般財団法人岡山市建部町観光公社の経常増減は令和元年度、令和2年度ともに赤字収支となっており、コロナ影響前も決して黒字体制が築けていたわけではない。ただ、合併前の公益社団法人おかやま観光コンベンション協会は適正な黒字体質で堅調に推移していたため、今後正味財産が減額し続けるというわけではないと判断している。

② 株式会社池田動物園（出資先 No11）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和37年 9月20日	所在地：岡山市北区京山二丁目5番1号 代表者：池田厚子 沿革： 昭和28年2月「池田産業動物園」開園 昭和37年株式会社に改組、「池田動物園」に名称変更 事業内容：岡山市北区にある動物園経営（県内最大規模）	情操教育の視点で関わりがあるため株式保有	変更なし	0人	補助金・支援金等無し	政策12 ③若者の健全な成長と自立の支援
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			営業損益	△36,458	△43,307	△32,412
			経常損益	△2,486	△20,728	14,981
			当期純損益	△2,486	△20,728	14,981
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	資本金	82,000	82,000	82,000
	1,000,000	1,000,000	資本合計（純資産）	△188,136	△185,649	△164,922
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	△2,258	△2,228	△1,979
	評価損計上済	1.20%	毀損率	△325.76%	△322.78%	△297.91%

株式会社池田動物園は第三セクターにあたる団体。動物園の経営を行っている。

岡山市において、情操教育の視点での関わりにより株式を保有している。

現状においては営業損益が継続してマイナスであり、純資産も大幅な債務超過となっている。岡山市では池田動物園に対し、株主総会への参加及び個別の経営状況のヒアリングにより関与している。出資額の評価減は既に実施されており、財務諸表上の資産簿価は適正に計上されている。

第8項 給与課

- ① 一般財団法人地域社会ライフプラン協会（出資先 No12）
- ② 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会（出資先 No13）

- ① 一般財団法人地域社会ライフプラン協会（出資先 No12）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
平成21年 7月31日	当協会は、平成2年2月に地方公共団体や地方公務員共済組合が実施するライフプラン関係施策を協力して推進し、支援する全国的組織として、全国の地方公共団体や共済組合の皆様により「財団法人地方公務員等ライフプラン協会」として設立されました。その後、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、平成23年10月に内閣府公益等認定委員会に対し、一般財団法人への移行認定申請を行い、平成24年3月28日に内閣府から認可され、平成24年4月1日から「一般財団法人地域社会ライフプラン協会」と名称変更し、一般財団法人として新たにスタートしました。	なし 出捐日：平成21年7月31日 目的：他の都道府県、政令市及び共済組合とともに地方公務員等の生涯生活設計の支援や良好な年金生活を実現するための施策の調査研究、企画開発、普及啓発等を行うとともに、知識や経験を活かした地域社会活動の推進を図るため。	変更なし	なし	なし	政策30 ④組織力の向上
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	157,988	166,666	167,246
			当期経常増減額	△133,840	△96,537	△84,693
			一般正味財産増減額	△133,968	△96,537	△84,693
当初出資額(円)	現在の出資額(円)	正味財産	2,063,537	2,197,506	2,294,042	
17,000,000	17,000,000	指定正味財産	161,000	161,000	161,000	
評価損の検討	現状出資割合	実質持分	18,159	19,338	20,188	
問題なし	0.88%	毀損率	6.82%	13.75%	18.75%	

地方公共団体職員のライフプランに関する啓蒙活動を行う全国組織の団体である。ライフプランを提案する団体にもかかわらず奔放経営なのか毎年5%超毀損しており、このまま推移すると10年以内に評価減の対象となる出資金である。ただし、当初出捐金は、基本財産及びライフプラン事業推進基金として積み立て運用され、その運用益にて事業を行っており、その点は問題のない団体である。

② 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会（出資先 No13）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成21年 7月31日	この法人は、地方行政の担い手である地方公務員の安全と健康の確保、快適な職務環境の形成、その他の安全衛生に関する施策についてのノウハウの開発提供、人材育成、広報啓発等に関する事業を行い、もって公務災害を未然に防止し、地方公務員の福祉の向上を図るとともに、地方行政の能率的な運営の確保と地域住民の福祉の向上並びに地域社会の健全な発展に資することを目的とする。 当協会は、平成3年3月に発足いたしました。爾来、地方公務員の皆さんの安全衛生対策に関して、様々な事業を展開してまいりました。	出捐日：平成21年7月31日 目的：他の都道府県、政令市及び地方公務員災害補償基金とともに地方公務員の安全衛生対策に関するノウハウの開発・提供、人材育成、広報啓発等を図るため。	変更なし	なし	なし	政策30 ④組織力の向上
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	290,757	311,453	3,025,669
			当期経常増減額	△1,476	920	3,479
			一般正味財産増減額	△380	920	3,479
当初出資額（円）	現在の出資額（円）	正味財産	5,089,097	5,257,492	5,228,931	
26,000,000	26,000,000	指定正味財産	5,055,309	5,223,324	5,195,682	
評価額の検討	現状出資割合	実質持分	26,972	27,865	27,713	
問題なし	0.53%	毀損率	3.74%	7.17%	6.59%	

地方公共団体職員の福利厚生に関する啓蒙活動を行う全国組織の団体である。

第9項 文化財課

① 公益財団法人岡山県郷土文化財団（出資先 No14）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和54年 12月28日	<p>(公財)岡山県郷土文化財団は、昭和54年(1979年)10月26日に設立発足した公益財団法人です。</p> <p>私たちの郷土「おかやま」は、美しく豊かな自然に恵まれ、古くは吉備の国として栄え、優れた文化を育んできました。</p> <p>文化財団は、こうした先人の英知と努力によって遺された、貴重な自然や文化財を守るとともに、伝説にねぎした個性豊かな地域文化の創造に努め、「うるおい」と「やすらぎ」のある郷土づくりを目指して活動を展開しています。</p>	昭和54年12月28日 当初の設立のため出資。	変更なし	なし	なし	政策8 ②歴史・文化資産の活用と継承
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	375,758	635,576	397,994
			当期経常増減額	33,552	179,838	△39,329
			一般正味財産増減額	33,552	179,838	△39,329
当初出資額(円)	現在の出資額(円)	正味財産	1,010,236	976,683	1,031,845	
12,980,000	14,205,000	指定正味財産	621,729	621,729	856,729	
評価損の検討	現状出資割合	実質持分	23,033	22,268	23,526	
問題なし	2.28%	毀損率	62.15%	56.76%	65.62%	

岡山県主導の、地域文化財の保護事業及び啓発活動を行うという行政目的を持った団体に対する出捐金である。

令和元年度に指定正味財産を235百万円取り崩している。これについては、ゼロ金利政策が続き運用環境が悪化したため、定款に基づき理事会及び評議会で承認を得たうえで、基本財産を特定資産に取り崩したことによる取り崩しであり、適正な手続きを経たうえで実施されている。

直近2期間は利益が比較的多額に生じているが、これについては公益目的資産のための資産取得資金を積み立てるという対応措置を実施している。

第10項 交通政策課

- ① 井原鉄道株式会社（出資先 No15）
- ② 岡山空港ターミナル株式会社（出資先 No16）
- ③ 一般財団法人岡山県牛窓海岸スポーツ振興会（出資先 No17）

① 井原鉄道株式会社（出資先 No15）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和61年 12月20日	井原鉄道は、岡山県西南圏域と広島県備後圏域を結ぶ重要な交通手段として平成11年1月11日に開業し、毎年百万人のお客様を運んでまいりました。 開業29年を迎えた令和3年春には、ご利用2,400万人を達成し、地域に密着した生活路線として、また地域活性化に不可欠な広域交流基盤として、観光振興はもとより、社会・経済・産業の発展に大きな役割を果たしています。 井原鉄道株式会社（いばらてつどう）は、岡山県井原市に本社を置き、岡山県と広島県で旧日本鉄道建設公団建設線であった鉄道路線井原線を運営している第三セクター鉄道会社である。岡山県、広島県、関係市町および、地元有力企業や関係団体等71事業所（井原鉄道・新鉄道・中国バス等）が出資している。	(当初出資について) 出資日：昭和61年12月20日 金額：10,000千円 目的：吉備線を神辺（広島県福山市）まで延伸する構想を踏まえ、財政的援助として関係市町村とともに出資した	変更なし	なし	目的：「岡山市井原線鉄道基盤設備維持費補助金交付要綱」の通り 金額：（令和3年度決算額） 6,376千円	政策6 ①公共交通中心の利便性の高い交通ネットワークの構築
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			売上高	318,770	272,588	343,008
			当期経常損益	△256,893	△247,702	△180,257
			当期純利益	△8,867	△6,695	△96,537
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	純資産	597,275	606,142	612,837
	10,000,000	20,000,000	資本金	700,000	700,000	700,000
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	17,082	17,336	17,527
	問題なし	2.86%	毀損率	△14.59%	△13.32%	△12.36%

鉄道路線井原線を運営する第三セクターに対する出資である。

当初の出資は吉備線を神辺（広島県福山市）まで延伸するという構想があったため、公共交通中心の利便性の高い交通ネットワークを行政として構築をする事業の一環として、関係市町村とともに出資したものである。これに対し現状は、吉備線のLRT化構想が岡山市の喫緊の課題となっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け基本計画策定に遅れが生じているところであり、全体的な整備方針等が定まっていない状況である。

また、経営状況についてであるが、収入の半分は関係地方自治体からの補助金であり、自主運営がなされておらず、岡山市からも毎年設備負担金名目で補助金を拠出している。それにもかかわらず、毎年赤字の状況であり何らかの事業手法の選択措置が必要な状況である。

これについては、県及び各市町村とともに、井原鉄道活性化協議会・井原線振興対策協議会・井原鉄道経営審査会を設置し、耐震対策事業（5カ年計画）を策定するとともに、設備負担金等の協議を行っている。

このように、新型コロナウイルス感染症の影響により、吉備線の全体的な整備方針が決まらないままで、事業手法の選択として、関連出資団体協議の下経営再建計画が策定された上でそれを実施しており、岡山市としても出資を引き上げるということは難しい局面である。

現在の状況はモラトリアム期間であり、コロナ禍明けにおいて早期に吉備線 LRT 構想の全体像をまとめるとともに、同法人に対する岡山市の関与方針を決定すべきであろう。

② 岡山空港ターミナル株式会社（出資先 No16）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和61年 10月1日	岡山桃太郎空港における航空旅客及び貨物にかかるサービス等を提供して、快適な旅行と円滑な貨物輸送を行うため、旅客及び貨物ターミナル等の管理運営を行う。	出資日：昭和61年10月1日 金額：25,000千円 目的：岡山空港は、岡山市にとって広域交通の重要な拠点であり、当該ターミナル施設は利用者に対するサービス等利便性向上の重要な役割を担っているため財政的援助として出資した。	変更なし	なし	なし	政策6 ①公共交通中心の利便性の高い交通ネットワークの構築
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			売上高	559,724	526,100	1,200,810
			経常損益	△ 135,855	△ 212,220	76,445
			当期純利益	△ 40,003	△ 148,961	90,986
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	純資産	2,324,479	2,364,483	2,522,047
	25,000,000	29,000,000	資本金	860,300	860,300	860,300
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	78,334,942	79,683,077	84,992,984
	問題なし	3.37%	毀損率	170.12%	174.77%	193.08%

岡山桃太郎空港における、旅客及び貨物ターミナル等の管理運営を行う地方公共団体出資比率 49%の第三セクターに対する出資である。井原鉄道同様、公共交通中心の利便性の高い交通ネットワークの構築をする事業の一環として出資したものである。コロナ禍で令和2年度決算において単年度営業赤字となったが、直近決算では赤字額は減少傾向である。また、過年度利益の累積による利益剰余金が多額にあり、現状経営的には問題ない状況である。

【株主権の行使及び就任取締役の職務の執行について】

No15 及び No16 は株式会社であるため、株主権の行使状況について確認を行ったが、株主総会に出席するとともに議決権が行使され適切に株主権を行使していることを確認した。

また、岡山市から都市整備局長が取締役として就任している。直近4回の出席状況を確認して75%出席しており、適切に取締役としての責任を執行していることを確認した。

③ 一般財団法人岡山県牛窓海岸スポーツ振興会（出資先 No17）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和61年 10月1日	牛窓ヨットハーバーとは、岡山県瀬戸内市の牛窓港にある、西日本最大級の大きさを誇り、約450隻のヨットやクルーザーが停泊できるヨットハーバーです。 過去に、「晴れの国おかやま国体」や「全日本学生ヨット選手権」等の、全国大会の競技会場としてもご利用していただきました。 研修施設、宿泊施設、クラブハウス、会議室等も保有しており、さまざまなお客さまにご利用いただいています。 また、当施設の2階には「港の中のキャサテン」もあり、ゆったりと海を眺めながら美味しいコーヒーを楽しんでいただけます。	出資日：昭和61年3月28日 出資額：6,500千円 目的：岡山県における海洋スポーツ・レクリエーションの普及振興を図るため、広く県民にその活性化を促す事業を展開し、健康で活気に満ちた地域社会づくりに寄与する。	変更なし	なし	なし	政策10 ③ライフステージに応じたスポーツの振興
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			経常収益	38,699	32,730	38,699
			当期経常増減額	3,454	△274	△31
			一般正味財産増減額	3,454	△390	△31
	当初出資額	現在の出資額	正味財産	101,749	104,462	104,852
	6,500,000	7,000,000	指定正味財産	97,400	102,400	102,400
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	7,326	7,521	7,549
	問題なし	7.20%	毀損率	4.66%	7.45%	7.85%

牛窓ヨットハーバーを管理運営および海洋スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図る団体に対する出捐金である。

海洋スポーツ団体（更に場所も岡山市ではない）の所管が、なぜ、岡山市のより利便性の高い交通ネットワークに関する企画行政を行う同課になったのかという点についてであるが、岡山市の機構改革により新たに交通政策課が設置された際に、同課に担当が移管され現在に至ったようであり、本分とは関係ない事業であると同課でも受け止められている。

これについては事業のパフォーマンスを評価する際には、スポーツ関連の事業を取り持

つ課が責任セクターである方がより良いという局面もあると思われる。計画と予算が紐づけられた後は必ずパフォーマンス及びそれに対するアクション（CA）が重要になってくる。岡山市のPDCAが有機一体的に機能するように体制が整備された場合には責任セクターの変更が必要な事業の一つの事例といえるであろう（また、岡山市に所在しない団体に対する出捐金であるため、関与の取りやめに関しても検討がなされるべき事案である）。

また、令和3年度において指定正味財産（及びそれにより充当された基本財産）が取り崩されているのであるが、出捐引揚者分の出捐金について定款に基づき理事会承認された上で取り崩したものであり、管理運営的には問題のない団体である。

第11項 広報広聴課

- ① 株式会社岡山シティエフエム（出資先 No18）
- ② RSK ホールディングス株式会社（出資先 No19）

① 株式会社岡山シティエフエム（出資先 No18）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係	
平成8年 7月17日	株式会社岡山シティエフエム（おかやまシティエフエム）は、岡山県岡山市と赤磐市の一部地域を放送区域として超短波放送（FM放送）をする特定地上基幹放送事業者である。Radio momo（レディオモモ）の愛称でコミュニティ放送をしている。市民の設立準備委員会が中心となって設立された。	出資日：平成8年7月17日 出資額：10,000,000円 目的：コミュニティ放送は、市民参加のまちづくりの手段となりうること、災害等緊急時にもきめ細かな情報がリアルタイムに提供できること、「市民参加」で継続して行える有効な情報発信メディアであることから出資をするもの。	変更なし	なし	なし	政策30 ⑤公民連携と透明性の高い市政運営	
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度		令和元年度
			売上高	91,262	90,064		99,130
			当期経常損益	12,866	11,436		13,140
			当期純利益	8,762	7,335	7,767	
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	純資産	102,519	93,757	86,421	
	10,000,000	20,000,000	資本金	100,000	100,000	700,000	
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	14,045	12,845	11,840	
	令和2年度以前は評価損の検討対象であった。	13.70%	毀損率	△29.77%	△35.78%	△40.80%	

岡山市と赤磐市の一部地域を放送区域として超短波ラジオ放送（FM 放送）をする事業者に対する出資金である。

市政の広報を行うという行政目的を持った活動を、同社と業務委託契約を締結するとともに実施している。また、同社と岡山市は「岡山市災害緊急放送」の協定を結んでおり、災害時に岡山市からの緊急放送を同社の番組に優先して行うことにより、災害情報をいち早く周知するという行政目的も担っている。

表に記載の通り、令和2年度以前は毀損率が30%超となっていたのであるが、評価損の検討を懈怠していた（『第3章 第6節 出資割合が岡山市の地方公会計に与えている影響』参照）。

② RSK ホールディングス株式会社（出資先 No19）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和28年 4月1日	RSKホールディングス株式会社は、岡山県を放送対象地域とした中波放送事業と、岡山県と香川県を放送対象地域としたテレビジョン放送事業を兼営している特定地上基幹放送事業者。	出資日：昭和28年4月1日 出資額：2,500,000円 目的：岡山県を中心とする中四国地方の産業・経済・文化の発展に寄与すべく、県下初の民間放送事業を設立するため、岡山県並びに県下市町村と共に地元公共団体として出資したものである。	変更なし	なし	なし	政策30 ⑥公民連携と透明性の高い市政運営
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			営業収入	811,254	819,739	545,442
			経常損益	42,960	367,688	201,487
		当期純利益	32,304	143,838	140,020	
	当初出資額	現在の出資額	純資産	22,955,216	23,080,520	22,393,312
	2,500,000	5,710,000	資本金	300,000	300,000	300,000
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	436,838	439,222	426,145
	問題なし	1.903%	毀損率	7550.40%	7592.16%	7363.13%

RSK 山陽放送株式会社などを傘下に置く認定放送持株会社に対する出資金である。

岡山市の出資による権利として 11,420 株を保有し公有財産として登録されている。その他、財政調整基金にて 20,000 株を保有している（『第3部 第4章 第1節 第1項 財政調整基金』参照）。

当初の出資目的は、担当課回答のように県下初の民間放送事業を設立するため、という行政目的であったため、既にその行政目的は果たしており、資本関係の解消時期に来ているとも言える。これに関しては、現状岡山市の行政活動について広く市民に広報するという行政目的を遂行するため、同法人傘下の RSK 山陽放送株式会社と業務委託契約を締結するとともに、岡山市市民に対し行政活動の広報周知を行っている。具体的には、同放送局の AM ラジオ放送における「ラジオ制作放送」及び地上波テレビジョンにおける「市政テレビ放送」であり、市政テレビ番組については、岡山市公式ウェブサイトからも閲覧可能である。行政目的について当初より変更なしと回答されているが、現状、岡山市の行政活動を広報周知する、という行政活動を同社との業務委託契約を通じて行っている。

【株主権の行使について】

所管2法人は株式会社であるため、岡山市における株主権の行使について確認した。これについて、直近3年間の総会において適切に議決権を行使していることを確認した。

【取締役の責務の遂行について】

RSKホールディングス株式会社については、岡山市長が取締役に就任しているため、取締役としての責務を適切に遂行しているかについて、直近一年間の取締役会出席率を確認した。10回中8回出席（80%）しており（決算承認に関する取締役会についても出席）適切に責務を果たしていることを確認した。

第12項 高齢者福祉課

- ① 一般社団法人岡山市老人クラブ連合会（出資先 No20）
- ② 社会福祉法人愛隣会（出資先 No21）

① 一般社団法人岡山市老人クラブ連合会（出資先 No20）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和62年 8月14日	岡山市内にある老人クラブの育成指導及び連絡調整を図り、老人クラブの発展と高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする法人。	昭和62年8月14日 3,000,000円 令和4年3月31日現在 10,000,000円 目的：老人クラブ連合会の組織の強化及び事業の充実向上と魅力ある老人クラブづくり	変更なし	なし	令和3年度 5,931,228円	政策20 ②いきいきと活躍できる生涯現役社会づくり
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	11,489	12,267	12,222
			当期経常増減額	955	181	155
			一般正味財産増減額	955	181	155
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	正味財産	28,586	27,631	27,450
	3,000,000	10,000,000	指定正味財産	20,790	20,790	20,790
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	13,750	13,290	13,203
	問題なし	48.10%	毀損率	37.50%	32.90%	32.03%

シルバー基金という団体の基本財産として運用することを指定する出捐計画に基づいて同団体に出捐された出資金である。公有財産登録上基金名で登録されているが、あくまでも同団体に対する出資金であるため、団体名での登録が望ましい。高齢者福祉事業を同団体を通じて行っていたこともあり、行政活動との合致という点では問題のない団体である。

シルバー基金出捐金は出捐計画に挙がっていた各関連団体より指定正味財産として出資された後、基本財産に充当されたようであるが（合計 20,790,000 円）、現在の決算書を確認すると、基本財産は取り崩され特定資産として同額が資産計上されている。この点については、任意団体から一般社団法人に移行する際に取り崩されたようである。移行前の定款では基本財産についての規定はなく、移行時に適正に承認された上で取り崩されているので手続上の問題はない。

ただし、シルバー基金規程において「なお、この基金の運営については後世のために

も元本は取り崩さず、果実を地域福祉活動に充て・・・」という設立趣旨が記載されていることから団体にて基本財産の規程を設けた上で再度団体としての保全を行うことも考えられる。

また、出資割合は 25%を超えており、本来的には岡山市の外郭団体として扱われるべき団体であったが、その点が把握されていない。出資割合 25%以上なので、地方自治法上岡山市の監査委員の監査の対象団体にも相当する。(詳しくは『第3章 第5節 出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響』参照)

② 社会福祉法人愛隣会 (出資先 No21)

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和55年	特別養護老人ホーム旭水荘を運営する母体。また、令和3年4月に岡山市建部町在宅福祉サービスセンターほのぼの荘の事業も受託運営している。	出資日：昭和55年 目的：不明	変更なし	なし	なし	政策22 ③地域福祉の推進
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			サービス活動収益	388,155	376,237	376,022
			経常増減差額	14,584	11,707	23,580
			当期活動増減差額	14,584	11,707	23,580
	当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	純資産	691,779	686,410	685,718
	1,500,000	1,500,000	基本金	3,000	3,000	3,000
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	345,889	343,205	342,859
	問題なし	50.00%	毀損率	22959.30%	22780.33%	22757.27%

合併した旧建部町と久米南町が折半により出資設立した特別養護老人ホームを運営する団体に対する出資金である。経営は極めて健全な団体である。このような団体に対する出資割合を、旧建部町から同出資金を引き継いだ際には、適正に算出していたのであるが、現状純資産に対する割合で算定したために、かなり低い出資割合として岡山市では把握されている。

当時の担当者はその点正確に把握しており、地方自治法上の統制については適法に措置がなされているが、外郭団体については現状の規程(岡山市外郭団体改革方針(総論))上対象団体となるため、措置が必要である。(『第3章 第5節 出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響』参照)

第13項 財産活用マネジメント推進課

① 岡山市土地開発公社（出資先 No22）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和47年 12月15日	所在地：岡山市北区大供一丁目1番1号 理事長：古橋 季良 設立：昭和47年12月 目的：公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与すること 課題：岡山操車場跡地整備事業用地の再取得により、総務省提示の公社健全化目標の一つである、「保有期間が5年以上であるものの簿価総額を設立・出資団体の標準財政規模で除した値を0.1以下とする」の値が0.6となり、クリアしている。ただし、公社保有地に占める長期保有地の割合は約86%と高水準であることから、長期保有地の解消に取り組む必要がある。 事業内容：公社が今後岡山市で開発すべき土地を事前取得し、取得及び売却までにかかった経費と校舎での事務経費(0.8%)を加算して岡山市へ売却する。	公社設立のため 公有地の拡大の推進に関する法律 第13条 地方公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができない。 2 土地開発公社の設立者である地方公共団体は、土地開発公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。	変更なし	理事8名 監事1名 職員4名 ※いずれも市職員が兼務	なし	政策30 ①健全で持続可能な財政運営 政策30 ②公共施設等のマネジメントの推進
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		事業損益	△1,164	△3,455	6,234	
		経常損益	△1,138	△3,423	6,327	
		当期純損益	△1,138	△3,423	6,237	
	当初出資額(円)	現在の出資額(円)	資本金	20,000	20,000	20,000
	20,000,000	20,000,000	資本合計(純資産)	960,423	961,561	964,984
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	960,423	961,561	964,984
	形式数値上は毀損していない。+960Mの資産超過状態にある。ただ、資産計上の大半は公有地及び代行用地であり、簿価は4,201Mである。不動産の含み損によっては毀損している可能性もある。	100.00%	毀損率	4702.12%	4707.81%	4724.92%

岡山市の公用地の取得、管理及び処分を行う。地方公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができず、公社設立のため、昭和47年に出資を行っている。

平成21年度監査において、当団体は「将来的に解散を含めて団体の在り方について検討すべき」と記載されていたが、今後岡山環状道路や中島公園の整備を実施する必要があり、今後も都市開発の実施を通して岡山市土地開発公社が関わっていく要素は存在していくこととなると考えられる。ただ、都市開発が成熟段階に近づきつつある中で市議会の決議を通すことなく機動的な用地先行取得が今度必要と認められないと考えられる時期が来れば、公社の解散等を含めて団体の在り方を検討すべきと考える。

経営成績においては赤字と黒字の両方が計上されている。また、財政状態においては、岡山市からの借入金金が4億円計上されている。ただ、純資産簿価が潤沢であり、出資評価として問題はない。

第14項 財政課

- ① 地方公共団体金融機構（出資先 No23）
- ② 株式会社日本宝くじシステム（出資先 No24）

① 地方公共団体金融機構（出資先 No23）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成20年 7月11日	地方公共団体金融機構は、地方公共団体金融機構法に基づく地方共同法人。全地方公共団体が出資しており、地方公共団体の事業に対し、長期・低利で資金を融資することを目的とする。	出資を行った日：平成20年7月11日 目的：平成19年、地方公営企業等金融機構法成立に伴い、地方公共団体が共同して「地方公営企業等金融機構」を設立することとなった。当該機構設立のための出資については、全地方公共団体が出資することとし、その出資額については、全国市長会等において決定された。この決定に基づき、当該機構へ出資を行ったもの。なお、平成21年、現在の「地方公共団体金融機構」へと改組している。	変更なし	なし	なし	政策30 ①健全で持続可能な財政運営
			(単位：百万円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	259,923	289,727	318,863
			経常損益	118,247	129,063	139,434
			当期純利益	27,388	25,767	23,179
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	純資産	340,621	323,896	295,191
	76,000,000	76,000,000	地方公共団体出資金	16,602	16,602	16,602
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	1,567	1,490	1,358
	問題なし	0.46%	毀損率	1961.65%	1860.42%	1686.68%

地方公共団体金融機構法に基づいて設立された地方共同法人に対する出資であり、全地方公共団体が出資する全国組織の団体である。

地方自治体が低利で借入を行うための、地方公共団体専用の信用組合の様な事業をしている。独占事業であるため財務内容が非常に良好であり、純資産は多額となっているが、信用組合のような配当は行われていない。剰余金を利子変動準備金として積み立てるとともに、更なる剰余金が出た場合には地方交付税の原資として国に組み入れられており、年によっては1千億円規模で国に組み入れられる。このように地方交付税の原資となっておりその意味では、出資した地方公共団体に還流されている。

② 株式会社日本宝くじシステム（出資先 No24）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成21年 7月17日	公営くじのシステムの開発提供を担っている法人。平成4年5月1日に設立された。	出資を行った日：平成21年7月17日 目的：数字選択式宝くじの研究開発等のため、平成4年に全都道府県及び全政令市の出資により設立された会社につき、本市についても政令市移行に伴い宝くじ発売主体となることから、宝くじの安定的な販売をしていくため、出資をおこなったもの。	変更なし	なし	なし	政策30 ①健全で持続可能な財政運営
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			経常収益	6,243,850	6,623,427	6,133,942
			経常損益	1,913	1,385	1,328
			当期純利益	300	246	142
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	純資産	219,695	219,395	219,149
	2,000,000	2,000,000	資本金	134,000	134,000	134,000
	評価損の検討	現状出資割合	実質特分	3,273	3,269	3,265
	問題なし	1.49%	毀損率	63.67%	63.45%	63.27%

岡山市が政令指定都市となり、公営くじ発行主体となったことから、宝くじの安定的な発行を行っていくという行政目的のために行われた、公営くじシステムの開発提供を行う全国組織の団体に対する出資である。

岡山市における宝くじの発行手続の統制について直近発行分について確認したが、法令通り発行限度額について議会承認を得ており、問題ないと的心証を得た（令和4年度発行限度額に関する承認決議 甲第230号議案 令和3年12月21日）。

【株主権の行使について】

第30期の決算報告に係る総会決議につき、書面にて適正に議決権を行使していることを確認した。

第 15 項 産業振興・雇用推進課

- ① 株式会社トマト銀行（出資先 No25）
- ② 一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザ（出資先 No26）【外郭団体】
- ③ 岡山県信用保証協会（出資先 No27）
- ④ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（出資先 No28）

① 株式会社トマト銀行（出資先 No25）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係				
旧灘崎町から合併により承継	<p>所在地：岡山市北区番町2丁目3番4号 代表取締役：高木晶宿（社長）、中山雅司（専務）</p> <p>沿革： 昭和6年11月9日 倉敷無尽株式会社設立 昭和16年3月 興国無尽株式会社及び別所無尽株式会社を吸収合併、三和無尽株式会社に商号変更 昭和26年10月 相互銀行に転換、㈱三和相互銀行に商号変更 昭和44年4月 ㈱山陽相互銀行に商号変更 平成元年4月 普通銀行に転換、㈱トマト銀行に商号変更</p> <p>バンキング目標： 1. 当社と取引するすべての関係者に経済的、文化的満足を提供する。 2. 新たな豊かさを求める生活者にふさわしい、適切な金融サービスと情報のメリットを提供する。 3. 変化する活動環境の中で、自らの限界に挑戦しようとする事業体の活動を多面的に支援する。 4. 国際的に評価される産業、文化の育成に努め、地域の発展に貢献する。 5. 社員主役の生気にあふれた、規律正しい職場づくりと、独自の企業文化形成をめざす。</p>	旧灘崎町から合併により承継	変更なし	0人 岡山県信用保証協会は県が管理している 岡山市長が顧問となっている。	岡山市中小企業保証融資制度 利子補給金 194,000円 目的：市内中小企業の経営の安定と健全な発展を図るため 中小企業が借入を行う際に岡山市が指定した利回り（1.39%）を超える利回りが発生した場合には差額を金融機関に対して補填する制度。 岡山市で原価となる利回りを算定した上での超過分であるため、支出額がそこまで多くない。	政策1 ②中小企業・小規模企業の育成・支援と経営安定化				
							(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
							経常収益	22,817,000	22,580,000	22,692,000
							経常損益	2,452,000	2,264,000	1,993,000
		当期純損益	1,659,000	1,519,000	1,979,000					
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	資本金	17,810,000	17,810,000	17,810,000				
	4,788,000	4,788,000	資本合計（純資産）	54,751,000	51,811,000	48,911,000				
	評価損の検討	期末時価単価（円）	時価総額	21,679						
	問題なし	1,141	毀損率	4427.78%						

トマト銀行は、岡山県を中心に 61 店舗を有する銀行である。旧灘崎町が出資していたが、合併により岡山市が承継している。

当期純損益は、直近 3 期連続黒字計上、純資産額も堅調に推移しており、問題とすべき毀損はない。

② 一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザ（出資先 No26）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成9年 4月1日	所在地：岡山市北区春日町5番6号 岡山市勤労者福祉センター 理事長：林 恭生（岡山市副市長） 沿革： 昭和63年7月 任意団体「岡山市勤労者共済会」設立 平成9年4月 財団法人化 平成25年4月 一般財団法人として「岡山市勤労者サポートプラザ」に名称変更 目的：中小企業勤労者のための総合的な福祉に関する事業を行い、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与すること 課題：事業会計の益94%（H27年度）は会費収入で賄っていることから、安定的な運営・発展のためには、会員数の維持及び拡大が必要である。このため、会員加入促進員による事業所訪問や広報活動を積極的に推進し、会員増に努めていく。また、社会経済情勢の変化や多様化する会員ニーズに対応した諸事業の展開と魅力あるサービスの提供のため、創意工夫を凝らした企画立案に努めていく。	勤労者の多様化したニーズに対応した総合的な福利厚生事業を実施することにより、中小企業の振興並びに地域社会の活性化に寄与するため	変更なし	理事：2名（理事長；（岡山市の副市長）、副理事長（岡山市の局長）） 評議員：1名（岡山市の評議員） 1名（元市職員）：事務局長	名称：岡山市勤労者サポートプラザ戦略的営業推進事業費補助金 目的：岡山市内の中小企業に働く従業員及び事業主の福利厚生の上と、中小企業の振興発展を図るため 金額：5,000,000円 毎年同額	政策1 ④企業人材の確保と育成
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			経常収益	117,795	115,947	114,301
			経常増減額	△1,241	10,042	551
			当期純損益	△1,241	10,042	551
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	指定正味資産	100,000	100,000	100,000
	100,000,000	100,000,000	正味財産合計	168,191	169,432	159,390
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	168,191	169,432	159,390
	問題なし	100.00%	毀損率	68.19%	69.43%	59.39%

一般財団法人岡山市勤労サポートプラザは、岡山市内の中小企業勤労者のための給付事業、健康増進事業、老後生活の安定事業、自己啓発事業、余暇活動事業、財産形成事業等を行う団体である。岡山市は、勤労者の多様化したニーズに対応した総合的な福利厚生事業を実施することにより、中小企業の振興並びに地域社会の活性化に寄与する目的で出資している。

当期純損益は赤字と黒字が両方計上されているが、正味財産合計額は堅調に推移しており、経営の自立化が達成できていると考えられる。

③ 岡山県信用保証協会（出資先 No27）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係				
昭和35年	所在地：岡山市北区野田二丁目12番23号 沿革： 昭和23年10月 創立総会 昭和23年11月 社団法人岡山県信用保証協会設立認可 昭和25年3月 財団法人岡山県信用保証協会設立認可 昭和29年3月 信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更 平成13年1月 保証協会債権回収株式会社設立 目的：本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。 保証債務残高： 件数 41,507件 金額 470,245百万円 利用者数：21,463業者	中小企業の金融の円滑化のため	変更なし	0人 岡山県信用保証協会は県が管理している岡山市長が顧問となっている。	岡山市中小企業保証融資制度保証料補給金 4,795,000円 損失補償金 7,698,500円 目的：市内中小企業の経営の安定と健全な発展を図るため	政策1 ②中小企業・小規模企業の育成・支援と経営安定化				
							(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
							経常収益	5,607,467	4,931,190	3,812,159
							経常損益	2,198,110	1,838,446	888,865
							当期純損益	1,914,426	465,592	430,528
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	基本財産	35,676,527	34,719,101	34,485,509				
	22,500,000	234,190,000	基金	5,508,065	5,508,065	5,508,065				
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	1,427,061	1,388,764	1,379,420				
	問題なし	4.00%	毀損率	509.36%	493.01%	489.02%				

岡山県信用保証協会は、中小企業者等に対して信用保証業を実施している団体であり、岡山市は、中小企業の金融円滑化等の施策として出資している。平成16年度及び平成18年度の市町村合併時にそれぞれの地方自治体での出捐金額が合算されたため、当初出捐額から現在の出捐額へ増額されている。

岡山市は中小企業支援を目的として、同協会との契約で、制度融資に対する保証料補給事業を行っている。また、令和元年度までは、制度融資に対して損失補償契約を結んでいたが、令和2年度からは、岡山県信用保証協会との損失補償契約を休止し、岡山市にとって、将来的なコスト負担が、最小限になるように契約を随時見直している。

岡山県信用保証協会では損益の情報は得られなかったものの、基本財産は常に増加して推移しているため、事業内容に問題ないと判断している。

④ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（出資先 No28）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係				
平成23年 10月1日	<p>所在地：千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号 理事長：湯浅 善樹 設立：平成15年10月1日 沿革： 昭和46年5月26日 社団法人障害者雇用促進協会発足 昭和49年5月30日 前協会改組、社団法人全国心身障害者雇用促進協会発足 昭和52年3月1日 前協会解散、身体障害者雇用促進協会設立 平成15年10月1日 独立行政法人化、前協会の業務の一部移管し、(独) 高齢・障害者雇用支援機構設立 平成23年10月1日 前協会の業務の一部移管し、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称変更</p> <p>目的： 高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること</p>	前身団体への出資	<p>独立行政法人通則法第46条の3第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準に従い算出した金額により払い戻しを受けた。 平成30年度：13,344円 令和元年度：183円 令和3年度：203円</p>	なし	予定なし	政策1 ④企業人材の確保と育成				
							(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
							経常利益	6,113,836	8,036,026	11,610,599
							当期純利益	1,755,309	3,794,345	1,563,804
			当期総利益 (前中期目標期間繰越積立金取崩後)	2,561,288	3,794,345	2,886,192				
	当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	資本金	91,673,799	91,786,907	93,953,627				
	354,940	330,796	資本合計 (純資産)	125,950,047	121,772,040	116,980,525				
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	503,800	487,088	467,922				
	問題なし	0.0004%	毀損率	52.30%	47.25%	41.45%				

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、高齢者等の雇用促進のための給付金の支給、高齢者等の雇用に関する事業主への相談・援助、高齢期の職業生活設計に必要な助言・指導、障害者職業センターの設置及び運営、障害者職業能力開発校の運営、障害者雇用納付金関係業務、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校等の設置及び運営、求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導、雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務及び譲渡等するまでの間の管理運営業務を行う団体である。岡山市は、前身団体から出資している。

当期純利益は直近3期連続で黒字計上、純資産残高も堅調に推移しており、問題とすべき毀損はない。

第 16 項 産業政策課

① 岡山県総合流通センター株式会社（出資先 No29）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係	
平成 2 年 11 月	岡山県総合流通センター株式会社は、岡山県・岡山市・早島町・当流通センター入居企業などが株主となって構成され、不動産業など、流通センター内での公益的営利事業を行う第三セクター（岡山県外郭団体）です。	当初に出資を行った日：平成 2 年 11 月 目的：岡山県総合流通センターは、流通機能の向上、道路交通の円滑化及び都市機能の維持増進を目的とした「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき岡山県により整備された流通業務団地である。 岡山県総合流通センター株式会社は、団地の入居企業が使用する公益施設「岡山流通会館」や福利厚生施設の運営等、入居企業の利便性向上を図る事業を行うことを目的として設立された第三セクターである。株主は岡山県、岡山市、早島町、入居企業等であり、同社の事業を安定的に実施することが入居企業の円滑な業務の実施や、岡山市の流通機能の向上等に資することから岡山市も出資している。	変更なし	なし	なし	政策 1 ③拠点性をいかした企業立地の推進	
			(単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度		令和元年度
			売上高	60,751	58,496		57,140
			経常損益	26,192	22,085		19,943
		当期純利益	16,349	13,771	12,161		
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	純資産	446,196	429,846	416,075	
	40,000,000	40,000,000	資本金	360,500	360,500	360,500	
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	49,528	47,713	46,184	
	問題なし	11.10%	毀損率	23.82%	19.28%	15.46%	

岡山県主導事業に関する応負担分の出資であり、岡山市の流通機能の向上という行政目的をもって出資された出資金である。事業内容としては岡山総合流通センター内の公益的施設である「岡山流通会館」の運営を行う不動産事業がメインの会社である。施設は老朽化しているようであるが、現状毎期利益を出しており、経営的にも問題のない第三セクターである。遊休化しているものの減損処理されていない施設や、顕在化しているものの引き当て処理されていないその他の多額の費用等も現状存在しないとのことである。

【株主権の行使について】

株主権については、議案につき委任状により行使していることを確認した。今年度は定例市議会の会期中に開催されたためにこのような措置とされたようであるが、決算報告書に関する決議については他の課のように直接総会に出席した上で議決権を行使することが望ましい。

【取締役の職務遂行について】

会社法第 370 条の規定により定款で定めた上で、取締役会を書面決議により適法に実施していることを確認した。

第 17 項 市街地整備課

- ① 岡山都市整備株式会社（出資先 No30）【外郭団体】
- ② 岡山都市開発株式会社（出資先 No31）【外郭団体】
- ③ 公益財団法人区画整理促進機構（出資先 No32）

① 岡山都市整備株式会社（出資先 No30）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和47年 6月14日	所在地：岡山市北区表町一丁目10番25号 設立：昭和47年6月14日 目的： 公共地下道又は公共地下駐車場で都市計画と発表されたものとあわせて設けられる地下街を建設及び管理すること。 路外駐車場を建設及び管理すること。 飲食物等の販売、その他歩行者又は駐車場利用者のサービス施設の運営を行うこと。 事業内容：中之町地下街の管理運営	岡山市域内の地域的特性に適合する土地の合理的利用と開発を図り、都市機能の維持増進と都市環境の整備改善に資するため、中之町と近接するバスステーション及び天満屋を一体的に活用する地下街を整備した。この地下街を取得し運営するために出資。	変更なし	0名	なし	政策2 ④高次都市機能の充実・強化
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			営業損益	△5,403	△5,578	△7,443
			経常損益	△5,403	△5,577	△7,443
			当期純損益	△5,570	△5,760	△7,626
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	資本金	12,500	12,500	12,500
	2,550,000	6,375,000	資本合計（純資産）	81,606	87,177	92,936
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	41,619	44,460	47,398
	問題なし	51.00%	毀損率	552.85%	597.41%	643.49%

天満屋から岡山ロツツへの連絡地下道及び店舗部分、機械室部分の管理運営を行っている。岡山ロツツの閉店によって、避難経路が1か所無くなり建築基準法を満たさなくなってしまうため、令和4年3月の株主総会にて会社の解散の決議を可決した。

出資者は岡山市のほか、天満屋、岡山商工会議所、表町商店街連合会が存在したが、残余財産は全て岡山市へ分配されることとなっている。残余財産の内、株式は「株式会社岡山シティエフエム」に対するものだが、岡山市では株式をそのまま保有する予定。

清算結了は令和5年3月を目途としている。今後は通路として岡山市が管理運営し、不審者の有無の監視や、シャッターの開け閉め等の業務を実施する予定である。

② 岡山都市開発株式会社（出資先 No31）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係				
平成14年 3月29日	所在地：岡山市北区駅元町14番1号 設立：平成14年4月8日 目的：公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与すること 事業内容： (1) 駐車場・駐輪場の整備、管理及び運営 (2) 建物及び設備の管理、運転、保守、点検、整備 (3) 不動産の売買、賃貸、仲介 (4) 飲食物、土産品の販売 (5) イベントの企画、運営 (6) 広告代理業務 (7) 損害保険代理業務 (8) 前各号に附帯関連する一切の事業	岡山市が施行した駅元町地区市街地再開発事業は、ひと・もの・情報が交流するコンベンションエリアを駅西地区に創り、都心活力の低下を指摘されていたこの地区を、岡山市の新しい賑わい拠点として再生しようとしたもので、第1工区にコンベンション施設と住宅を整備し、第2工区には商業施設、業務施設、ホテル、放送局、ミュージアムを整備するとともに、都心に不可欠な駐車場を整備した。この駐車場を取得し運営するために出資。	変更なし	0名	なし	政策2 ④高次都市機能の充実・強化				
							(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
							営業損益	△11,246	△21,399	27,064
							経常損益	△9,394	△19,849	28,600
							当期純損益	△9,570	△22,400	18,977
	当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	資本金	2,950,000	2,950,000	2,950,000				
	1,540,000,000	1,540,000,000	資本合計 (純資産)	3,117,098	3,126,667	3,149,068				
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	1,620,891	1,625,867	1,637,515				
	問題なし	52.00%	毀損率	5.25%	5.58%	6.33%				

岡山駅西口のリットシティビル地下の駐車場及びビル会議場の整備、管理及び運営を行っている。

岡山駅周辺の駐車場施設を確保するため、岡山市が一部を直接保有し管理運営する中で、岡山市が直接保有するには資金的に難しい部分については外郭団体に保有、管理及び運営を委託する形をとっている。出資の当初目的は駐車場の管理運営のためだったが、岡山駅西口の再開発事業の中で取得することとなった。

平成21年度監査において、当団体は「将来的に解散を検討すべき」と記載されていたが、現状において、団体は存在している。再開発事業の中で地権者の複雑な権利関係の整理、岡山駅西口の駐車場スペースの保持等のため、岡山都市開発株式会社の継続は必要であると考えられる。ただ、将来的には株式会社による管理運営ではなく、岡山市が直接駐車場の管理運営を引き継ぐことを目指すことも視野に入れる必要があると考えられる。

駐車場事業は利益率が低く、近年の新型コロナウイルスの影響による外出控えの為、令和2年から赤字計上となっているが、純資産は資本金が多額に存在することもあり、現状では潤沢に計上されている。令和元年度決算における駐車場収益が計上された場合には黒字計上されている。今後収益性を回復することが難しい状態が継続すれば、出資評価減が必要になる可能性もある。

③ 公益財団法人区画整理促進機構（出資先 No32）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係	
平成21年 5月12日	所在地：東京都千代田区二番町12-12 B.D.A.二番町ビル2階 沿革： 平成3年8月 建設大臣設立許可 平成5年6月 民間事業者研究会設立 平成10年 街なか再生全国支援センター設置 平成16年 事業化支援業務を開始 平成24年 民間事業者包括委託支援業務を開始 平成25年4月 公益財団法人に移行 目的：土地区画整理事業の実施及び土地区画整理事業を活用したまちづくり（以下「区画整理によるまちづくり」という。）に当たり、合意形成を踏まえた円滑な事業の着手、事業の効率的な実施及びまちの熟成並びに事業資金の確保等に関して支援及び調査研究等を行い、区画整理によるまちづくりの推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること	本市が政令指定都市に移行した際に当該機構から出捐依頼があり、他の政令指定都市と同様の出捐を行ったもの。	変更なし	なし	予定なし	政策5 ①活力ある拠点の形成と適正な土地利用の推進	
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度		令和元年度
			経常収益	109,975	104,404		107,993
			当期経常増減額	10,481	5,933		△6,455
		当期一般正味財産増減額	4,474	5,933	△6,455		
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	指定正味財産	350,000	350,000	350,000	
	10,000,000	10,000,000	正味財産合計	2,628,564	2,624,090	2,618,157	
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	78,857	78,723	78,545	
	問題なし	3.00%	毀損率	688.57%	687.23%	685.45%	

土地区画整理事業の実施及び土地区画整理事業を活用したまちづくりのための事業アドバイスを実施している。出資の経緯は岡山市が政令指定都市へ移行した際に必要となったため出捐を実施したものの。

第 18 項 市場事業部

- ① 岡山市場冷蔵株式会社（出資先 No33）【外郭団体】
- ② 岡山花き精算株式会社（出資先 No34）
- ③ 岡山水産物精算株式会社（出資先 No35）

① 岡山市場冷蔵株式会社（出資先 No33）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和58年 2月	所在地：岡山市南区市場一丁目1番地 設立：昭和58年2月12日 目的：中央卸売市場移設の際に岡山市が設置した大型冷蔵庫について、その管理・運営を行うノウハウを持つ市内の冷凍事業協同組合員と補完しあいながら市場の大型冷蔵庫を運営するため、市と共同出資の形で設立された 事業内容：冷蔵倉庫事業、氷の販売事業	冷蔵・冷凍冷蔵庫の保管・荷役を通じて、市場で扱う生鮮食品の円滑な物流に寄与し、食品流通の中核的な拠点として当市場の生鮮食品の安定供給を確保するため、新冷蔵庫の管理運営について開設者と市内既存の民間倉庫会社の10社において第3セクター方式の会社を設立した。	変更なし	0人	なし	政策3 ③地産地消で市民が支え誇れる農業都市づくり
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			営業損益	115	7,200	6,951
			経常損益	1,495	8,357	6,938
			当期純損益	1,323	8,174	6,765
	当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	資本金	15,000	15,000	15,000
	当初出資金額不明	5,000,000	資本合計 (純資産)	41,629	40,307	32,132
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	13,738	13,301	10,604
	問題なし	33.00%	毀損率	174.75%	166.02%	112.07%

中央卸売市場において岡山市が設置した冷蔵庫棟についてその管理運営を行っている。平成21年度の包括外部監査において、岡山市場冷蔵株式会社への出資につき、「株式の売却による岡山市の関与の解消」を推奨されていたが、現状において、出資を継続している。このことにつき担当部に質問を実施したところ、市場の冷蔵技術の向上、市場内での運営によるノウハウの必要性及び今後の設備運用と老朽化への対応等の必要性を鑑み、出資を継続している他の回答を得た。

上記につき、市場における岡山市場冷蔵株式会社の重要性は高く、岡山市が経営に関与することが経営を安定化させることにつながると考えられる。

経常損益は黒字体質で推移しており、純資産も潤沢に計上されている。

② 岡山花き精算株式会社（出資先 No34）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和57年 10月	所在地：岡山市南区市場1丁目1番地 設立：昭和57年10月2日 目的： 次の事業を営むこと 1. 岡山市中央卸売市場における業者間の売買代金の精算業務 2. 前号に付随する転貸融資業務 3. 前各号に付随関連する一切の業務	仲卸業者及び売買参加者の買受代金の代金決済を円滑に行うため、市が資本参加して精算会社を設立した。	変更なし	0人	予定なし	政策3 ③地産地消で市民が支え誇れる農業都市づくり
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			営業損益	△110	△163	△12
			経常損益	633	242	312
			当期純損益	421	118	241
	当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	資本金	10,000	10,000	10,000
	2,400,000	2,400,000	資本合計 (純資産)	62,831	62,710	62,892
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	15,080	15,050	15,094
	問題なし	24.00%	毀損率	528.31%	527.10%	528.92%

卸売市場において、生産者、仲介者及び卸売業者間の資金決済の期間差を解消するための精算会社を営んでいる。精算会社の代金決済の円滑化を目的として出資を実施している。

平成21年度の包括外部監査において、岡山花き精算株式会社への出資につき、「株式の売却による岡山市の関与の解消」を推奨されていたが、現状において、出資を継続している。このことにつき担当部に質問を実施したところ、卸売市場の経由率は低下してきてはいるものの、まだ卸売市場を起点とした流通市場の確保は岡山市民にとっても重要であること、岡山花き精算株式会社の金融機関に対する信用付与の面から岡山市が出資者として関係を継続することに大きな意味があることから、出資を継続しているとの回答を得ている。

上記につき、市場における岡山花き精算株式会社の重要性は高く、岡山市が経営に関与することが経営を安定化させることにつながると考えられる。

営業損益はマイナスで推移するも、雑収入の計上により、経常収益は黒字にて推移している。純資産も潤沢に計上されている。

③ 岡山水産物精算株式会社（出資先 No35）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和58年 1月	所在地：岡山市南区市場1丁目1番地 設立：昭和58年1月 目的：「市民の台所」である岡山市中央卸売市場において毎日大量に発生する売買取引の代金決済を円滑に行うため 事業内容：岡山市中央卸売市場水産物部における売買取引の精算業務	目的：仲卸業者及び売買参加者の買受代金の代金決済を円滑に行うため、市が資本参加して精算会社を設立した。 (その他関係業者、中国銀行が出資。)	変更なし	0人	予定なし	政策3 ③地産地消で市民が支え誇れる農業都市づくり
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			営業損益	△417	301	△5,139
			経常損益	489	1,382	△3,677
			当期純損益	398	1,151	△1,531
	当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	資本金	10,000	10,000	10,000
	2,000,000	2,000,000	資本合計 (純資産)	132,270	131,871	130,721
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	26,454	26,374	26,144
	問題なし	20.00%	毀損率	1222.70%	1218.71%	1207.21%

前述の岡山花き精算株式会社と同様に、卸売市場において、生産者、仲介者及び卸売業者間の資金決済の期間差を解消するための精算会社を営んでいる。

上記につき、市場における岡山水産物精算株式会社の重要性は高く、岡山市が経営に関与することが経営を安定化させることにつながると考えられる。

令和元年度の収支は営業損益、経常損益ともにマイナスとなっている。売上高が大きく計上できたものの、人件費、修繕費、及び不動産賃借料が大きく発生したため、マイナスとなっていたが、令和2年度以降は、売上高が減少したものの、修繕費及び不動産賃借料が減少したことによって、経常損益上は黒字にて推移している。純資産は潤沢に計上されている。

第 19 項 政策企画課

- ① 一般財団法人吉井川水源地域対策基金（出資先 No36）【外郭団体】
- ② 岡山県広域水道企業団（一部事務組合）（出資先 No37）
- ③ 一般財団法人地域活性化センター（出資先 No38）
- ④ 一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）（出資先 No39）

① 一般財団法人吉井川水源地域対策基金（出資先 No36）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係		
昭和54年 6月20日	昭和54年4月に「財団法人吉井川水源地域対策基金」を設立 公益法人制度改革に伴い、平成25年10月に一般財団法人へ移行	吉井川水系におけるダム等の建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策と水没関係地域の振興対策に必要な資金の貸付、交付等の援助及び調査を行うことにより、当該ダム等の建設促進、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の発展に資するため。	変更なし	なし	種別、目的：吉井川水源地域対策負担金 金額：4,291,000円（R3年度）	政策23 ①総合的な浸水対策の推進 政策23 ④ライフラインの計画的な整備・管理		
			(単位：千円)	令和3年度			令和2年度	令和元年度
			経常収益	32,883			36,138	39,767
			当期経常増減額	△3,056			△3,868	△6,793
			一般正味財産増減額	△3,056			△3,868	△6,793
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	正味財産	68,952	72,008	75,875		
	34,695,000	34,695,000	指定正味財産	0	0	0		
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	22,616	23,619	24,887		
	令和2年度で評価損の検討が必要な状況であったが、それが実施されていない。	32.80%	毀損率	△34.81%	△31.93%	△28.27%		

吉井川水系におけるダム建設に伴う水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の発展に資することを主たる目的とした外郭団体であり、平成21年度の外郭団体をテーマとした監査においても団体の事業活動内容より存続で問題ないとされた団体である。

団体の経常収益のほぼ100%が関係地方自治体からの負担金である。水没関係住民の生活再建対策と水没関係地域の振興対策は、事業が終わり関連する起債の償還が終了次第清算を予定している。

団体は基本財産を定めておらず、すべて一般正味財産として計上している。これについて、定款第41条において、「公益法人・国または地方公共団体に贈与する」とあることから、事業終了時において残余財産に対する発言権が認められると考えられるため、引き続き出資による権利として扱うことについては、問題はないと考えられる。

その金額に基づき岡山市において執行されていることを確認した。

尚、出資については令和7年度が最終であり、それ以降の出資は計画されていない。

【負担金について】

負担金は、一般会計から繰り出したような形で拠出されているが、財源は水道会計の水道料金収入であり、一般会計を通して支出しているものの、総務省の通知に基づく措置を要請されるような負担金の拠出はない。

令和3年度の負担金を検証した結果、岡山県広域水道企業団規約に基づいて適切に算定され、その金額に基づき岡山市において執行されていることを確認した。

【経営上の問題点】

經常収支比率は毎年悪化しており、累積欠損比率が年々増加している。団体はもともと平成5年より共用開始したということもあり、施設利用の低さ（40%程度）を問題としていたのであるが、これについては60%超となり類似団体の平均値を上回るまで改善している。しかしながら、ここまで利用率を上昇させても、料金回収率が100%を下回っており、これを最低限100%以上としない限りは持続性のある事業を実施する団体とは評価できない。

経営状況について、出資団体の総体的な見解としては、団体に要請される『PDCA』及び『5カ年計画』で経営努力しているが、減価償却費が大きいため、料金回収率が低い。ただし、資金収支見込をもとに資金ベースで見ると持続性が高いものと判断し料金を引き上げないよう努力している、とのことである。

団体は、水道水の卸事業だけを行っており、運営コストのかかる各家庭への供給事業部分は行っていないことを考えると、現状の料金は卸値としては妥当な金額であると考えられる。そのような中にあるのは、引き続き団体側の経営努力が望まれる。この点以下で確認する。

【PDCA体制について】

現状前期中期計画が終了し次期中期計画（令和4～23年度までの20年間）を策定実施中である。同時に短期計画についても策定実施されている（令和4～8年度までの5年間）。また、これとは別に条例で半期ごとの業況報告を行うことが必要となっており（岡山県広域水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例第8条第1項）、地方自治法に基づき、決算数値を議会の認定に付す体制も整っている（地方自治法第233条第3項）。

【短期5年計画】

水道用水供給事業会計決算書より直近5年の短期経営計画期間の予実対比を実施する。

※計画数値は条例に基づく報告の予算を、実績数値は決算書を用いるが、調査時点では令和3年度の決算が公表されていなかったため、比較期間としては（平成28年度～令和2年度までの5ヵ年とする）。

(千円)		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	計画期間累計
営業収益	計画	4,919,498	4,850,269	4,806,963	4,811,553	4,792,526	24,180,809
	実績	4,938,221	4,854,892	4,799,331	4,817,268	4,803,792	24,213,504
	差異	18,723	4,623	△ 7,632	5,715	11,266	32,695
営業費用	計画	6,968,043	6,765,793	7,009,556	6,719,560	6,651,258	34,114,210
	実績	6,830,765	6,692,400	6,943,253	6,656,586	6,559,711	33,682,715
	差異	137,278	73,393	66,303	62,974	91,547	431,495
営業損益	計画	△ 2,048,545	△ 1,915,524	△ 2,202,593	△ 1,908,007	△ 1,858,732	△ 9,933,401
	実績	△ 1,892,544	△ 1,837,508	△ 2,143,922	△ 1,839,318	△ 1,755,919	△ 9,469,211
	差異	156,001	78,016	58,671	68,689	102,813	464,190

確認すると営業収益はほぼ達成、営業費用についてはPDCA体制の下管理が行われ、良好な結果を出しており、結果としての営業損益について計画累計期間を通じた累計期間において、計画対比という視点からではあるが非常に好ましい結果を上げている。

【供給単価及び原価の状況】

(円/m ³)	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
給水単価	123.8	123.8	124.6	124.3	123.5
給水原価	149.1	157	156.7	164.8	157.6
差異	△ 25.3	△ 33.2	△ 32.1	△ 40.5	△ 34.1
料金回収率	83.0%	78.9%	79.5%	75.4%	78.4%

前述したようなPDCA体制及び5ヵ年計画の実施という、弛まぬ経営努力の結果、直近5ヵ年は改善傾向で推移している。引き続き、料金回収率100%を目指して団体の指導に努めていただきたいと思います。

【令和4年度からの次期中期事業計画】

現在進行中の中期事業計画における財政収支見通しを確認すると、料金据置を前提として作成されており、流域人口減少により収益は減少傾向という現実的な収入見込みと

なっている。

また令和8年度より償却費負担が4億円程度減少するなどして、令和14年度より営業利益が出る状況を見込んでいる。

中期事業計画では、施設設備について需要水量に基づく見直しが行われ、既存設備についても耐用年数やメンテナンス周期などをふまえた更新・修繕計画となっている。このような結果として、中期事業計画では令和14年度より修繕費が減少するという前提の下で計画されているため、計画達成のためには、引き続き経費面のコントロールを達成する必要がある。

岡山市としては、水道事業の一部を一部事務組合が担い、直近での負担金の拠出が19,224千円（令和3年度）に抑えられているため、その点、現状は事業メリットを享受している事業であると言える。しかしながら、経営状況については、このような状況であるため、有効なPDCA体制を引き続き行い、中期事業計画に沿って自主独立した団体として持続性のある事業とするよう引き続き指導に努めていく必要がある。

③ 一般財団法人地域活性化センター（出資先 No38）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係		
昭和60年 10月1日	昭和60年10月に全国の地方公共団体と多くの民間企業が会員となって設立。 平成25年4月に一般財団法人へ移行。	活力あふれ個性豊かな地域社会を実現するため、ひとづくり、まちづくり等地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与すること。	変更なし	なし	種別・目的：地域活性化センター会費 金額：900,000円（R3年度）	政策5 ②周辺地域の活性化と交流の促進		
			(単位：千円)	令和3年度			令和2年度	令和元年度
			経常収益	732,616			682,832	777,726
			当期経常増減額	41,315			54,968	62,775
			一般正味財産増減額	37,888			54,920	62,775
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	正味財産	4,382,505	4,344,618	4,289,698		
	350,000	5,000,000	指定正味財産	3,052,920	3,052,920	3,052,920		
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	7,889	7,820	7,721		
	問題なし	0.18%	毀損率	57.77%	56.41%	54.43%		

地域おこし協力隊など、地域活性化を事業目的としている総務省主体の全国組織の団体である。

④ 一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）（出資先 No39）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係	
平成22年 2月26日	昭和63年12月21日、自治大臣（現：総務大臣）の許可を得て、都道府県、政令指定都市の出捐による財団法人として発足	地方自治体の充実強化のため、地方公共団体との緊密な連携の下に、民間能力を活用した地域の総合的な振興及び整備に資する業務を行うとともに、地方公共団体が実施する長期資金の融資業務を支援することにより、地域における民間事業活動等の積極的展開を図り、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与すること。	変更なし	なし	なし	政策1 ③拠点性をいかした企業立地の推進 政策1 ④企業人材の確保と育成	
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度		令和元年度
			経常収益	434,366	441,290		473,745
			当期経常増減額	△86,437	△79,531		△61,349
			一般正味財産増減額	△86,437	△79,531		△61,636
当初出資額（円）	現在の出資額（円）	正味財産	11,342,649	11,429,086	11,508,616		
50,000,000	50,000,000	指定正味財産	10,750,000	10,750,000	10,750,000		
評価損の検討	現状出資割合	実質持分	53,310	53,717	54,090		
問題なし	0.47%	毀損率	6.62%	7.43%	8.18%		

地域振興を金融面から支えることを企図した事業を行う総務省主体の全国組織の団体である。

第 20 項 生活安全課

① 公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター（出資先 No40）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成 4 年 5 月 18 日	岡山県民の暴力団排除意識の高揚、行政、地域及び職域における暴力団排除活動の支援等を行い、住みよい社会づくりの実現に寄与することを目的に設立された公益財団法人で暴力団排除組織の中核として暴力のない明るい社会の実現を目指して活動しています。	当初出捐日：平成 4 年 5 月 18 日 (支出負担行為日) 目的：岡山県暴力追放運動推進センターの基本財産への寄付金 当初金額：27,006,000円	変更なし	なし	なし	政策25 ①地域防犯力の強化と交通安全対策の推進
			(単位：千円)	令和 2 年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	45,794	45,570	45,866
			当期経常増減額	△23,820	△39,566	1,576
			一般正味財産増減額	△23,820	△39,566	1,562
	当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	正味財産	1,760,556	1,784,376	1,823,942
	27,006,000	80,541,000	指定正味財産	1,492,448	1,492,448	1,492,448
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	95,422	96,713	98,858
	問題なし	5.42%	毀損率	18.48%	20.08%	22.74%

岡山県の暴力団追放活動の中核を担う団体に対しての基本財産となることを目途とした出捐金である。指定正味財産は基本財産として運用されて取り崩されておらず、当初の出捐計画に基づいて適正に運用・運営されている。

出捐金額が当初の出資金額より 3 倍程度となっているが、これは県内市町村との協議により 3 年計画で団体の基本財産を 2 億円とするという出捐計画通りの出捐を行ったためである。

第 21 項 地域包括ケア推進課

① 公益財団法人岡山市シルバー人材センター（出資先 No41）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和53年 9月20日	所在地：岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 設立：昭和53年9月11日 目的：定年退職者等の高齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与すること	財団法人岡山市高齢者福祉事業団（現：公益財団法人岡山市シルバー人材センター）を設立するため	変更なし	元市職員：常勤2名、非常勤2名	種別：岡山市シルバー人材センター運営費補助金 目的：定年退職後等の高齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や高齢者の社会参加の促進を図るとともに、年金の支給開始年齢引上げ等の社会制度改革に円滑に対応することを目的とし、高齢者就業機会確保事業推進のため 金額：27,820,000円（R3年度） 資料：岡山市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱、補助金等交付申請書（R3.4.1）	政策20 ②いきいきと活躍できる生涯現役社会づくり
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			経常収益	794,541	790,157	781,342
			当期経常増減額	58,143	64,463	41,412
			当期一般正味財産増減額	58,143	64,463	31,423
	昭和53年～57年にかけて10,000,000円ずつ合計50,000,000円出資。回答書は当初出資として50,000,000と回答。					
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	指定正味財産	51,000	51,000	51,000
	10,000,000	50,000,000	正味財産合計	262,356	204,213	139,750
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	257,109	200,129	136,955
	問題なし	98.00%	毀損率	414.22%	300.26%	173.91%

定年退職者等に対して臨時的かつ短期的な就業等の就業の機会を確保し、高齢者の社会参加の推進を図るとともに高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを行っている。岡山市においては設立時より5年間にわたって定額の出資を実施し、総額で5千万円の出資を行っている。

令和3年度の公益財団法人岡山市シルバー人材センターの正味財産は令和元年度と比して1億円以上増加しており、現在は正味財産が大幅に増加している状況にある。ここで、経常増減額も令和2年度及び令和3年度において5千万円を上回っているにも関わらず、岡山市から令和3年度においては27百万円の補助金が支払われている。

公益財団法人では利益計上が目的とされていないにもかかわらず、大幅な利益計上につながる補助金を岡山市から支払っていることにつき、担当課へ質問を実施したところ、補助金は収益に関わらず、業務に要する経費に対し予算の範囲内で交付している。また、利益は本来法人が確保しておくべき、財政運営資金等の特定資産として積み立てられており、補助金がなくては、安定した経営は難しいとのことである。

また、公益財団法人岡山市シルバー人材センターでは業務を個人へ委託しているが、

受託する個人が適格請求書発行事業者とはならないことが予想される。このため、今後仕入税額控除を計上できないことによって5千万円程度消費税要納付額が増加することが見込まれている。インボイス制度の導入により、前述した黒字体質で推移していた法人が岡山市からの補助金なしでは赤字体質となることが懸念されるため、今後の消費税の制度設計等に留意しつつ、税額の低減措置等を含め、公益財団法人岡山市シルバー人材センターの出資額が毀損しないための方策につき、具体的に検討していくことが必要になると考えられる。

【意見7】

インボイス制度施行後に公益財団法人岡山市シルバー人材センターにおいてどのように事業を継続していくかについて検討していくことが必要と考えられる。

第 22 項 庭園都市推進課

- ① 公益財団法人リバーフロント研究所（出資先 No42）
- ② 公益財団法人岡山市公園協会（出資先 No43）【外郭団体】

① 公益財団法人リバーフロント研究所（出資先 No42）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和63年 8月29日	名称：公益財団法人リバーフロント研究所 所在地：〒104-0033東京都中央区新川1丁目17番24号 NMF茅場町ビル7階 設立年月日：昭和62年9月1日 基本財産：542,300千円 目的：水辺空間及び水循環系に関し、低炭素社会形成に資する流域水循環管理、災害に対してしなやかで強靱な流域形成、生態系サービスを享受する流域社会構築等 について調査、研究及び技術開発を実施し、その成果を広く社会に活用することにより、国土の利用、整備及び保全並びに水資源の利用、保全を促進し、公共の福祉を増進すること 事業：以下に関する調査、研究及び技術開発 ・水辺空間における環境目標、生態系の機構解明、環境の経済価値、気候変動の影響等の基本的課題 ・低炭素社会形成に資する流域水循環管理 ・災害に対してしなやかで強靱な流域形成 ・生態系サービスを享受する流域社会構築 ・上記の施策、制度にかかる意識共有、合意形成 ・上記に関する情報提供、提言、指導、企画立案及び国際協力 ・その他上記事業を達成するために必要な事業	百間川河川敷環境整備等水辺空間に関する住民要望が高まっており、同センターの活用により、より質の高い水辺空間の想像が可能になるため。	変更なし	なし	なし	政策7 ②水と緑あふれる憩いの空間づくり
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			経常収益	465,042	568,970	523,578
			当期経常増減額	△81,458	11,869	△16,068
			当期一般正味財産増減額	△81,458	11,869	△16,068
当初出資額（円）	現在の出資額（円）	指定正味財産	0	0	0	
2,500,000	2,500,000	正味財産合計	1,521,542	1,603,000	1,591,131	
評価額の検討	現状出資割合	実質持分	6,999	7,374	7,319	
問題なし	0.46%	毀損率	179.96%	194.95%	192.77%	

河川の環境や生態系、水辺のまちづくり等について研究している。百間川河川敷環境設備整備等のより質の高い水辺空間の創造を可能にするために出資を行っている。

正味財産の合計額も 16 億円程度で堅調に推移しており、大きな損失も計上されていないことから、出資額の評価に大きな影響はないと判断している。

② 公益財団法人岡山市公園協会（出資先 No43）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和57年 11月4日	所在地：岡山市北区大供1丁目1番1号 設立：昭和57年10月28日 (平成25年4月1日 名称変更) 基本財産：114,000千円 目的：岡山市の公園緑地事業及び緑化推進事業の発展振興を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること 事業：(公益目的事業) ・都市緑化事業基金の造成、管理及び運用による都市緑化助成や普及・啓発を通じた緑化推進を目的とする事業 ・指定管理制度等による公共施設の管理及び運営等に関する事業 ・上記2点にかかる都市公園等における調査研究、利用促進に関する事業 (その他の事業) ・上記3点に関する附帯事業の経営 ・その他上記に掲げる事業に関連する事業	【基本財産】 公園緑地事業の発展、振興、啓発を促進し、進んで岡山市の公園行政に協力し、その発展に寄与するための健全な公益実施機関として、岡山市公園協会を設置するため。 ※下記当初出資額及び現在出資額は基本財産分のみ入力 【緑化基金】 539,466 出捐金2,000万円 R4.3.31現在132,135,869円 岡山市の公園緑地事業及び緑化推進事業の発展振興を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること 「岡山市緑化基金」を管理、運用している岡山市公園協会に支出しているもの。	変更なし	元職員：7名 (常勤理事1名、一般職員2名、パート4名)	種別：緑化普及事業負担金 目的：岡山市における緑化の推進と市民緑化の普及 金額：659,519円 (R3年度) 資料：緑化推進事業に関する協定書、緑化推進事業実績報告書 種別：岡山市指定管理業務継続支援金 目的：新型コロナウイルス感染症の感染拡大の下、公共施設の安定的で適切な管理運営を行うこと 金額：18,760,000円 (R3年度) 資料：令和3年度岡山市指定管理業務継続支援金交付要綱、令和3年度岡山市指定管理業務継続支援金決定確定通知書	政策7 ②水と緑あふれる憩いの空間づくり
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	588,063	602,108	614,909
			当期経常増減額	4,073	1,649	2,498
			当期一般正味財産増減額	2,522	597	1,792
	当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	指定正味財産	364,096	363,925	363,649
	5,000,000	57,000,000	正味財産合計	656,155	653,463	652,589
	評価額の検討	現状出資割合	実質持分	104,985	104,554	104,414
	問題なし	16.00%	毀損率	84.18%	83.43%	83.18%

岡山市の公園緑地事業及び緑化推進事業の発展振興を図っている。公益目的事業として、都市緑化事業基金の造成、管理及び運用による都市緑化助成や普及・啓発を通じた緑化推進を図ること、指定管理制度等による公共施設の管理及び運営等を行う事、その他の事業を実施している。公園設備は基本的に岡山市が保有しており、管理運営を受託している。岡山市は昭和59年に出捐を実施している。

正味財産、経常増減額ともに、余裕をもって推移している。

岡山市が公表している、令和2年度の統一的な基準による財務書類等の附属明細書中の投資及び出資金の明細において、公益財団法人岡山市公園協会に対する出資額は189百万円と記載されている。ただ、公益財団法人岡山市公園協会における令和2年3月31日時点貸借対照表において、法人会計上の基本財産は114百万円であり、指定正味財産は57百万円で計上されている。

担当課へ質問を実施したところ、担当課においても出捐金と認識している範囲は57百万円であり、統一的な基準による財務書類等の附属明細書上の出資額とは異なるとの回

答を得ている。岡山市が外郭団体へ支出した金銭についてはそれが出捐金、負担金、寄附及びその他の内、いずれに該当するかを共通認識として持っておくことが必要と考えられる（『2章3部5節 指摘2』参照）。

上記より、統一的な基準による財務書類等の附属明細書上の出資額の修正が必要であり、今後は担当課、財政課及び出資先との間で出資額について定期的に確認を行う等の施策を実施することが望ましいと考えられる。

第 23 項 道路港湾管理課

① 岡山港埠頭開発株式会社（出資先 No44）【外郭団体】

② 株式会社岡山会館（出資先 No45）

① 岡山港埠頭開発株式会社（出資先 No44）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和42年 6月1日	所在地：岡山市南区築港元町8-50 設立：昭和42年6月2日 目的： 継続的な岡山港の発展のため、岡山市が関係する各社の力を結集し、港湾管理者である県と協調してその推進を図る目的で当社が設立された。 事業内容： (1) 船舶乗組員又は、港湾労働者の休憩所等福利施設の設置とその運営管理 (2) 上屋施設管理 (3) 船舶給水施設管理 (4) 共同事務所の建設及び運営管理 (5) その他埠頭施設の建設及び運営管理 (6) 岡山港港湾施設の管理運営及び料金の徴収等の受託 (7) (1)～(6)までの業務に付帯する事業	臨港工業地区の造成、岡山港の整備を促進し、もって岡南地区の開発を図り、本市を中心とした地方産業文化の進展に寄与することを目的に設立し、港湾管理者である県と協調して、船舶用給水、荷役施設、賃貸事務所、船員・作業員の休憩所等の管理などの業務を行う管理会社の設立のため。	<追加出資> 昭和49年11月30日 当該会社の増資に伴う出資（詳細不明） 300万円	2人 1名都市整備局長 取締役 1名職員 監査役	なし	政策5 ①活力ある拠点の形成と適正な土地利用の推進
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			営業損益	21,775	21,719	20,816
			経常損益	21,899	21,940	20,944
			当期純損益	15,173	15,168	14,502
	当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	資本金	22,000	22,000	22,000
	4,000,000	7,000,000	資本合計 (純資産)	223,513	210,540	197,571
	評価額の検討	現状出資割合	実質持分	71,524	67,373	63,223
	問題なし	32.00%	毀損率	921.77%	862.47%	803.18%

岡山県の管理港湾である岡山港の管理指定者となっている。また、法人独自で保有している施設の管理運営も行っている。岡山県と協調して、船舶用給水、荷役施設、賃貸事務所、船員・作業員の休憩所等の管理などの業務を行う管理会社の設立のため昭和42年設立時に岡山市より出資を行っている。

昭和42年設立時とは別に、昭和49年に岡山港埠頭開発株式会社の増資に伴い、追加出資を実施している。

岡山市は株主としての株主総会への出席及び議決権行使を実施している。また、都市整備局長が取締役に就任しており、取締役会に出席している。

平成21年度監査において、「株式の売却による岡山市の関与の解消」が記載されているが、岡山港埠頭開発株式会社との関係は継続している。担当課へ質問を実施したところ、岡山臨港地区への企業誘致の際の岡山市の発言力の確保と岡山市が関与して港湾の

管理を実施しているという事実に基づく信頼性の確保のため、関係を継続しているとのことである。これについて、出資の継続にある程度の必要性が認められると考える。

ただ、今後岡山港埠頭開発株式会社における埠頭開発の必要性が低下していく場合には、平成 21 年度監査における「株式の売却による岡山市の関与の解消」を視野に入れるべきと考える。

野積場使用料の増加を主な要因として令和元年度から令和 3 年度までの売上高は全体として増加しており、最終利益も堅調に推移している状況にある。

② 株式会社岡山会館（出資先 No45）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和31年 1月31日 昭和31年 10月31日	岡山市・岡山県・地元企業が出資した株式会社 昭和36年 岡山会館ビル（現成通岡山ビル）建設	本市が国鉄と交渉して、地下道を新設すること、駅前広場下の利用の承認を得ること、道路向こう側に本市の表玄関にふさわしい総合ビルの建設が必要であることから広場・ビルの建設・管理会社の設立のため	<追加出資> 昭和34年 1月27日 △900万円減資（資本金を10分の1に減少） <配当額> 昭和47年度～平成3年度 株主配当額計192万円 <出資先状況> 平成13年10月 岡山県市町村税整理組合・岡山市・（株）整理回収機構による不動産差押 平成16年3月 休業届出以降 休業中（実質破綻状況）	なし	予定なし	政策30 ①健全で持続可能な財政運営
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			営業損益			
			経常損益	休業中。決算書入手なし		
			当期純損益			
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	資本金			
	10,000,000	1,000,000	資本合計（純資産）			
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分			
			毀損率			

現在休眠会社となっている。平成 13 年に岡山県市町村税整理組合、岡山市、株式会社整理回収機構により、不動産差押が行われ、平成 16 年負債額が 60 億円となった状況において休業届出が出されており、現在実質破綻している。みなし解散とならないための登記のみ実施しているが、事業活動を実施しておらず、再開の目処も立っていない状況にある

株式会社としての解散を実施すべきと考えられるが、他の債権者の中に、解散を拒むものがあり、手続が途中で止まったままとなっている。岡山市の財務諸表上では評価減実施済みである。

第 24 項 農林水産課

- ① 一般財団法人岡山市水産協会（出資先 No46）【外郭団体】
- ② 岡山県農業信用基金協会（出資先 No47）
- ③ 岡山県漁業信用基金協会（出資先 No48）
- ④ 公益財団法人おかやまの森整備公社（出資先 No49）
- ⑤ 公益社団法人岡山県野菜生産安定協会（出資先 No50）
- ⑥ 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（出資先 No51）
- ⑦ 公益財団法人岡山県林業振興基金（出資先 No52）
- ⑧ 岡山森林組合（出資先 No53）
- ⑨ 有限会社サウスヴィレッジ（出資先 No54）

① 一般財団法人岡山市水産協会（出資先 No46）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成 4 年 12 月 7 日	所在地：岡山市北区丸の内 1 丁目 9 番 6 号 設立：平成 4 年 11 月 27 日 目的：岡山市地先及び周辺の海域における、栽培漁業の推進、漁場の環境保全等に必要の事業を行うことにより、岡山市の水産業の維持増大と漁業経営の安定等を図り、水産業の振興に寄与すること 事業内容： (1) 栽培漁業の推進に関する事業 (2) 漁場の環境保全に関する事業 (3) 漁業振興に関する研修会の開催及び普及啓発活動に関する事業 (4) 漁業後継者の育成に関する事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	岡山市水産業の維持増大と漁業経営の安定化を図る	変更なし	0 人 役員： 評議員 副市長 理事 農林水産部長 監事 農林水産課長	なし	政策 3 ④森林の活用と水産業の振興
			(単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
			経常収益	3,900	3,898	3,907
			当期経常増減額	△833	173	△1,026
			当期一般正味財産増減額	△833	173	△1,026
当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	一般正味財産 (*)	265,002	265,835	265,662	
230,000,000	230,000,000	正味財産合計	265,002	265,835	265,662	
評価損の検討	現状出資割合	実質持分	230,551	231,276	231,126	
問題なし	87.00%	毀損率	0.24%	0.55%	0.49%	

(*) 指定正味財産の計上がないため、一般正味財産を記載

岡山市水産協会は、栽培漁業の推進に関する事業、漁場の環境保全に関する事業、漁業振興に関する研修会の開催及び普及啓発活動に関する事業、漁業後継者の育成に関する事業、その他この法人の目的を達成するために必要な事業を営む団体であり、岡山市は、岡山市水産業の維持増大と漁業経営の安定化を図ることを目的として出資している。

平成 21 年度の包括外部監査において、「出資の引揚げによる岡山市の関与の解消」を記載されていたが、現状において、出資関係が継続している。このことにつき、担当課へ質問を実施したところ、一般社団法人岡山市水産協会の安定経営を持続していくためには、岡山市の関与による資産管理が不可欠との考え方によるものであると回答を得た。

直近 3 年では、当期経常増減額が赤字の年があるものの、正味財産合計額は堅調に推移しており、問題とすべき毀損はない。

② 岡山県農業信用基金協会（出資先 No47）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和37年 11月15日	所在地：岡山市北区階屋町9番18の401号（農業会館4階） 設立：昭和37年3月23日 目的：農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を担保することにより、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資すること	農業信用保証保険法に基づき、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を担保することにより、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資すること。	変更なし	0人	予定なし	政策3 ①意欲ある農業者による多様な生産の選択と拡大
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			事業損益	266,255	265,464	260,542
			経常損益	227,972	68,260	185,282
			当期純損益	233,101	76,154	222,269
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	資本金	2,819,490	2,821,360	2,821,120
	1,240,000	28,650,000	資本合計（純資産）	5,749,887	5,518,636	5,442,241
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	57,499	55,186	54,422
	問題なし	1.00%	毀損率	100.69%	92.62%	89.96%

岡山県農業信用基金協会は、農業信用保証保険法に基づいて、岡山県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等の出資により設立された法人で、岡山県内において債務保証業務を行う公的な保証機関である。岡山市は、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的として出資している。

平成 30 年度から令和 2 年度において、経常損益は 3 期連続で黒字計上であり、純資産も堅調に推移しており、問題とすべき毀損はない。

③ 岡山県漁業信用基金協会（出資先 No48）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和42年 5月8日	所在地：岡山市北区内山下2丁目11番18号 ※全国漁業信用基金協会 設立：平成29年（2017年）4月3日 （当協会（全国漁業信用基金協会岡山支所）を含む全国19協会が合併し設立） 経営理念：中小漁業者等の信用力を補完し、経営に必要な資金の融通を円滑にすることにより、水産業の振興を図るとともに、漁村地域の発展に寄与する 岡山支所役員： 平田 晋也（理事）（岡山県水産振興協会副理事長） 萱野 泰久（監事）	中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ること。	変更なし	0人	予定なし	政策3 ④森林の活用と水産業の振興
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			事業損益	△5,507	△7,656	△7,210
			経常損益	2,579	△737	△681
			当期純損益	2,579	599	△561
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	出資金	141,600	140,150	133,200
	50,000	1,600,000	資本合計（純資産）	408,940	393,379	400,324
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	4,089	3,934	4,003
	問題なし	1.00%	毀損率	155.59%	145.86%	150.20%

岡山県漁業信用基金協会は、中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として、岡山市が出資している団体である。

平成30年度では最終赤字であるものの、令和元年度及び令和2年度では黒字化、純資産も堅調に推移しており、問題とすべき毀損はない。

④ 公益財団法人おかやまの森整備公社（出資先 No49）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
昭和40年 8月9日	所在地：津山市二宮 1849-2 （岡山支所：岡山市中区高屋225-1） 設立：昭和40年4月 目的：森林の有する公益的機能を高度に発揮させるための森林整備を進め、併せて森林資源の持続的利用を図り、もって農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与すること 社員： 岡山県（1）、市町村（27）及び岡山県森林組合連合会（1）計29団体 （岡山市長大森氏が当公社社員）	森林の有する公益的機能を高度に発揮させるための森林整備を進め、併せて森林資源の持続的利用を図る。	変更なし	0人	予定なし	政策3 ④森林の活用と水産業の振興
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			経常収益	2,230,518	1,968,183	1,895,372
			当期経常増減額	1,247,834	1,160,184	1,165,959
			当期一般正味財産増減額	964,814	680,186	860,630
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	指定正味財産	6,679,287	6,353,253	6,008,232
	33,270,000	33,270,000	正味財産合計	15,878,748	14,587,901	13,562,694
	評価額の検討	現状出資割合	実質持分	603,392	554,340	515,382
	問題なし	3.80%	毀損率	1714%	1566%	1449%

おかやまの森整備公社は、森林の整備（造林及び育林）並びに資源の利用に関する事業、分収方式による造林及び育林の促進に関する事業、森林・林業に係る調査及び森林整備及び森林管理の受託に関する事業、森林の整備保全及び自然公園等に関する調査・計画、測量、設計・積算の受託に関する事業、森林の整備保全等に必要な技術支援等に関する事業、森林の経営管理のために必要な無料職業紹介に関する事業、森林・林業に関する普及啓発に関する事業、農山村の経済及び文化の振興のために必要な事業、その他法人の目的を達成するために必要な事業を行う団体である。岡山市は、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるための森林整備を進め、併せて森林資源の持続的利用を図ることを目的として出資している。

直近3期分の当期経常増減額は黒字計上、正味財産合計は堅調に推移しており、問題とすべき毀損はない。

⑤ 公益社団法人岡山県野菜生産安定協会（出資先 No50）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和48年 4月1日	所在地：岡山市南区藤田566-126 設立：昭和39年9月12日 目的：国民生活に必要な野菜について、計画的な生産・出荷する岡山県内の生産者に対して市場価格低落時や契約数量確保が必要な時に価格補てん金、価格差補給交付金、補給金、交付金の交付を行うことにより、生産地域における持続的な生産及び出荷の安定を図り、もって国民消費生活の安定に資することを目的とする（定款） 社員：市町村(23)及び農協(2) 中央会・連合会(2) 計27団体	市内野菜生産地域における持続的な生産・出荷を図り、消費者への野菜の安定的な供給をする。	変更日：平成17年3月22日 御津町・瀬崎町合併 変更日：平成19年1月22日 建部町・瀬戸町合併	0人	予定なし	政策3 ①意欲ある農業者による多様な生産の選択と拡大
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			経常収益	9,829	9,851	9,584
			当期経常増減額	679	374	△316
			当期一般正味財産増減額	679	374	△316
	当初出資額	現在の出資額	指定正味財産	25,005	25,005	25,005
	390,000	1,950,000	正味財産合計	53,414	52,735	52,361
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	4,273	4,219	4,189
	問題なし	8.00%	毀損率	119.14%	116.35%	114.81%

岡山県野菜生産安定協会は、野菜の価格安定に係る価格差補給交付金等の交付金に関する事業及びそれに附帯する事業を行う団体である。岡山市は、岡山県野菜生産地域における持続的な生産・出荷を図り、消費者への野菜の安定的な供給をすることを目的として出資している。

直近3期の当期経常増減額は、令和元年度は赤字であるものの、令和2年度には黒字化、正味財産合計額も堅調に推移しており、問題とすべき毀損はない。

⑥ 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（出資先 No51）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係			
昭和56年 4月20日	所在地：岡山市中区古京町1丁目7-36 岡山県庁分庁舎4階 設立：昭和56年3月 目的： 農林漁業生産の中核となる若い担い手の確保・育成 農用地の担い手への集積 事業内容： 農林漁業に対する理解と認識を深めるための啓発・体験研修に関すること 農林漁業への新規就業支援に関すること 農林漁業青年組織活動及び担い手育成対策に関すること 経営基盤の強化を図るための環境整備に関すること その他この法人の目的を達成するために必要な事業	岡山県の農林漁業生産の中核となり、農村漁村社会建設の支えとなる自立経営の気概と実践力に富む若い担い手等を、計画的・永続的に確保・育成し、もって活力ある本件農林漁業の確立に寄与することを目的とする。	変更なし	0人	予定なし	政策3 ①意欲ある農業者による多様な生産の選択と拡大 政策3 ④森林の活用と水産業の振興			
			(単位：千円)				令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	459,225	377,420		369,773		
			当期経常増減額	0	0		0		
			当期一般正味財産増減額	0	0		0		
当初出資額(円)	現在の出資額(円)	指定正味財産	729,142	733,002	745,827				
7,970,000	36,455,000	正味財産合計	738,324	742,184	755,009				
評価損の検討	現状出資割合	実質持分	36,916	37,109	37,750				
問題なし	5.00%	毀損率	1.27%	1.79%	3.55%				

岡山県農林漁業担い手育成財団は、農林漁業に対する理解と認識を深めるための啓発・体験研修に関すること、農林漁業への新規就業支援に関すること、農林漁業青年組織活動及び担い手育成対策に関すること、経営基盤の強化を図るための環境整備に関すること、その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う団体である。岡山市は、岡山県の農林漁業生産の中核となり、農村漁村社会建設の支えとなる自立経営の気概と実践力に富む若い担い手等を、計画的・永続的に確保・育成し、もって活力ある農林漁業の確立に寄与することを目的として出資している。

平成30年度から令和2年度における当期経常増減額は0円であるが、正味財産合計額は多額で推移しており、問題とすべき毀損はない。

⑦ 公益財団法人岡山県林業振興基金（出資先 No52）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成4年 5月7日	所在地：岡山市北区櫛津491-1 評議員会長：万代 洋士（岡山県農林水産部長） 設立：平成4年2月28日 目的：森林の果たす公益的機能の大切さについて、広く県民の理解を得るとともに、林業労働に従事している者の就労条件を整備し、また事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援し、林業労働力の安定的確保及び若い担い手の育成確保を図ることにより、森林の適正な維持管理を推進し、林業の安定的な発展に資することを目的とする。 事業： 森林の公益的機能の広報活動に関する事業 林業労働力に関する調査・研究に関する事業 林業担い手の労働環境改善に関する事業 林業の担い手確保・育成に関する事業 高性能林業機械等の整備促進に関する事業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業	林業労働力の安定的確保及び若い担い手の育成確保を図る。	変更なし	0人	予定なし	政策3 ④森林の活用と水産業の振興
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			経常収益	77,960		
			当期経常増減額	-2,064	正味財産増減計算書未入手 (R3年度：HPよりDL)	
			当期一般正味財産増減額	-2,064		
当初出資額（円）	現在の出資額（円）	指定正味財産	1,875,000	1,875,000	1,913,459	
15,784,409	15,784,409	正味財産合計	1,910,417	1,912,480	1,917,621	
評価損の検討	現状出資割合	実質持分	19,104	19,125	19,176	
問題なし	1.00%	毀損率	21.03%	21.16%	21.49%	

岡山県林業振興基金は、森林の公益的機能の広報活動に関する事業、林業労働力に関する調査・研究に関する事業、林業担い手の労働環境改善に関する事業、林業の担い手確保・育成に関する事業、高性能林業機械等の整備促進に関する事業を行う団体である。岡山市は、林業労働力の安定的確保及び若い担い手の育成確保を図る目的で出資している。

令和3年度の当期経常増減額は赤字であるものの、正味財産合計額は多額であり、問題とすべき毀損はない。

⑧ 岡山森林組合（出資先 No53）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
平成20年 4月1日	所在地：岡山市北区御津高津 1422-1 代表理事組合長：淳森 達三 設立：平成20年4月1日	森林所有者が互いに協同して 林業の発展をめざす。	変更なし	0人	予定なし	政策3 ④森林の活用と水産業の 振興
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			事業損益	493	3,836	△1,372
			経常損益	4,239	5,648	671
			当期純損益	3,527	3,583	651
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	出資金	33,844	35,007	35,147
	131,000	131,000	資本合計（純資産）	94,148	91,784	88,341
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	377	367	353
	問題なし	0.40%	毀損率	187.47%	180.26%	169.74%

岡山森林組合は、岡山市の森林所有者が互いに協同して林業の発展をめざすことを目的として出資している団体である。

平成30年度から令和2年度において、当期純損益は3期連続黒字、純資産合計は堅調に推移しており、問題とすべき毀損はない。

⑨ 有限会社サウスヴィレッジ（出資先 No54）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成17年 3月22日	所在地：岡山市南区片岡2468番地 代表取締役：矢尾 英也 設立：平成15年3月17日 目的：平成9年4月に岡山県が農林水産業の役割とその重要性について県民の理解と認識を深めるとともに、県内の農林水産業の振興を図るため設置した「おかやまファーマーズ・マーケットサウスヴィレッジ」の管理運営のため 事業内容： 1. おかやまファーマーズ・マーケットサウスヴィレッジの管理運営業務 2. 宿泊施設、スポーツ施設等の観光施設の経営、並びに料理飲食店、売店の経営 3. 花卉及び園芸用品の販売 4. 各種催物の企画、斡旋、並びに運営 5. 生活廃棄物のリサイクル研究開発事業 6. 前各号に附帯する一切の業務	おかやまファーマーズハウス・サウスヴィレッジの運営を行うため	岡山市サウスヴィレッジの運営を行うため	0人	岡山市サウスヴィレッジの指定管理料：R3 300万円	政策3 ③地産地消で市民が支え誇れる農業都市づくり
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			事業損益	P/L未入手		
			経常損益	P/L未入手		
			当期純損益	P/L未入手		
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	出資金	7,000	7,000	7,000
	1,500,000	1,500,000	資本合計（純資産）	71,536	62,372	59,242
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	15,023	13,098	12,441
	問題なし	21.00%	毀損率	901.51%	773.20%	729.39%

有限会社サウスヴィレッジは、岡山市サウスヴィレッジの管理運営業務、宿泊施設、スポーツ施設等の観光施設の経営、並びに料理飲食店、売店の経営、花卉及び園芸用品の販売、各種催物の企画、斡旋、並びに運営、生活廃棄物のリサイクル研究開発事業、これらに附帯する一切の業務を行う団体である。岡山市は、岡山市サウスヴィレッジの運営を行う目的で出資している。

直近3期の損益計算書未入手のため経営成績の詳細不明であるが、純資産残高は堅調に推移しており、問題とすべき毀損はない。

第 25 項 福祉援護課

- ① 公益財団法人岡山市ふれあい公社（出資先 No55）【外郭団体】
- ② 一般財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会（出資先 No56）

① 公益財団法人岡山市ふれあい公社（出資先 No55）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係				
平成 4 年 9 月 30 日	<p>所在地：岡山市中区桑野715番地2 代表者：那須正己 設立：平成 4 年 10 月 14 日 目的：岡山市民一人ひとりが、心豊かに健康で、ともに生きることができる社会の実現に向けて、必要な人材育成等条件整備を推進するとともに、市民と一体となり地域ニーズに即した福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し、提供することにより、市民福祉の向上に寄与すること</p> <p>事業： ①市民の福祉・健康・生涯学習の増進のための普及啓発、人材育成並びに調査・研究開発事業 ②児童の健全な育成に関する事業 ③高齢者および障害者等の生活支援に関する事業（介護保険法および障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉サービス事業を含む） ④岡山市が設置するふれあいセンター等の管理運営事業 ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	財団法人岡山市ふれあい公社の設立のため	変更なし	市職員：7 名（内再任用 4 名）（理事（事務局長）：市の再任用の職員） 元市職員：2 名（理事（理事長）：元副市長 那須氏）	岡山市ふれあい公社事業費補助金 岡山市安全・安心ネットワーク「地域応援人づくり」事業補助金 岡山市手話奉仕員養成事業補助金 岡山市地域子育て支援拠点における ICT 化推進等事業費補助金 岡山市地域子育て支援拠点における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 岡山市児童館における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 岡山市地域生活支援事業費補助金 一詳細は「ふれあい公社への補助金」シート参照	政策 22 ④地域福祉の推進 政策 12 ①子どもが安全で健康に育つことができる環境づくり				
							(単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
							経常収益	4,689,658	3,967,745	3,322,520
							当期経常増減額	△18,525	27,435	47,403
							当期一般正味財産増減額	△18,525	27,435	47,414
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	指定正味財産	100,000	100,000	100,000				
	100,000,000	100,000,000	正味財産合計	882,270	900,795	873,360				
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	882,270	900,795	873,360				
	問題なし	100.00%	毀損率	782.27%	800.79%	773.36%				

※令和3年度 公益財団法人岡山市ふれあい公社への補助金

補助金名	交付決定額	交付確定額	目的	資料
岡山市ふれあい公社事業費補助金	28,000,000	25,500,762	公益財団法人岡山市ふれあい公社が新しい発想に立った多様な在宅福祉サービスや福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し、市民福祉の向上に寄与していく事業の実施のため	岡山市ふれあい公社事業費補助金交付要綱
岡山市安全・安心ネットワーク「地域応援人づくり」事業補助金	3,200,000	2,645,146	公益財団法人岡山市ふれあい公社が新しい発想に立った多様な防犯・防災・環境美化・地域福祉・健康づくりに関する各種サービスを開発し、市民の安全・安心ネットワークへの参画意識の向上に寄与していく事業の実施のため	岡山市安全・安心ネットワーク「地域応援人づくり」事業補助金交付要綱
岡山市手話奉仕員養成事業補助金	2,927,500	2,312,313	聴覚障害者の意思疎通の円滑化及び社会参加の促進並びに福祉の向上を図るため、聴覚障害者の意思疎通手段の一つである手話に必要な知識及び技術を習得した手話奉仕員を要請する事業に対し補助金を交付する	岡山市手話奉仕員養成事業補助金交付要綱
岡山市地域子育て支援拠点におけるICT化推進等事業費補助金	2,445,000	2,445,000	地域子育て支援拠点におけるICT化推進等に資するため	岡山市地域子育て支援拠点におけるICT化推進等事業費補助金交付要綱
岡山市地域子育て支援拠点における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	1,494,000	1,494,000	地域子育て支援拠点における新型コロナウイルス感染症対策に資するため	岡山市地域子育て支援拠点における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱
岡山市児童館における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	917,000	917,000	岡山市児童館における新型コロナウイルス感染症対策に資するため	岡山市児童館における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱
岡山市地域生活支援事業費補助金	1,609,200	1,609,200	屋外での移動に困難がある障害者・児について、移動支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すため	岡山市移動支援事業実施要綱
	40,592,700	36,923,421		

公益財団法人岡山市ふれあい公社は、市民の福祉・健康・生涯学習の増進のための普及啓発、人材育成並びに調査・研究開発事業、児童の健全な育成に関する事業、高齢者および障害者等の生活支援に関する事業、岡山市が設置するふれあいセンター等の管理運営事業等を行う団体である。岡山市は、財団法人岡山市ふれあい公社の設立を目的として出資している。

平成21年の包括外部監査において、「解散 社協との統合」と記載されていたが、岡山市ふれあい公社は存続している。このことにつき、担当課へ質問したところ、社会福祉協議会と岡山市ふれあい公社の今後の在り方について、平成24年に方向性を固め、社会福祉協議会との統合はせず、ふれあい公社は公益財団法人への移行を目指すとともに、両組織の事務事業の見直しを行いながら効率的・効果的な事業運営に努めるとしたとの回答を得ており、問題はないと判断した。

当期経常増減額は令和3年度で赤字化したものの、正味財産合計額は高い水準で推移しており、問題とすべき毀損はない。

② 一般財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会（出資先 No56）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和57年 5月15日	所在地：兵庫県姫路市西延末476番地（姫路市平和資料館内） 代表者：清元 秀泰（姫路市長） 設立の経緯： 昭和22年1月18日 全国戦災都市連盟設立 昭和27年5月17日 太平洋戦全国戦災都市空爆犠牲者慰霊協会設立 昭和34年11月24日 全国戦災都市連盟解散 昭和57年8月6日 財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会設立 平成25年4月1日 一般財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会設立、財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会解散 目的：慰霊塔を護持し、全国の空爆犠牲者を追悼し、平和を祈念する 事業： 1. 慰霊塔の維持管理 2. 慰霊塔の広報啓発 3. 太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式の実施	財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会設立のため	変更なし 平成18年6月 基本財産取崩（各出資団体ごとに出資額の半額相当） 岡山市出資額：700千円→350千円 →慰霊塔の修繕のために取崩を実施している。出資金が返金されたわけではない	なし	予定なし	政策19 ②平和を大切にす意識の醸成
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			経常収益	16,545	16,629	16,527
			当期経常増減額	7	116	△368
			当期一般正味財産増減額	200	319	△156
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	指定正味財産	4,106	4,299	4,502
	700,000	350,000	正味財産合計	21,491	21,485	21,369
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	1,934	1,934	1,923
	問題なし	9.00%	毀損率	452.63%	452.46%	449.48%

太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会は、慰霊塔の維持管理、慰霊塔の広報啓発、太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式の実施を行う団体である。岡山市は、財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会設立を目的として出資している。

令和元年度の当期経常増減額は赤字計上しているものの、令和2年度、令和3年度は黒字計上、正味財産合計額も堅調に推移しており、問題とすべき毀損はない。

第26項 文化振興課

① 公益財団法人岡山文化芸術創造（出資先 No57）【外郭団体】

② 表町第一開発ビル株式会社（出資先 No58）

① 公益財団法人岡山文化芸術創造（出資先 No57）【外郭団体】

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
昭和59年 9月25日 (シンフォニー)	所在地：岡山市北区表町一丁目5番1号 代表理事：越宗孝昌 設立：令和2年4月1日（※） 目的：岡山の文化芸術の振興に関する、多様な文化事業を創造し展開することにより、地域の文化活動の活性化と、文化芸術を担う次世代の人材育成等を図ることで、市民県民のすこやかで心豊かな生活の向上及び地域社会の発展に寄与すること 事業：公益目的事業、収益事業 ※「旧公益財団法人岡山シンフォニーホール」と「旧公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団」が合併し、「公益財団法人岡山文化芸術創造」に名称変更した。	【旧公益財団法人岡山シンフォニーホール】 当初出資日：昭和59年9月25日 目的：旧財団の設立に係る基本財産として出資 当初出資金額：35,000,000円 令和4年3月31日：35,000,000円 【旧公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団】 当初出資日：昭和62年11月2日 目的：旧財団の設立に係る基本財産として出資 当初出資金額：182,000,000円 令和4年3月31日：419,459,332円	変更なし	市職員：1名 元市職員：1名	種別：岡山シンフォニーホール文化事業補助金 目的：地域の音楽文化の振興を図る 金額：6,400,000円（R3年度） 資料：岡山シンフォニーホール文化事業補助金交付要綱 種別：岡山市商店街振興対策事業補助金 目的：商店街活性化につながるアイデアを有する外部団体と、アイデアに取り組みたい商店会をマッチングし、両者の新たな関係構築をサポートするほか、商店街の新たな賑わいの創出や課題の解消等に繋げていく 金額：500,000円（R3年度） 資料：令和4年度商店街サポートアイデア協議事業要項	政策9 ①文化芸術施設を核にした文化芸術の振興
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			経常収益	681,231	507,608	
			当期経常増減額	3,354	△35,482	
			当期一般正味財産増減額	3,354	△35,482	合併前のため記載なし
	当初出資額（円） (シンフォニー/振興財団の合算額)	現在の出資額（円） (同)	指定正味財産	604,724	578,761	
	217,000,000	454,459,332	正味財産合計	669,600	640,283	
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	577,798	552,500	0
	問題なし	86.29%	毀損率	27.14%	21.57%	△100.00%

令和2年4月1日に旧公益財団法人岡山シンフォニーホールが旧公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団を合併し、公益財団法人岡山文化芸術創造へ名称変更した。

岡山市の旧公益財団法人岡山シンフォニーホールに対する出資は財団の設立時に行われ、出資額は変動していないが、旧公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団に対する出資は、設立時に182百万円出資した後に、令和4年3月31日時点において、419百万円まで増加している。出資を増額した要因につき、担当課へ質問したところ、スポーツ及び文化振興目的で個人や企業から受けた岡山市に対する寄付金を、岡山市が基金に積み立て、その基金を取り崩した部分を出資金としたとの回答を得ている。

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の事業活動がイレギュラーとなり、収

益性が圧迫された。ただ、令和3年度から岡山芸術創造劇場ハレノワの指定管理者となっており、指定管理料が増加したことから、収益性が改善している。岡山芸術創造劇場ハレノワのオープンは令和5年であるため、オープン後は指定管理料の増額等が見込まれ、黒字体質で推移することになると予測される。

② 表町第一開発ビル株式会社（出資先 No58）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係
平成3年 4月2日	所在地：岡山市北区表町1丁目5-1 代表者：三宅順一 設立：平成3年（詳細不明） （シンフォニービル：平成3年9月完成） 事業内容：総合商業施設岡山シンフォニービルの管理・運営	団体の設立に係る出資 （株式の取得）	変更なし	出資団体への市職員の出向者数：局長が非常勤の取締役となっている。 出資団体での元市職員の勤務者数：1名	予定なし	政策9 ①文化芸術施設を核にした文化芸術の振興
			(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
			営業損益	16,647	14,285	5,942
			経常損益	16,868	19,160	19,228
			当期純損益	11,350	14,101	19,069
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	資本金	30,000	30,000	30,000
	6,100,000	6,100,000	資本金合計（純資産）	393,373	382,833	369,542
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	78,675	76,567	73,908
	問題なし	20.00%	毀損率	1189.75%	1155.19%	1111.61%

岡山シンフォニーホールを含む岡山シンフォニービル全体のビル管理業務を受託している会社であり、修繕や建替え更新のための資金積立を行っている。表町第一開発ビル株式会社への出資割合は、岡山シンフォニービルにテナントとして入居している会社が床面積に応じて出資している。よって、他のテナントによる入退居が岡山市の出資割合の増減につながる事となるため、財務諸表作成時の出資割合は適時に把握する必要がある。

堅調に経常利益及び当期純利益が推移しており、出資の評価として問題はないと判断している。

第 27 項 保育・幼児教育課

① 学校法人内山下保育会（出資先 No59）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係		
平成15年 10月27日	私立内山下幼稚園を運営する学校法人。	平成15年10月27日、法人設立の認可の必要な資産増強への援助であり、学校法人に移行した場合は、県からの運営費補助を受けられるため、市の毎年の補助を打ち切る事により市の負担軽減になるため出捐した。	変更なし	なし	(1)岡山市私立幼稚園支援事業費補助金(私立幼稚園が行う幼児期の教育及び保育の一体的振興を図り質的充実を実現するため、851,281円) (2)岡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金(低所得者で生計が困難である保護者への実費徴収額の一部を免除又は減免することにより子どもの健やかな成長を支援するため(園による代理受領)、526,392円)	政策12 ①子どもが安全で健やかに育つことができる環境づくり 政策11 ①仕事と子育ての両立のための基盤整備		
			(単位：千円)	令和2年度			令和元年度	平成30年度
			事業活動収入(教育)	137,611			139,126	126,209
			経常収支差額	△2,007			1,971	△9,304
			基本金組入前当年度収支差額	△1,787			1,971	△9,348
当初出資額(円)	現在の出資額(円)	純資産の部	319,566	321,353	319,381			
19,950,000	19,950,000	1号基本金	382,305	373,862	382,305			
評価損の検討	現状出資割合	実質持分	69,026	69,412	68,986			
問題なし	21.60%	毀損率	246.00%	247.93%	245.80%			

【私立学校法人に対する岡山市からの出捐金】

1学区1幼稚園という行政目的の中で空白地帯であった、内山下地区について、岡山市が行うべき保育業務を同法人の前身である、財団法人内山下保育会へ補助金を支出し、行政を委託していた。

同財団は、平成15年3月28日に岡山県の許認可を受けた上で、平成15年4月1日に法人設立した。そのうえで、学校法人内山下幼稚園の教育の充実のため、また岡山市の負担の軽減のために、同年10月に岡山市が1号基本金に出捐したものである。

【出資の手続について】

地方自治体が私立学校法人に対して出資出来るのか、という点については、私学助成法上明文で禁止されていないことから、地方自治体側の出資要件を満たしているならば、出資可能なようである(岡山県学事課を通して文部科学省私学行政課法規係に確認)。

当時の担当課であった岡山市教育委員会の手続きについてであるが、教育委員会の認

識としては、財政的支援ということで、出捐計画は作成されず、寄付行為に関する資料も保存されていない。岡山市における出資関係の統制での検出事項が散見されるため、設立後確実に公有財産を登録し、必要となる自治法上の統制を懈怠しないような統制を構築すべきであろう。（『意見1』参照）

【出資割合について】

学校法人会計上1号基本金については、運営後永続的に必要と判断し資産を購入した場合には繰越収支差額より基本金に組入れられる。これについては、無償増資と同様であるため、このことにより当初の出資割合が変動することはないと考えられ、あるべきは当初設立時の出資割合を引き継ぐことであろう（この点岡山県で設立された学校法人についてはそのような措置が行われている）。この点、平成16年度の出資割合調査表においては、21.6%と記載されており、現状担当課が認識している出資割合5.21%から改める必要がある。

第 28 項 保健管理課

- ① 公益財団法人岡山県動物愛護財団（出資先 No60）
- ② 公益財団法人岡山県健康づくり財団（出資先 No61）
- ③ 公益財団法人岡山県臓器バンク（出資先 No62）

① 公益財団法人岡山県動物愛護財団（出資先 No60）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成 8 年 5 月 30 日	この財団は、広く県民の皆さんとご一緒に、動物愛護思想を普及・啓発すると共に愛護活動を実践し、「人と動物が共存できる豊かな地域社会」の実現に寄与することを目的として設立されました。	岡山県が主体となって進めた同財団設立に関して、その趣旨に賛同した上で市の応負担分の出えんを行うため。	市町村合併により、出えん額が増加	なし	なし	政策20 ④感染症対策
			(単位：千円)	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
			経常収益	31,716	31,915	31,970
			当期経常増減額	238	1,256	319
			一般正味財産増減額	238	1,256	19,329
当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	正味財産	130,455	130,218	128,962	
9,202,000	10,142,000	指定正味財産	0	0	0	
評価損の検討	現状出資割合	実質持分	13,228	13,204	13,077	
問題なし	10.14%	毀損率	30.43%	30.19%	28.94%	

岡山県主導で設立された動物愛護団体に対する岡山市の応負担分の出捐金である。

岡山市の出捐金は、基本財産として資産側に計上されているのであるが、指定正味財産は全て取り崩され 0 円となっている。これについて、担当課に調査を依頼したところ、法人側での表記間違いとのことであり、法人側で指定正味財産に計上するように修正されたようである。

令和元年度に比較的多額の利益が出ているのであるが、これは、基本財産として保有している国債の売却益である。当時の正味財産増減計算書を確認すると、売却益を全て法人会計で取り込んでいる。指定寄付として受けた財産であり出捐者の意図を考えると、本来的には公益目的事業収入にも配賦した上で収支相償要件を検討すべきであったと考えられる。この点その後の決算を確認しても報酬を上げるなどの措置は行われていないことから、悪意はないと考えられる。

② 公益財団法人岡山県健康づくり財団（出資先 No61）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係
平成4年 3月30日	県民の総合的な健康づくりを推進するとともに、生活習慣病等の疾病の予防及び早期発見、結核及び一般医療、生活環境の保全に必要な事業等の活動を行い、もって県民の公衆衛生の向上と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、この目的を達成するために事業を行う。	第3次岡山県総合福祉計画並びに岡山県地域保健医療計画により、県民の健康づくりと疾病予防を民間活力の長所を活かして主体的に遂行するとともに、地方自治体を実施する保健衛生施策を補完する総合的な保健機能を有する実務団体の設立のため県内市町村へ人口と財政力に応じて出捐が求められたため、財団法人設立の趣意に賛同し、出捐したものです。 出資を行った日：平成4年3月30日 ※合併前の旧御津、建部、瀬崎及び瀬戸町の出捐も市町村合併に伴い引き継いでいます。 出資金に関する条例及び諸規則・内規・ガイドライン等はありません。	変更なし	なし	なし	政策20 ①健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進
			(単位：千円)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
			経常収益	3,426,551	3,550,906	3,520,744
			当期経常増減額	238	△41,150	27,364
			一般正味財産増減額	238	△41,572	25,684
	当初出資額（円）	現在の出資額（円）	正味財産	2,306,564	2,451,752	2,492,666
	1,121,000	1,121,000	指定正味財産	267,218	231,224	230,567
	評価損の検討	現状出資割合	実質持分	24,680	26,234	26,672
	問題なし	1.07%	毀損率	2101.63%	2240.21%	2279.26%

岡山県主導の地域医療事業実施団体に対する岡山市の応負担分の出捐金である。

団体は、設立後も寄付を受け指定正味財産は増加しているのであるが、出資割合としては、基本財産に対する割合で認識されている。

③ 公益財団法人岡山県臓器バンク (No62)

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該法人の関係				
平成2年 9月7日	腎臓、心臓、肝臓、肺等の機能障害のある人たちが、これらの臓器の移植により機能を回復し、健康で快適な生活が送れるよう、臓器移植に関する正しい知識の普及・啓発、臓器提供についての意思表示カードの普及等に必要事業を行い住民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的としています。	出捐に至った経緯としては、財団から県内町村へ人口と財政に応じて出捐が求められ、瀬戸町が応じたものです。 出捐を行った日：平成2年9月7日 ※合併前の瀬戸町の引継ぎ 目的：腎臓バンクの設立趣旨に賛同し、出捐したものです。 出捐金に関する条例及び規則・内規・ガイドライン等はありません。	変更なし	なし	なし	政策20 ①健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進				
							(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
							経常収益	12,202	13,537	13,512
							当期経常増減額	1,756	△1,223	△2,737
							一般正味財産増減額	1,756	△1,223	△2,737
当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	正味財産	96,340	94,584	95,807					
43,000	43,000	指定正味財産	96,340	94,584	95,807					
評価損の検討	現状出資割合	実質持分	48	47	48					
問題なし	0.05%	毀損率	12.02%	9.98%	11.40%					

岡山市が合併した瀬戸町が出資していた団体に対する出捐金を同町合併時に引き継いだものである。

第 29 項 医療政策推進課

① 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（出資先 No63）

当初出資日	法人の概要	当初目的	現在の目的	市職員の派遣	本市からの補助金等について	総合計画と該当法人の関係	
平成26年 4月1日	地方独立行政法人岡山市立総合医療センターは平成26年4月1日に公営企業の全部適用から地方独立行政法人への経営形態の移行に伴い設立されました。その法人である岡山市立総合医療センターが岡山市立市民病院及び岡山市立せのお病院の2病院を運営しています。	目的：地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの設立 金額：2,322,148,685円 (地方独立行政法人法第66条の2第1項により設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする額)	変更なし	市職員：1名 元職員：5名（医師・看護師等の専門職を除く）	地方独立行政法人法第88条の運営費負担金、同法44条の運営費交付金 本市からの貸付金残高13,027,835円 (令和2年度末)	政策21 ①地域包括ケアシステムの構築 政策21 ②在宅医療・介護の推進	
	当初出資額 (円)	現在の出資額 (円)	(単位：千円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	2,322,148,685	2,322,148,685	営業収益	15,583,875	14,728,511	14,063,654	13,716,727
	評価額の検討	現状出資割合	営業利益	180,109	1,685,902	537,985	350,751
		100.00%	当期総利益	1,188,905	1,060,008	21,050	△245,170
	平成30年度以前に検討されるべき状況が生じていたが、検討がなされていない。		純資産	3,185,138	1,996,233	1,823,942	915,174
			資本金	2,322,149	2,322,149	2,322,149	2,322,149
			実質持分	3,185,138	1,996,233	1,823,942	915,174
			毀損率	37.16%	△14.04%	△21.45%	△60.50%

岡山市における地方公営企業の病院事業として運営されていた岡山市立市民病院および岡山市立せのお病院の2病院を、地方独立行政法人を設立した上で移管運営する団体に対する出資である。これを地方公営企業に対する負担金の操出と認識していたため、地方自治法上の公有財産としての登録は行われていない。また、財政課では、設立当初団体に対する出資を出資金として計上したが、岡山市における新公会計マニュアル適用初年度の決算である平成28年度の期首に出資額を取り崩している（『第4章 第2節 第1項 岡山市の出資金』参照）。

病院事業の健全運営は地方自治体が抱える問題の一つであると言われるが、地方独立行政法人への移行は問題解決手段の一つである。それは、地方独立行政法人法により、岡山市が中期目標を作成し、それを反映させた中期計画及び年度計画を地方独立行政法

人が策定し、業務運営を行うとともに、その実績評価を行うことが法定化されており（地方独立行政法人法第 25 条・26 条・27 条・28 条）、法人のスキーム自体に PDCA 体制が実装されているためである。

それでは、岡山市の病院事業問題の解決策として実施された、地方独立行政法人の状況を確認してみる。

【経営状況について】

現状、第 2 期中期計画（平成 30 年度～令和 3 年度）が終わった段階である。平成 30 年度決算時は 60% 毀損しており評価減が必要な状況であったが、現状評価減対象から抜け出すほどとなっている。

【第 2 期中期計画期間（単年度計画引用）】

（百万円）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計画累計
医業収益	計画	11,889	12,459	12,837	12,445	49,630
	実績	12,150	12,531	11,211	12,358	48,250
	差異	261	72	△ 1,626	△ 87	△ 1,380
医業費用	計画	12,959	13,384	13,213	13,277	51,839
	実績	13,246	13,321	12,872	13,523	52,962
	差異	287	△ 63	△ 341	246	1,123
純利益	計画	△ 253	△ 203	77	△ 52	△ 431
	①実績	△ 245	21	1,060	1,188	2,024
	差異	8	224	983	1,240	2,455

【第 2 期中期計画に計画されていなかった補助金額の予算実績対比】

（百万円）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計画累計
補助金	計画（その他営+業外）	161	162	170	178	671
	実績	83	133	2,255	1,977	4,448
	②差異	△ 78	△ 29	2,085	1,799	3,777
	①-②	86	253	△ 1,102	△ 559	△ 1,322

これを中期計画比で見ると、実態としては中期計画及び単年度計画では計画されていなかった、補助金収入によるものであることが分かる。補助金収入がなければ、直近 2 ヶ年はコロナ禍でもあるため、実質赤字である。補助金の中身は、直近会計期間である令和 3 年度の補助金を団体の決算附属明細書を確認してみると、新型コロナ患者のための病床確保に対しての協力支援補助金である「岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保補助金 18 億円」などに支えられていることが分かる。このような一過性の要因で直近 2 ヶ年は大幅な黒字となり、評価減対象団体から抜け出しているため、財務内容改善の全てが PDCA 体制によるものとはいえない。

とはいえコロナ禍の影響がなかった平成 30 年度及び令和元年度は体制評価の参考となる。法人の自助努力の指標である、医業収益及び医業費用はほぼ計画通り推移し、令和元年度決算では 1 年前倒しで、単年度黒字を達成している。

【参考として第一期中期計画比】

【第1期中期計画期間（単年度計画引用）】

(百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計画累計
医業収益	計画	8,377	9,784	11,128	11,514	40,803
	実績	8,047	9,660	10,663	11,415	39,785
	差異	△ 330	△ 124	△ 465	△ 99	△ 1,018
医業費用	計画	9,776	11,836	12,612	12,517	51,839
	実績	8,939	11,466	11,947	12,538	44,890
	差異	△ 837	△ 370	△ 665	21	△ 6,949
純利益	計画	△ 451	△ 1,146	△ 38	90	△ 1,545
	①実績	△ 38	△ 652	△ 269	△ 202	△ 1,161
	差異	413	494	△ 231	△ 292	384

参考として、更に設立当初の第一期中期計画期間を確認すると、設立当初より医業収益の増加は順調に推移、平成28年度より単年度経営計画未達成が続いたが、平成30年度ほぼ達成し令和元年度に1年前倒しで黒字化している。

このように、設立当初の赤字幅を計画比で低く抑え（第一期計画期間累計比+384百万円）、単年度黒字化を1年前倒しで達成していることを鑑みると、担当課が実施するPDCA体制については、有効に機能していると評価できる。

とはいうものの、設立当初の赤字により、評価減対象となりコロナ補助金がなければ、毎年の黒字でも現状は評価減対象であることを考えると、引き続き留意が必要であることには変わらない。

このような視点から、次に岡山市の財政的な支援体制についても確認してみる。

【公立病院の支援方針について】

地方公共団体の課題の一つである公立病院の支援方針については、「公立病院改革ガイドライン」（平成19年・平成27年）が総務省より出され、基本的には統合再編による経営の効率化を志向していた。

これに対し令和4年に通知された「公立病院経営強化ガイドライン」では、持続可能な地域医療提供体制を確保するために公立病院の経営を強化していくことを志向するような内容に変化している。これは、経営形態の見直しや再編を行っても依然として事業の永続性の確保が困難である病院が多数あること、そして、コロナ対応において公立病院が中核的な役割を果たしたことにより、感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されたことによるところが大きいようである。そのため、持続可能な地域医療体制の確保をするため、医師等の限られた人的資源を地域全体で最大限効率的に活用するというを最も重視することにより、新興感染症拡大等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していく、という方針に転換している。

このように持続可能な地域医療体制の確保を志向し経営力を強化していくという基本方針の中にあっても、基本は地方公営企業の時と同じく第三セクターとなっても団体として自主独立運営を志向すべきである。従って、団体に対する支援の増大化が自主独立性を阻害してはならないし、それにより、行政サービスのアンバランス化に繋がることは本来平等であるべき受益の効果の観点からも望ましくはない。

このような視点から、岡山市としての支援体制について確認する。

【運営費負担金について】

公営企業型地方独立行政法人に対する設立団体である岡山市の負担としては既述した通り運営費負担金として支援がなされる。根拠条文は地方独立行政法人法第 85 条第 1 項であり、地方独立行政法人の事業経費のうち、次に掲げるものを設立団体が負担するものとされている。

第 1 号 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

第 2 号 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

このように、非常にあいまいな表現により規定されているため、運営費負担金が増大化する可能性もあることから、総務省自治財政局公営企業課長より、『地方独立行政法人法第 85 条第 1 項に定める設立団体が負担すべき経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局通知）に準じ、設立団体が適切に負担すべきこと。』と通知が行われている（平成 21 年 3 月 26 日総財公第 25 号）。

これは、負担金の一部について地方交付税措置がなされているため、交付税に関して地方自治体間の公平性を確保する観点から定められている面もあるのであるが、これにより、岡山市としての経費負担額の積算は条文をルール化して行いうるものとなっている。

次に最新の地方公営企業に対する通知（令和 3 年度の地方公営企業繰出金について（通知）（総財公第 27 号））と岡山市の積算資料を入手し閲覧検証を実施した。

区分	項目	積算方法に関する検出事項
1号経費	救急医療の確保に要する経費	なし
2号経費	リハビリテーション医療に要する経費	市民病院分については、平成27年度以降未計上
	小児医療に要する経費	なし
	小児救急に要する経費	なし
	高度医療に要する経費	なし
	企業債元利償還額	通知で企業債元利償還額のうち1/2相当額までの負担金が認められているが、市民病院分については、より低い割合（25%又は22.5%）で積算されている。

経費負担項目については、総務省の通知の通りであった。積算シートについて元資料との突合までは行っていないが、令和2年度の実績に基づいて更新運用されている。また、表の積算方法に記載した通り、2号経費のリハビリテーション医療に要する経費などについて、市民病院分については、通知上認められる経費負担額を平成27年度以降未計上であり、企業債元利金見合いの経費負担についても、市民病院分については通知上の負担割合よりも低い割合で積算が行われており、より団体に対して自主独立性を促すような形での積算が行われている。

【第2期中期計画より】

(百万円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計画累計
運営費負担金収入	計画	1,438	1,459	1,121	1,098	5,116
	実績（負担金＋交付金）	1,402	1,424	1,086	1,068	4,980
	差異	△36	△35	△35	△30	△136

このように積算された岡山市の運営費負担金について直近の第2期中期計画期間での実績対比を行うと、計画期間累計ではほぼ中期計画通りの実績となっている。なお、進行中の第3期中期計画期間累計4年間の負担金合計額は、3,656百万円で計画されており（計画期間累計比△1,468百万円）、地方独立行政法人に移行したことにより実施されるPDCA体制により、更なる市の負担の軽減を企図するとともに、団体により自主的な運営を促している。

【長期貸付金について】

地方独立行政法人は設立団体以外からの長期借入が出来ない（地方独立行政法人法第41条第4項）。そのため、岡山市が岡山市の特別会計にて起債し資金調達を行ったうえで団体に対して長期貸付を行っている（貸付期間は取得目的とする資産の耐用年数・貸付利率は岡山市が外部より調達する際の利率と同率）。岡山市が債券を償還する際に同額を法人より回収するため、期末残高は同額となるように運用されている。

法人に対する貸付額については、負担金と同様に中期計画にて計画された範囲で実施され、岡山市における起債額についても毎年総務省より通知される地方債同意等基準に

基づき総務省の承認を得ている。

【岡山市】

(百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
岡山市立総合医療センター 病院事業債特別会計 市債現在残高	15,835	15,373	14,696	13,777	13,028
地方独立行政法人貸付金残高	15,835	15,373	14,696	13,777	13,028

【地方独立行政法人 岡山市立総合医療センター】

(百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
長期借入金	11,620	11,403	11,023	10,342	9,839
移行前地方債	4,214	3,969	3,672	3,434	3,188
合計	15,835	15,373	14,696	13,777	13,028

平成28年度から令和2年度までの経年比較を行うと、岡山市の特別会計における市債現在高及び法人に対する貸付額と法人の長期借入金残高は合致している。また、返済は順調に行われ、残高は毎年減少している。毎年の純減額からみた返済期間が長期となっているが、それは残高の多くが北長瀬駅南側に建設した新市民病院の建設資金であり、耐用年数が長期になるためである。

以上岡山市の支援状況を確認したが、所管課は非常に緊張感ある支援を、関係各者とともに責任感を持って行うことにより、団体の自主独立性を高めるような行政活動を行っている。また、前述した通り、地方独立行政法人に法定されたPDCA体制を適切に構築運用することにより、法人立ち上げ時の困難な業務を着実に遂行した上で、令和元年度において、計画対比1年前倒しで黒字化を果たしている。

しかしながら、令和2年度より病院事業を取り巻く環境がコロナ禍となったため、これが永続的な体制となったかといえ、その評価を下すには期間が短すぎるため判断を下すのは時期尚早であろう。実態としては、コロナ各種補助金がなければ、現状も評価減対象の団体であることを鑑みると、現在の第3期中期計画期間（令和4年度～令和7年度）においても、構築された有効なPDCA体制を引き続き責任感を持って運用することにより団体職員の経営マインドを高めつつ、関係各者とともに団体の先行きを注視していく必要がある。そして、第3期中期計画期間終了時の評価結果として、岡山市において持続可能な地域医療体制がある程度確保出来ている、と評価出来ることを志向して引き続き行政活動を行っていただきたいと思う。

事業の形としては、見てきた通り理想的なPDCA体制を構築しそれが責任感を持って運用されているため、今後岡山市が進めていく事業計画を中心とした有効なPDCA体制の構築運営に当たってのモデルケースとなる。

第30項 水道局企画総務課（地方公営企業）

1 事業内容

①上水道事業、②工業用水道事業を行っている。

関連する法令：地方公営企業法、水道法、工業用水道事業法

2 ①上水道事業について

(1) 概要（令和4年3月31日時点）

送水開始：1905年7月23日

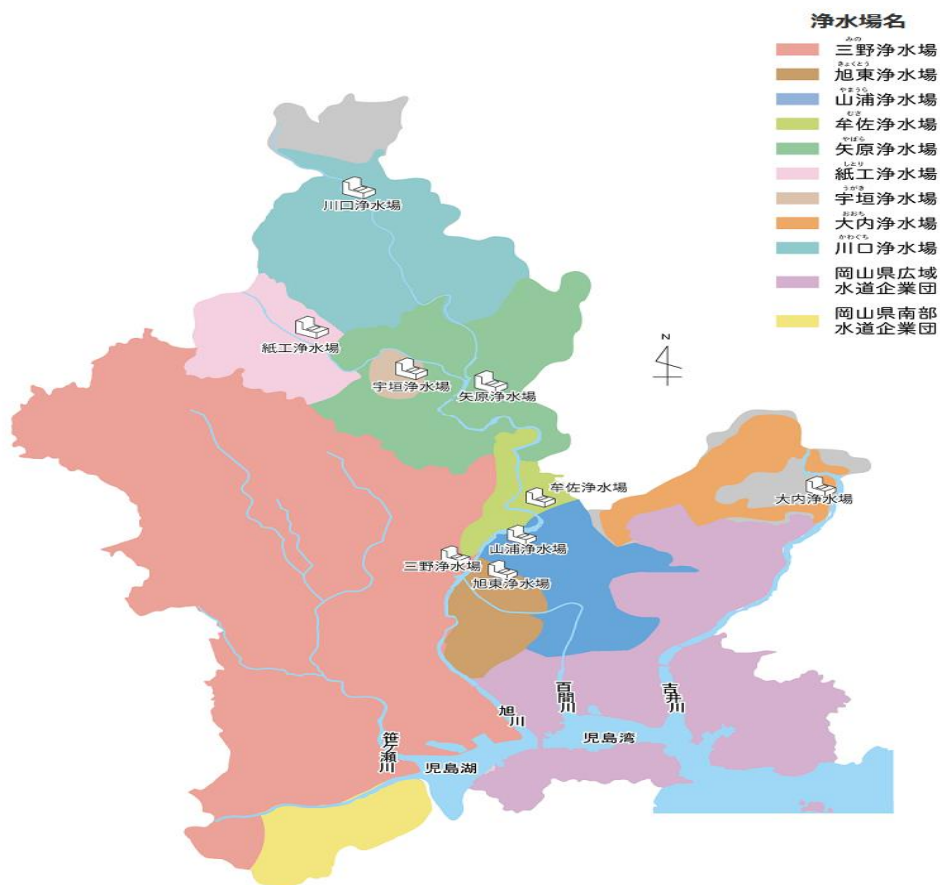
給水人口：701,090人

給水世帯：334,696世帯

メーター設置数：332,474個

給水能力：341,913 m³（1日あたりの処理能力）

【浄水場】



【配水池】

有効容量：149,813 m³

配水場数：87 箇所

配水池数：152 池

導、送、配水管延長 4,384,128m

- ・導水管： 6,979m
- ・送水管： 12,385m
- ・配水管：4,364,764m

(2) 収支について

過去3年間の収支は以下の表のとおりである。

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業収益	13,300,356	12,898,230	13,225,033
営業損益	27,364	△ 504,521	△ 252,267
他会計繰入金	26,491	377,320	23,639
長期前受金戻入	1,878,902	1,890,009	1,878,250
経常損益	1,517,834	1,353,310	1,316,865
当年度純利益	1,551,506	1,339,319	1,318,388

(3) 経営状況について

上記収支の表のとおり、黒字経営が続いている。

もともと、今後、人口減少により、収入が減る見込みとなっており、次のとおり、計画に基づき、対策中である。

(4) 現在進行中の計画について

平成29年度から令和8年度の10年間において、岡山市水道事業総合基本計画アクアプラン2017が進行している。

そして、アクアプラン2017は、5年ごとにプランを分けており、アクションプラン前期編（平成29年度から令和3年度）、アクションプラン後期編（令和4年度から令和8年度）の計画が進行中である。

アクアプラン2017の具体的な計画の柱としては次の4つである。

- ①安全でおいしい水の追求
- ②水の安定供給と強靱性の確保
- ③満足度を高めるサービスの充実
- ④持続可能な水道システムの構築

なお、アクションプラン前期編の進捗率については、約 100%に達しており、順調に進捗している。

3 ②工業用水道事業について

(1) 概要（令和4年3月31日）

ア 岡山工業用水道

送水開始：1966年4月1日

給水件数：8件

給水能力：25,000 m³（1日あたりの処理能力）

水源：旭川伏流水

配水管延長：13,494m

イ 御津工業用水道

送水開始：1991年6月

給水件数：7件

給水能力：3,000 m³

水源：地下水

送水管延長：4,010m

配水管延長：4,774m

(2) 収支について

過去3年間の収支は次の表のとおりである。

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業収益	241,347	239,038	244,193
営業損益	57,179	31,369	58,982
他会計繰入金	1,508	1,534	1,080
経常損益	61,008	34,692	61,969
当年度純利益	61,022	34,702	61,928

(3) 経営状況について

工業用水道事業全体は上記収支表のとおりであるが、岡山工業用水道においては、黒字であり、御津工業用水道においては、赤字である。

(4) 今後の計画について

老朽化した施設の更新、耐久化を行う時期が差し迫っている。
また、財政基盤の強化を行う対策を考えているところである。

【意見8】

上水道について

例えば井戸水利用者等、水道局が設けた上水道を利用していない市民との公平性の観点から、仮に収支が赤字となった場合、税金を投入することができない。

また、水道管の老朽化による改修が予定されており、多額の費用がかかることも想定されている。この改修費用の想定については、工業用水道事業についても同じ。

さらに、人口減により収入が減ることも想定されている。

そこで、値上げ等を検討し、安心・安全な水を供給し続ける水道事業を行ってほしい。

【意見9】

工業用水道事業について

岡山市の工業地帯が他の政令指定都市と比べ、規模が小さいことは否めない。

しかし、老朽化による改修等予定もあることなどから、各企業に対し財政健全化の協力依頼など何らかの対策を講じる必要がある。

第31項 下水道経営企画課（地方公営企業）

1 事業内容

下水道事業は、「岡山市下水道事業経営計画2016」に基づき、下水道事業の持続的な運営を図りながら、快適で安全なまちづくりに貢献している。

特に浸水対策については、過去の浸水被害を踏まえ、「岡山市浸水対策の推進に関する条例」に基づき、雨水幹線やポンプ場などのハード整備を進めるとともに、事業者への開発行為等に伴う雨水流出抑制施設設置の助成、止水板設置補助制度などにより、市民、事業者と連携した総合的な浸水対策を進めている。

下記の推移にもあるように、下水道普及率は令和3年度68.4%にとどまっている。アクションプランに基づき、新規地区（高松、吉備津、牟佐）の詳細設計を実施している。「岡山市下水道事業経営計画2016」によれば、令和7年度の普及率の目標は、74%である。令和元年度からの普及率の伸び率を考慮すると、令和7年度の目標普及率を達成することは厳しいのではないかと考えている。ただ、ここ数年は、平成30年7月豪雨を受けて浸水対策に注力していたが、今後は、未普及対策に注力し普及率を上げていく予定であると聞いている。

事項	令和元年度	令和2年度	令和3年度
処理区域内人口（人）	485,720	487,869	487,235
水洗化戸数（戸）	160,231	162,243	165,860
年間有収水量（千㎡）	52,908	53,374	53,044
普及率（%）	67.6	68.0	68.4

2 収支及び経営状況について

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業収益	11,588,879	11,683,887	11,583,557
営業損益	△4,038,170	△4,490,278	△4,757,921
他会計負担金	2,290,185	2,151,775	1,896,956
他会計補助金	472,598	613,460	816,347
小計	2,762,783	2,765,235	2,713,303
長期前受金戻入	4,784,949	4,850,020	4,853,884
経常損益	1,095	△29,547	1,517
当年度純利益	0	0	0

上記の推移を見てもわかるように、営業損益がマイナスとなっており、汚水処理に係る費用のうち、使用料収入で賄えていない赤字部分について、他会計補助金を充てて当年度純利益が0円になるように設定されているが、永久的に赤字補填の繰出しが認められているわけではないようである。

次に、経費回収率を見ていく。当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えているかを示す指標であり、数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料収入により賄えていないことを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
下水道使用料（千円）	9,554,815	9,330,232	9,307,385
汚水処理費（千円）	9,789,053	9,731,775	9,921,942
経費回収率（％）	97.81%	95.87%	93.81%
経費回収率（参考※1（％））		93%程度	

（※1）岡山市下水道事業経営計画2016（平成28年3月策定）による計画値

上記実績値と計画値を比較しても計画値を上回っており、今後普及率・接続率を上げていくことで経費回収率も上がっていく予定であると聞いている。ただ、岡山市下水道事業会計は比較的収益性の乏しい農業集落排水事業を含んでおり、下水道事業の業績を下水道事業損益計算書で把握することは困難である。しかし、下水道事業の実際の損益を把握することが重要であり、他会計補助金の積算方法を計画上定めただうえで、損益の改善状況を下水道事業損益計算書で確認できるようにすることが有効なのではないかと考えられる。

【意見10】

他会計補助金の取扱い方法を検討し、決算書上に実際の損益が確認できるようにすることが望ましい。

第5節 小括

出資金の個別検討手続より出資金について岡山市第六次総合計画の事業に紐付けられていることを確認できた。また、対象事業の状況に変化があった場合（対象事業の経営状況の悪化・出資対象法人の目的事業の消滅など）、経営計画を作成して改善措置を講じたり、法人自体の解散を検討するなど、一部の出資金について担当課替えを検討した方が良いと思われる事象が検出されたが、概ね全体として適時に適切な措置がなされていることも確認できた。

確かに、細かい事項を挙げれば、色々ある。それは、報告書を確認していただいた上

で、改善に努めていただきたいし、対象事業に対する取り組み方針についても、ばらつきがあることも事実であるが、何より、複式簿記体系の下で PDCA 体制を敷いている事業について、非常に好ましい実績があることを確認できた点は収穫であった。その点は第 4 部における提案に繋げるにあたり、有意な情報となるものである。